

12. 教育・人的資源開発

12-1. はじめに

12-2. 現在の状況

- 12-2-1. 教育制度
- 12-2-2. 教育行政
- 12-2-3. 初等教育
- 12-2-4. 中等教育
- 12-2-5. 大学教育
- 12-2-6. 技術教育
- 12-2-7. 成人教育
- 12-2-8. 試験
- 12-2-9. 教科書
- 12-2-10. 教員
- 12-2-11. 財政
- 12-2-12. 長期的な課題
- 12-2-13. ケニアの教育に対する世界銀行の提案

12-3. 教育援助

- 12-3-1. 英国の例
- 12-3-2. 日本のケニア教育・人材育成援助

12. 教育・人的資源開発

丹埜靖子（委員）

12-1. はじめに

19世紀の半ばごろから、ヨーロッパ人ミッシヨナリの運営する学校を通して徐々に欧米式教育が導入され、アフリカの伝統社会との葛藤を経て発展し、現代ケニアにおける学校教育の基礎を築いた。また、ミッシヨナリ学校と並行して、1920年代からキクユを中心にアフリカ人自身による独立学校の設立が活発となった。この運動は植民地政府によって中絶されるが、この自助努力の経験は独立後のハランベール・スクール運動および教育全般に見られる自助活動へと引き継がれていく。

独立以前の教育は、総じてヨーロッパ人中心で、人種別（ヨーロッパ人、インド系アジア人、アフリカ人）の教育体制をとっており、アフリカ人のための教育機会は限られていた。独立と同時に、基本的権利としての教育に対する国民の要求がさらに強まった。また、独立後は政治経済運営のアフリカ人化を急速に進める必要があり、アフリカ人人材の育成が急務となった。世界でも最高水準で増加する人口をかかえ、今後2000年にかけて初等・中等教育該当人口増加率は4.1%の高水準を保つと見られる（表12-1）。現在何らかの教育機関で学んでいる人口は600万人以上、総人口の4分の1以上に当たる。教育機関の拡大、充実には政府、国民両レベルから、物心共に、最優先課題として取り組んで来ており、世銀の報告も、ケニアの教育がマクロ経済に占める“異常な重要性(unusual importance)”を指摘している。（IDA 1991.8）

12-2. 現在の状況

12-2-1. 教育制度

植民地時代の英国の教育制度をそのまま引き継いだ新政府は、問題が顕在化するたびに教育問題諮問委員会を設け長期的に検討し、その提言を教育制度や教育行政の改革に反映させてきた。最近では1988年に提出されたカムンゲ委員会の報告が10年以上の将来に渡って教育政策を検討しており、議会で採択された（Sessional Paper 1988 No. 6）。

最近の一番大きな教育改革は1985年から実施されている8-4-4制への移行であり、初等教育が7年から8年へ、中等教育が4+2年から4年へ、大学教育が3年から4年へと変わった。これは生徒の大半が初等教育を最後に社会に出る現状を踏まえて、特に初等教育を中心に、技術、職業関連学習の拡充を図ったものである。

12-2-2. 教育行政

(1) 教育・人材育成関係の中央行政機構はいくつもの省にまたがり複雑であったが、いくつかの機構改革を経て教育省を中心にまとめられ、1988年より技術訓練関係は技術訓練
応用技術省が独立して担当することとなった。

他の省で人材育成の一部を受け持つ省としては次のようなものがある。

- ・文化社会サービス省
- ・大統領府
- ・労働省
- ・農業省
- ・家畜開発省
- ・環境天然資源省
- ・雇用人材開発省

(2) 地方には、州ごとに州教育委員会(8)、県毎に県教育委員会(41)、市町教育委員会(7)があり、さらに教育ディビジョン、教育ゾーン(小学校30校よりなる)に分けられる。

12-2-3. 初等教育

就学者数は、独立時の100万人以下から1990年には500万人以上と飛躍的に拡大した(表12-2)。ただ、地域による格差が大きく、多くの農村部でほぼ100%であるのに対してナイロビ・モンバサと周辺部で60%、A S A L地域平均40%(ワジール県14%、ガリッサ県20%、マンデラ県26%など)である。14,864校のうちA S A L地域寄宿舎校は178校(90年推計)となっている。

また、中途退学がかなりの数に上ると見られ(表12-3)、1981年入学者911,900人のうち1987年卒業時の卒業検定K C P Eを受けたものは524,700名で、損失率42%であった。世銀の調査報告は中退やリピートの経済的、人的資源のムダ使いを指摘するとともに、1979年センサス以降就学率が低下していると考えている。

就学困難の原因として、まずA S A L地域の遊牧民にとって就学の地理的、物理的困難が考えられる。政府は寄宿舎学校を建てて対応しているが、まだ総体的にかなり低い。次に教育諸経費全体の高騰による家計の困難があげられる。

授業料については、1974、1978年の二度にわたり初等教育全学年の授業料が無料化されたが、これは主に教員の給与を政府が負担するという意味で、その他の経費として建物、設備、教科書、教材、ユニフォーム、昼食等、個人負担の部分がかなり大きく、これは中

退の大きな原因になっていると思われる。また、70年代から若年失業が顕著になり、最近は大卒失業も増えており、学校教育の有効性に対する親達の疑問もマイナスの影響を与えている。

また、学習面での困難が中退やリピートという形であらわれると考えられる。8-4-4制となって、技術/職業科目が補強されたが、カリキュラムが過密化して生徒の負担過重の弊害がでていると同時に、教科書、教材、設備の面の立ち遅れがあいまって、質の低下が指摘されている。表12-3は初等教育における進級率を示している。ここにはリピートは直接現われて来ないが、1981年の教育省統計によると、各学年平均13%強、第七年生16%となっている。最終学年でリピート率が高くなるのは卒業検定試験であるKCPEの成績が低くなるのを懸念して、個人または学校が作為的に行なうことがあるためである。

質の低下については、ユニセフ（1991）や世銀のレポートのみならず国内でも多くの指摘がある。教育機会の急速な拡大と8-4-4新体制を急いだ結果、教員や教材など質的な面にしわよせが出てきたといえよう。ユニセフはまた、初等教育からの対AIDS教育、性教育（女子生徒の妊娠中退防止のため）、人口教育、環境教育の導入を勧告している。

12-2-4. 中等教育

いく度かの学制改革があったが現在の中等教育は4年で、日本の中3から高3に当たる。中等教育への進学率は70年代には約40%程度であったが、80年代も徐々に上昇を続け、現在約50%となっておりさらに増加傾向を示している（表12-4）。女子の進学率は男子と比べてほぼ10%程度低くなっている。地域による格差が大きく、平均より低いところでは例えばナイロビ42%、ノースイースタン州4%、コースト州18%（ユニセフ1988）となっている。学校の運営主体別に種類が分かれており、国立校18校、州県立高617校、ハランベ一校1,497校、私立校353校、計2,485校となっており、1992年度進学者数はそれぞれ1,531人、26,640人、133,853人、17,134人、計179,158人であった。

このうち国立校と州県立校とは政府運営校と呼ばれ財政支出の割合が大きく、地域住民の草の根努力で運営されているハランベ一校は政府補助校とも呼ばれ、教員給与に部分的に補助がある程度であるが、受け入れ生徒数から見ると、最も大きな役割を果しているといえる。今後は私立校以外は全て公立として財政及び教員の配分を平均化する方針が出されている。中等教育が直面している大きな問題の一つは学校財政難であろう。カムンゲ委員会の勧告を受けてコストシェアリングの原則が立てられ授業料が値上げされたが、多額の未払、滞納をかかえる一方、政府のグラントが数カ月遅配されるケースが多く、学校運営に困難をきたしている。設備の面では理科の実験室、技術職業科の作業室などの不備となって現れており、教科書を暗記するという受身的な方式の科学教育、技術教育となりがちで、8-4-4制改革の実が上っていないといわれる。またこうした弱点を反映して理

数科の教員が不足しているが、政府補助の少ないハランベール校では特に目立っており、理数科の専任教員の欠員を、他の教科の教育が兼ねたり、外国のボランティア教員に頼るなどの方法が取られている。また理数科教育は設備や教材などの点でもコスト高のため、学校によっては、理数科の改善に取り組むよりは他の試験科目教科に学習の力点を移し、KCSE（中等教育修了資格試験）の成績向上を図ろうとする傾向も見られる。

教員の需要に対し教員養成が追いつかず、現在でも約40%程度の教員が無資格のままである。

12-2-5. 大学教育

主な大学は全て国立で6校あり、うち2校は他の大学の付属校である。私立大学は14校あるが人数的にはまだ多くない。外国で大学教育をうけているものは約1万人となっている。1984年まで国立大学はナイロビ大学1校であったが、1988年までに4校となり1986-1990年の5年間で大学生の数が約1万人から4倍増の4万人となった。

急拡大が招いた問題として財政問題、質的問題、雇用問題などが上げられる。独立期に専門職、高度技術者、国家運営指導者など人材の急激な需要を短期間にまかなうために、高等教育を優遇し、大学生へ手厚い補助が与えられたが、その伝統が維持されてきた。寮費や書籍代などに対する学生ローンの返済率は15%と低率で、事実上補助金化していた。1991年から年6,000シリングの授業料が導入され、諸経費もコストシェアリングが原則となったが、政治情勢ともからんで学校閉鎖の事態となった。質的な問題では、教室と教員の不足からマスプロ化が顕著となり、政治的な理由による長期閉鎖がこれに拍車をかけた。教授陣への負担が増し、とくに理工系では民間等への流出現象が現れた。雇用の面では、最近は大卒者の失業がとくに文系で顕在化している。

大卒者をパブリックセクターで引き受ける伝統があり、大卒者のほぼ75%はそこに吸収されてきたが、構造調整の流れのなかでそれが困難になってきたことも影響している。今後、文系、理系のバランスのとれた教育の拡大が必要であろう。

世銀は現在進行中の構造調整融資の条件として、公立大学への新入生の数を今後5年間、年に1万人止まりとし、内8,000人を理系専攻、2,000人を文系専攻とするよう求めている。

また大学に進学する生徒の出身を見ると経済的に豊かな層の比率が非常に高い。地域的に見ても、セントラル州をトップに経済的に豊かで開発が進んだ州が上位を占めており、高等教育を受ける機会の不均等が顕著になっていることがうかがえる。

12-2-6. 技術教育

独立以来、マンパワー育成はケニアの教育の中心的課題であった。独立時、それまで外

国人が取り仕切ってきた分野、なかでも非農業部門のアフリカ人化を急速に推し進める必要があった。

独立後最初の十年間は経済成長期に当たるが、その当時、熟練労働者、企業者層いずれも育っていなかった。

日本も独立早々、ケニア小規模工業訓練センターへの機材供与、専門家派遣で人材育成への協力をスタートさせた。

マンパワー・ニーズとトレーニングを連携させようとの試みは断続的に行なわれているが成功しているとはいいがたく、今後、人材開発雇用省と技術訓練応用技術省の連携プレーが目される。また普通教育とトレーニングという本来別々な体系を柔軟に運用して、人材育成の活性化を図ろうとする動きが出ている（図12-1）。

8-4-4制では職業技術教育は一つの大きな柱となっている。1991年現在約5万人以上が何らかの訓練機関に在籍していると推定される。

(1) 普通教育

8-4-4制に変わって普通教育課程における農業を含めた職業技術教育カリキュラムが拡充され、初等教育では農業（理科の一部）、美術工芸、技術家庭科などで基礎的な技術を習得する。

中等教育では農業は必修とし、選択科目の中に産業（木工、金属加工、電機、動力エンジニアリング）、家庭科、企業経営の科目が置かれた。

(2) 技術訓練機関

初等、中等教育課程の修了者を対象にした主な技術訓練機関として次のようなものがある。

・ Youth Polytechnic

もともとはNCCK(National Christian Council of Kenya)のイニシアティブに政府が参加する形でスタートしたものに、ミSSIONナリや地域の人々の努力で新設または既存の組織を改革し、草の根努力で運営されているケースが多い。現在、約550校、31,000人が在籍しているが、内約320校が政府の補助を受け、残りはNGOなどから支援を受けている。主に初等教育修了者向けに地域の原材料を用いて地域のニーズに応えるアルティザンを養成する（大工、石工、仕立て、家政、配管、鍛冶屋、皮工芸など通常2年）ことを目的としている。

・ Institute of Technology

旧名をHarambee Institute of Technologyといい、70年代より地域住民と州政府の

努力を政府がサポートするかたちで発展した。現在17校あり、約 5,000人が学んでいる。クラフツマン、ディプロマ、テクニシャン・コースがある。

• Technical Training Institute

旧名Technical Secondary Schoolで、ITと教育内容は似ているがややアカデミックな色彩が強い。現在19校あり、約 7,000人程度の生徒がアルティザン・コース（大工、石工、配管、鋳造、農業機械、自動車修理など2年）、クラフト/ビジネス・コース（機械工学、電機工学、大工、左官、配管など3年）で学んでいる。

• National Polytechnic

ナイロビ、モンバサ、エルドレットの3校があり、約 6,500人が学んでいる。テクニシャン、ディプロマ、上級ディプロマ・コースがあり、スポンサー付きのインサービス・コースを中心に、受講条件に柔軟性を持たせて運営している。

• Kenya Technical Teachers College

技術訓練校、ポリテクニク、中等教育の教員養成機関として約 6～700人が学んでいる。

• National Youth Service

国家青年奉仕隊とよばれ、開発プロジェクトに参加し技術訓練を受けながら、労働奉仕を通してコストの一部を社会に還元するしくみの技術訓練機関である。日本が1975-81年に協力したNYS技術訓練センターや現在協力中のNYS技術学院は、NYS隊員の中から訓練生を募集し、テクニシャンを養成している。

この他、大学レベルで技術・科学系のものとして

- Jomo Kenyatta University College of Agriculture and Technology (ジョモ・ケニヤッタ農工大学)
- Moi University
- Egerton Universityなどがある。

(3) 技術訓練の課題

各省にまたがっていた技術訓練行政を一本化するため1988年技術訓練応用技術省が独立した。1988年に同省が主催したセミナーにおいて特に提案された点は

- ①テクノロジスト、テクニシャン、クラフツマン/アルティザンの比率を1:5:30とする、

- ②技術訓練において、政府、企業、個人のコストシェアリングを進める、
- ③カリキュラム作成に企業側の参加を強める、
- ④ジュアカリ・セクター、土着技術を重視する、
- ⑤カリキュラム、検定試験、資格を見直す、 などであった。

その席で、ケニア経団連（FKE）会長は、常時、マンパワー・ニーズを予測しそれに対応した技術訓練を組織できるような態勢を固める、検定試験や資格認定を全国共通に一本化する、全国労働組合評議会（COTU）にキャリア評価・認定制度を設ける、民間・NGOによるトレーニングを奨励することなどを要望、またケニア製造業連合（KAM）会長からは、雇用よりも自営のための訓練へ国民の考え方を切り換えること、企業は下請けに積極的にジュアカリ（零細自営業者）を採用すること、トレーニングのカリキュラムは広くまんべんなく行なう方がよいなどの要望が出された。

またトレーニングの専門度と雇用の際の弾力性の関係が議論され、生産活動につながるトレーニング、所得につながる生産の考え方の重要性が指摘された。また技術訓練のなかに企業経営者としてのトレーニングを組みこむ必要が強く指摘された。

12-2-7. 成人教育

大別すると、1) 識字教育（読み書き）と算術の基本、2) 技術・職業訓練、3) 社会・政治教育、保健衛生教育などに分けられる。なかでも識字教育は、60～70年代を通じて、人的資源のレベルアップという意味で最も重視され、独立とともに各州、県、郡ごとに成人教育センターを設け、キャンペーンを行った。1979年KANUマニフェストにおいて“成人識字教育（ALE）は国の発展の鍵である”と強調され、その年文化社会サービス省の中に成人教育局が新設され、成人教育の管理、統括を受け持つことになった。しかし財政難のため教員、教材等の確保が難しく、受講者側にもそれぞれの理由があり、成人識字教育は思うように進展せず、80年代に入って受講者数は下降している。ALE教員の専門養成機関であったナイロビ大学のCollege of Education & External Studiesの成人教育部門はここ数年予算削減で停止状態にある。

12-2-8. 試 験

初等教育、中等教育の最終年次にそれぞれKCPE（Kenya Certificate of Primary Education：ケニア初等教育修了資格試験）、KCSE（Kenya Certificate of Secondary Education：ケニア中等教育修了資格試験）と呼ばれる国家試験が行なわれる。上級学校への進学はその成績に基づいて選抜決定される。この結果により個人と学校の成績が全国的にランク付けされ、成績優秀者、優秀校が新聞紙上に発表される。これは競争心のあ

る生徒や教師の意欲を高める効果がある半面、この試験の結果が非常に重要視されるため、最終学年におけるリポートがとくに高くなっている。これは生徒側と学校側それぞれの理由による受験延期対策が主な原因となっている。また、学校によっては試験科目の学科のみを優先させるという弊害が指摘されている。

12-2-9. 教科書

初等、中等教育とも教科書は個人負担である。教育省がひとつの目安として出した年間教科書代の金額は小学生 517シリング、中学生 1,232シリングとなっている。実際にはこの最低レベルの金額のほかに、学校や教師個人が推薦する教科書やサブテキストが加えられるため、必要額は脹らんでいる。教科書改訂が頻繁に行なわれるため、くりかえし使用が難しい現状である。その結果教科書は通常教室で数人に一冊を共同使用している現状である。また教科書代を初めとする諸経費が払えず、学校を中退する子供が多い。教科書不足はケニア教育の大きなネックになっている。世銀は91年度より教科書への政府補助を融資条件としていたが、最近、世銀の融資に基づいてASA L地方の1,200校に600万シリング（約2,700万円）の教科書補助が始まった。

教科書は教育省付属のケニア教育研究所（KIE）が執筆を担当し、同じく教育省に属する出版機関ジョモ・ケニヤッタ・ファンデーションが中心となり、ケニア・リテラチュア・ビューローが一部受け持って、出版を担当している。それを民間の特約書店を通じて消費者に販売するシステムである。

12-2-10. 教員

政府系の学校に勤務する教員とハランベール・スクールへ政府から派遣される教員はすべて、教育省に属する政府機関である Teachers Service Commission (TSC) に雇用されている。教員養成は独立時からの重要課題である。独立当時ケニア人化政策のため多くの教員が国会や政府公務員、公企業へと転身していった。さらにその後の人口急増、入学・進学率の急上昇とあいまった教員不足に対処するため、教員資格をもたない教師が多数動員された。現在も無資格教員の比率はかなり高い。中等教育の理数科の分野で、ハランベール中学校を中心に、日本をはじめ外国のボランティア教員が大きな貢献している。教員養成に関しては、小学校教員は全国に15校ある初等教育教員養成校（他に私立が2校と世銀の援助で7校増設中）で、中学校教員は、Kenya Science Teachers College、Kenya Technical Teachers College、他5校の中等教育教員養成校および各大学、国立ポリテクニクで養成される。無資格教員はイン・サービス・トレーニング制度で再教育している。無資格教員の再教育、中等教育の理数科教員不足が特に重要な課題である。

12-2-11. 財 政

国家財政の中で教育支出の占める割合が大きく、人口圧力がそれに拍車をかけている。経常支出の中で教育省関係支出の比率は70年代初めに急増し、最近では8-4-4制がスタートした1985年に再度急増が見られる(表12-6)。それ以後高水準が維持され1989/90年度で36%となっており、技術訓練関係を含めると40%以上になる。教育支出の大部分は経常支出であり、新規投資が出来にくい体制にあるといえる。

教育省の部門別支出配分は表12-7のとおりである。高等教育(主に大学教育)への支出が従来相対的に大きかったことがわかる。各部門に共通していえることであるが、教育支出の中では、人件費の割合が高い。初等教育支出の9割以上が教員人件費である(表12-8)。

教育関係経費全体では約70%が教員給与に支出されている。

初等教育では、教員の人件費以外の経費-建物、設備、教科書、教材、ユニフォームなどは各家庭の負担となっている。中等教育では、学校種類別、ランク別に個人負担額が異なるが、ほぼ初等教育と似通った内容である。技術教育では、一般にコストが高く、個人の負担も大きい。ハランベ-中学校や私立の中学校の大半は理科実験室や技術作業室が不備である。教育省は少なくとも1,800実験室が新たに必要であるとして、教育省の試算によるとコスト単価最低30万シリングとして5億4,000万シリングが必要であるという。

大学教育では最近コスト・シェアリング政策の一環として年間6,000シリングの授業料負担が導入された。

12-2-12. 長期的な課題

政府による長期的、総合的な検討委員会報告の最新のものとしては、1988年のカムンゲ委員会報告があり、世銀の教育構造調整援助にまつわる調査があり、さまざまな問題点が指摘されている。財政的制約のなかで、特に根本的な方針にかかわる問題で、今後検討を加えて行くべきことがらとして、次のような点が上げられよう。

(1) 初等教育の充実

国民の誰もが同程度の初等教育を受けられるようにするため、国の負担による義務教育化を考える時期である。1991年11月のCG会議では教育における不平等が拡大していると指摘された。教育環境の整備において、公立校間の格差をなくし、ASA L地域の人口過疎地には寄宿舎学校を増設すると同時に生活パターンに即した移動教室などのキメ細かい対応が望まれる。教育機会を均等化して高めること、それと同時に教育の質を確保することが課題である。そのために教員、教科書を無料支給し、電気、水などの設

備を整えることを考えていかねばならない。

(2) 科学教育、技術教育

科学教育、技術教育は、設備、器具、用具、原材料、教材、教員養成など、とかくコストがかかる。特にレベルが上るほど必要が増し、現在特に中等教育段階での理科学習設備が問題となっており、日本が援助しているハイレベルの技術教育の土台造りという意味でも、今後の改善が望まれる。さらに初等教育あるいはそれ以前の段階で、身近なところから、例えば自分を取り巻く生活を観察、工夫する、あるいはすばらしいケニアの自然を学習するなど、科学する心を育てることも大切であろう。

(3) 急激な近代化、欧米化への反省

教育政策の進め方においても教育の内容においても、英国方式の伝統が強く、試験制度、資格制度、教科書、カリキュラム、ユニフォーム制度などがそのまま受け継がれた。また伝統的に強い科学教育観、技術教育観、労働観（ホワイトカラー職：ブルーカラー職）にも植民地時代の名残り、英国の影響が根強く見られる。それらが現代のケニアの実状に合っているのか、ふりかえてみることも必要かと思われる。またいく度もの学制・教育行政機構改革からも伺えるように、教育の枠組みの構築に非常な努力を重ねて来たが、いずれもかなり長期的な取り組みが必要なことがらである。また、ケニアの教育の目標の一つである国民意識の涵養とのかかわりで、共通な民族文化の育成も課題であるといえよう。

(4) サバイバルのための教育・トレーニング

Sessional Paper 1986の試算によると、2000年には失業率が20%に到達する見込みである。これに対して最も可能性のある対応策として考えられているのが、技術・職業訓練の充実を通じてインフォーマル部門の自営を奨励する、あるいは農村地域において小規模工業を興すことであるといわれている。教育訓練機関における技術・職業訓練と同時に、それを受け入れるマンパワー・ニーズ、サービスへの需要、それを支える購買力が必要であり、それを創り出すことは広く産業構造、社会構造が関わってくる。急速な都市化に歯止めをかけ、人々の関心を都市から地方へ、農村部へ、ホワイトカラー職から生産部門、技能職へと向けていくためには思い切った転換が必要である。指導者を含めた国民全体の意識を変えていくために、所得政策などと並行して、教育が果たせる大きな役割はここにあると思われる。

12-2-13. ケニアの教育に対する世界銀行の提案

世界銀行は1990年、ケニア政府の教育に関する大統領諮問委員会によって提出された報告に基づいた議会文書 (Sessional Paper)(1988 No. 6) が提案している教育全般に関する改革を支持し、その実現のために1億ドルの融資をおこなうことを決定し、その条件として以下のような4項目の提案を行った。世界銀行はこの方針に基づいた具体的な政策の実施状況を、定期的なモニタリングで点検していく予定であり、ケニア政府としても、厳しい対応を迫られている。

(1) 教育支出を財政支出全体の中でバランスのとれたものとするために経常支出の中に占める教育支出の伸び率を下げ、長期的に安定するレベルに保ち、財政支出の効率化を図る。教育支出の引締めは現在の教育の質を落とすことなく実施する。その手段の一つとして初等・中等教育における教員数の増加に歯止めをかける。生徒数に対する教員数を徐々に減らし、初等教育で31:1(発展途上国平均40:1)、中等教育21:1(発展途上国平均27:1)程度とし、むしろ教科書や教材への支出を増やすことが急務である。その方向での改革の有効性は他の国際機関による研究報告によって裏付けられている。

(2) 初等・中等教育への就学機会をさらに拡大し、特にASAAL地域などの恵まれない地域における教育の向上をはかる。教育全般におけるコストシェアリングの必要性は認めるが、初等教育においてはその行き過ぎが見られ、個人の家計負担がかなりの額に上っている。初等教育の中退者の40%は経済的困難に因ると見られる。まず初等・中等教育に対する財政支出の①地域格差、②中学校種類別格差をただし、公平化を図る必要がある。大学教育においては受益者負担を進める。1980年代後半の学生数急増により、これまでの一人当たり財政負担水準を維持できない段階に入った。

(3) 全ての教育段階で教育の効率を高め、質の向上を図る。

①カリキュラム見直し

- ・初等・中等教育における過重なカリキュラムを再検討し、数学、語学、理科などの主要科目の時間を増やす。その際、教員と教材の準備を並行させる。
- ・物の考え方の基本の学習に重点を置く。
- ・カリキュラムの流れをスムーズにする。

②学習環境の改善

新八年生用教室、新カリキュラム用の特別教室の新設が滞っている。初等・中等教育において自助努力に任されている部分の立ち遅れが著しい。また公的部分も不十分である。

③教員

初等・中等教育において非訓練教員がそれぞれ約30%、さらに中等教育レベルでは理数科教員の不足が著しい。大学においては教員の欠員が目立ち、補充が遅れている。

④教科書、教材

初等・中等教育において、政府の補助は最低限であり、教員の人件費を削って教科書や教材への支出へ回すべきである。

- (4) 教育の運営・管理・プランニング部門を改善し、情報化を促進し、計画的財政支出を行う。教育行政システムが幅広く複雑で、管理能力が教育の拡大に追いつけない。具体的には、Sessional Paper 1988で提案された“教育問題に関する常設委員会”の設置が待たれる。中央の教育省レベルでは政策分析に基づく長期計画の策定、その基礎となる統計の整備が急がれる。また教育予算収支に現れない教育コストを含めた教育のインプット・アウトプット計算、中退率や出席率を含めたマクロの効果測定が必要である。また地方自治体レベル、各教育機関レベルでの改革の余地がある。

このような基本的方針に基づいて、クレジット期間中の達成目標数値が定められている。

(1) 経常支出の歯止め

①教育支出の伸びを3%以内に、経常支出内の配分を現在の36-37%におさえる。

②教員数、教員給与の伸びを押える。

・初等教育

1993年迄に、教員一人当たり生徒数を2.5%増とし(34:1)、初等教育教員養成校学生数を8,000人を限度とし、内3,000人を現職の非訓練教員の訓練に当てる。

・中等教育

1993年までに生徒対教員比率を22:1とする。政府雇用の教員は一人当たり生徒40人、1週25時間以上、必要に応じて2科目以上担当させる。特に教員不足の科目への大学生採用のケースを除き、非訓練教員の新規採用を中止する。

大卒、専門学校ディプロマ・コース卒者は原則として教員として採用しない。政府補助金による非教職スタッフは現レベル4,600人とする。

・大学教育

大学教育への経常支出は学生ローンを含め教育予算全体の20%を越えないこととし、1991/92年進学者1万人、1992/93年10,300人、1993/94年10,600人とする。

1991/92年度より6,000シリングの授業料を課し、ローン制度を改革(20%程度の別条件のローンを女子学生や恵まれない学生のために設立する)する。

(2) 教育機会の拡大

・初等教育

就学率 100%達成は最重要課題であり、調整融資の第一年目を、非就学、中退の原因解明に当て報告をまとめる。

当面 A S A L 地域に政府系の寄宿舎学校を、またその代用として移動学校を設ける。

・中等教育

就学率を上げるため17校の新設を予定し、ハランベール・スクールの建設も奨励する。立地については、適正な増設を進めるために、県教育委員会（D E B）が介入する。大学教育学生数は42,000人程度とする。

(3) 質の改善

- ①初等・中等教育のカリキュラム見直し（特に数学、理科、応用科学）と同時に教科書・教材改訂と教員研修を行う。初等教育の教科書への補助として、91/92年度半ばより、特に開発の遅れた地域の5,000校へ主要教科（数学、英語、キスワヒリ、理科）の教科書を配給する。中学校へは特定の理科実験設備を配給する。
- ②大学生へは書籍代としてクーポン券の形で年3,500シリングをローンとして与える。
- ③教育省のマネージメント、プランニング、統計部門を強化する。
- ④高等教育委員会（C H E）を強化し、大学と他の機関との調整機能をもたせる。

12-3. 教育援助

ケニアの教育・人材育成に対する外国の援助は広い分野にまたがっているが、これまで比較的焦点が置かれてきた部門を見ると、基礎教育ではスウェーデン、UNICEF、IDAなど、中等教育ではフランス、ベルギー、英国、アメリカなど、中・高等教育では英国、アメリカ、日本、フランス、ドイツ、イタリアなど、教員養成では英国、オランダ、ノルウェー、アメリカなど、またノルウェー、アメリカ、英国、日本ほかの国がボランティア教員や教育専門家を派遣している。旧宗主国であり、日本に次いで第二位の援助国である英国の例を参考としてみたい。

12-3-1. 英国の例

ケニアは現在も英連邦のメンバーとして英国と緊密な関係を維持しており、金額的にみると、英国の援助の中でインドに次いで第二位、アフリカでは第一位の援助受入国となっている。数年前よりケニア政府の希望にそって特定地域（エンブ、メルレー、イシオロ県）、特定セクターへの集中的援助を実施しており、教育とトレーニングは七つの重点項目のうち

ち2セクターにあげられている(表12-9)。

(1) 初等教育

- ・カリキュラム改革プロジェクト
- ・教員養成プロジェクト
- ・視学官制度改革プロジェクト

(2) 中等教育

- ・理科実験室整備プロジェクト
- ・寄宿舎学校給食プロジェクト
- ・教員養成(特に理科、英語科)プロジェクト(Key English Language Teaching-KELTプログラムほか)
- ・教員派遣プロジェクト(Overseas Service Aid Scheme - OSAS)

(3) 技術教育

国立ポリテクニク3校と英国における類似機関を姉妹校として協力関係を結び、スタッフの交換のほかコンサルタント、アドバイザーの派遣など人的交流に重点を置く。

- ・Kenya Polytechnic とThames Polytechnic
- ・Mombasa Polytechnic とNewcastle Polytechnic

(4) 高等教育

- ・ナイロビ大学 : インフォメーション・テクノロジー部門に対しコンピューターシステムの設備とスタッフ派遣
レクチャラー派遣
- ・ケニヤッタ大学 : マイクロコンピューター援助
図書館援助(新館建設および図書寄贈)
英語教育部門援助
レクチャラー派遣
- ・モイ大学 : オクスフォード大学との協力で森林学部拡充援助

(5) 研究機関における研究者養成

①国際機関への協力を通して

- ・International Laboratory for Research on Animal Diseases (ILRAD)
- ・International Centre for Insect Physiology and Ecology (ICIPE)
- ・Desert Locust Control Organisation for East Africa (DLCOEA)

②ケニア政府への協力を通して

- Kenya Agricultural Research Institute(KARI) のスタッフトレーニングを通して NARP(National Agricultural Research Project)のより草の根レベルの開発と A S A L 地域の農業開発に重点を置いた研究を援助
- Kenya Trypanosomiasis Research Institute (KETRI)
- Agricultural Information Centre (AIC) における農業指導員のインサービス・トレーニング
- Agricultural Development Centre (ADC) へ Overseas Development Natural Resources Institute(ODNRI)を通じて実験室や設備の援助

(6) NGOを通して

ODAのJoint Funding Schemeにより Voluntary Service Overseas (VSO), Oxfam, Christian Aid, Save the Children Fund, Catholic Fund for Overseas Development, The Cheshire Homes, Action Aid, The Royal Society for the Blind, Help the Aged, Water Aid ほかの活動を援助

(7) 英国におけるトレーニング

- 留学生、教員、大学教授の受け入れ (British Council Training Programmeによる) — 公的給費によるケニアからの留学生は年に約 500人、常時約 800～ 1,000人が英国に滞在している。
- エンジニア、科学者、アドミニストレーター、マネージャーなどの研修 (Technical Co-operation Training Programme-TCTRによる)
- 留学生フォローアップ・プログラムにより、帰国留学生に1年間専門誌を送る。

(8) 英語教授法プログラム

ナイロビ大学、教育省、教員養成校他

(9) 図書寄贈プログラム

(10) 英国人専門職

ケニア政府に雇用されている英国人専門職の給料の肩代りおよび後任の育成。

12-3-2. 日本のケニア教育・人材育成援助

(1) 現在の状況

日本のケニア教育・人材育成援助の特長はプロジェクト型協力と、人材派遣に重点をおいた技術協力が中心となっていることである。

①プロジェクト方式技術協力

建物、機材・設備・教材の提供・維持管理、研究協力、人材育成協力など広い範囲に渡るもので、長期継続型の協力である。これまで日本が係わってきたプロジェクトには以下のようなものがある。

- ・ケニア小規模工業技術訓練センター

1964-1972年のプロジェクトで、延べ30人が派遣された。

- ・国家奉仕隊上級技術訓練センター

1975-1981年。

- ・国家奉仕隊技術学院 (National Youth Service Engineering Institute)

1988-1992年。2年の延長は決まっている。現在10人の専門家が派遣されている。

- ・ジョモ・ケニヤッタ農工大学

(Jomo Kenyatta University College of Agriculture and Technology)

1978-1995年。現在第二期協力中で、日本は学士過程プログラムを担当しており、13人の専門家が派遣されている。

このほか、研究協力・研究者育成の分野で以下のような機関に専門家派遣、機材提供などの協力が行なわれている。

- ・ケニア中央医学研究所 (KEMRI)

1979-1995年。現在感染症研究対策計画に6人の専門家が派遣されている。

- ・ケニア林業研究所 (KEFRI)

1985-1992年。社会林業訓練計画に現在10人の専門家が派遣されている。

- ・ケニア農業研究所 (KARI)

1985-1991年。現在園芸開発計画に6人の専門家が派遣されている。

- ・国家人口開発審議会 (NCPD)

1988-1993年。人口教育促進計画に現在3人の専門家が派遣されている。

- ・国家灌漑庁 (NIB)

1991-1996年。ムエア灌漑農業開発計画に現在2人の専門家が派遣されている。

・国際家畜病研究所（ILRAD）

家畜病研究、指導に現在2人の専門家が派遣されている。

このほか国際昆虫生理生態学センター（ICIPE）ほか多くの機関に専門家が派遣され後進の指導に当たっている。

②中等教育理数科教育派遣

ケニア各地のハランベール・スクールに現在27人（教育省19人、技術訓練応用技術省8人）の青年海外協力隊員が理数科教員として派遣されている。1965年以来派遣協力隊員累計770人（内6～7割が理数科教員）

(2) 今後の援助

①これまでの援助の継続と発展

教育と人材開発に関する援助はすべて長期的な視点から実施する必要がある。すくなくとも10年単位で考えたい。広いレベルでの技術科学教育は現在ケニアが最も緊急性を感じている分野であり、日本の援助もこれを大きな柱としてきた。

なかでもジョモ・ケニヤッタ農工大学については、日本-ケニア協力のモデルとしてケニア国内外の各方面から注目を集めている。1992年5月にはケニヤッタ大学の付属校の地位から昇格し、独立の大学として成長を続けることになり、さらに多くの学生を受け入れることが予想され、これまでの協力の基盤を守りつつ、さらに緊密な協力関係を維持していくことが必要である。また現在学士課程で行なわれているハイレベルな技術教育にさらに理論的な研究を積みあげるための大学院の設置を考えるべきである。

また国家奉仕隊技術学院は、緊急性の高い分野のテクニシャンとディプロマ・レベル技術者養成機関として新しくスタートしたもので、基礎固めの時期にあり、安定した発展が軌道に乗るまで、きめ細かな協力体制を組んでいくことが必要である。中等教育への理数科教員の派遣については、1991年のJICAの青年海外協力隊事務局の調査報告書の提言に“理数科隊員による教育協力は従来の物輸出中心の姿勢にかわって求められている強力な文化交流のための尖兵であり、飛躍的拡大が望まれる”とあるように、その精神に沿ってさらに重点を置いて取り組んでいくべき分野である。また協力隊員教師による学校関係のミニ・プロジェクトは、アメリカのPC（平和部隊）教員のプロジェクトと同様に柔軟性のある方式であり、支援していく必要がある。

②新しい援助

ケニアにおいて特に弱点が顕在化している分野、グローバルな援助の潮流、日本の国際的立場などの観点から、今後取り組んでいくべき協力分野として次のようなものが特に重要だと考えられる。

a. 基礎教育

人的資源の基礎固め及びBHNの達成の観点から、1990年5月タイのジョムティアンで開かれた〈万人のための教育〉会議の精神は、今後各国、国際機関の援助に反映されて行くと思われる。

a-1. 初等教育

教育の質の向上のために教科書や教材の普及は不可欠である。また非常に高率な中退の主な原因は教育経費支払い不能のためである。政府による援助は現在の段階では期待出来ない（世界銀行は91/92年度半ばから遅れた地域の5,000校に主要教科の教科書を支給するよう求めているが、現在のところほんの一部しか実施されていない）。このことを合わせて考えると、小学生ひとりひとりが自分専用の教科書で学べるような方向で援助できれば非常に有効な援助となろう。

a-2. 中等教育

学校タイプ別の政府補助格差をなくしていく方針は出されたが、ハランベー中学校の教員、教科書の不足は、とくに理数科において著しい。前述の教員派遣協力のほか理科の教材の充実がのぞまれる。

a-3. 成人教育

識字教育は、年配者・女性に多い非就学者、中退者のために必要であり、保健医療教育、人口教育、農業教育なども重要な分野であるが、成人教育は現在多少優先順位が低くなっていると思われ、受講者数も低下している。ナイロビ大学のキクユ・キャンパスにある成人教育学部は唯一の成人教育の教員養成機関であるが、3年前より予算削減のため活動停止状態にあり、復活が強く望まれる。

b. 人的交流の促進

人の相互交流は物の交流、文化の交流を促し、波及効果が大きいという意味で大いに重視すべき分野である。

・留学生

諸外国と比較して極端に少ない公費留学生受入数を増やし、日本の科学技術、情報科学、経営管理等の分野で学び、学位を取得する機会をあたえる。日本からは開発、国際協力学、地域研究、文化人類学などの学生を送る。

・教授、技術研修生

短期の研修の機会を増やす。

・ナイロビ日本人学校

少人数で家族的な雰囲気運営されている日本人学校で、日本の経験のある子供や日本語を学びたい子供のために、補習校のような形ででも、日本の教育に触れる機会を提供し、子供達の相互理解を深める。

c. 文化センター

地方に図書館を中心とした多目的文化センターをつくり、印刷設備、視聴覚教育設備などを置く。そこで教材や本の少ない子供達、識字教育コースを終了した大人のための読み物などを印刷する。

d. 日本語教育

中等教育上級で、第二外国語として日本語を取り入れることが検討されており、ナイロビ大学文学部では1987年より日本文化学科がスタートしている。こうした動きを受けて、ジョモ・ケニヤッタ農工大学に1年程度の日本語コースを設けることが望ましい。

またナイロビの日本インフォメーション・センターの機能を拡充し、日本語講座を設け市民、社会人に研修の機会を与える。

[参考文献]

- ・アジア経済研究所：ケニアの教育－文献からのアプローチ（丹埜靖子編）1990
- ・J. O. C. V. Kenya：理数科ハンドブック 1985
- ・国際協力事業団：
 - ：ケニア人口教育促進プロジェクト [1991]
 - ：ケニアNYS技術学院計画打合せ報告書別冊資料 1990. 2
 - ：ケニアNYS上級技術訓練センターアフターケア－報告書 1982. 9
 - ：ケニアNYS上級技術訓練センターエバリュエーションチーム報告書
 - ：ケニア小規模工業技術訓練センター実施調査報告書 1963
 - ：ケニア小規模工業技術訓練センター報告書（樋口禎志他）1968 5冊（現地プロジェクトチーム）：ジョモケニヤッタ農工大学プロジェクト総合報告書（1985-1990）1990. 4
- ケニア事務所：事業概要 1991. 12
- 国際協力総合研究所：ジョモケニヤッタ農工大学（ケニア） 1991. 3
 - ・教育援助検討会報告書 1991. 3
- 青年海外協力隊事務局：海外協力の現場から－青年海外協力隊員の記録ケニア編（村上章博他編）1980
 - ・アフリカ地域教育（理数科）隊員活動の調査分析プロジェクト報告書1991. 3
- 社会開発協力部：ジョモケニヤッタ農工大学プロジェクト評価調査団報告書 1989. 12
- ・日本貿易振興会 JBTRON ナイロビ事務所：ケニア第6次開発計画 1989－1993、1989

- Japan International Cooperation Agency :
 - NYSEI: National Youth Service Engineering Institute,
Nairobi, JICA Kenya Office, 1991. 3.
- Jomo Kenyatta University College of Agriculture and Technology. Nairobi [n. d.]
- Kenya. : Report of the Presidential Working Party on Education and Manpower Training for the Next Decade and Beyond. Nairobi, 1988. (Chairman: James Mwangi Kamunge)
 - Sessional paper No. 6 of 1988 on education and manpower training for the next decade and beyond. 1988.
- Ministry of Education: Annual report. 1968-1979. Nairobi, Govt. Printer.
 - Careers information booklet 1990. Nairobi, Jomo Kenyatta Foundation, 1990.
 - Education in Kenya, Information handbook. Nairobi, Jomo Kenyatta Foundation, 1987.
 - Newsletter. (Bi-Monthly)
- Ministry of Manpower Development and Employment:
 - An overview report of National Manpower Survey 1986-1988. Nairobi, Govt. Printer, 1989. 10.
- Ministry of Planning and National Development:
 - Employment policy overview. Discussion paper. Nairobi, Govt. Printer, 1990.
- Ministry of Technical Training and Applied Technology:
 - Seminar report and recommendations on harmonization and rationalization of curricula, examinations and certification in technical and vocational training. Nov. 1988. Nairobi, Lengo Press, 1988.
- Kiragu, Kithingi: Financial implications of programmatic changes in Kenya's education system, 1990-2000. Nairobi, K K Consulting Associates, 1989.
- Knight, John B. and Richard H. Sabot: Productivity, and inequality. The East African Natural Experiment. A World Bank Research Publication. Oxford University Press. 1990.
- Mungai, M. : Critical issues in higher education. Draft. Nairobi.
- University of Nairobi. College of Education and External Studies. Prospectus. 1990.

- World Bank: Implementing educational policies in Kenya. (C. S. Eshiwani)
Washington, D. C. c1990.
 - Kenya; Education sector review. (A desk study) Draft. Washington,
D. C. 1988.
 - Kenya; Human resources - Improving quality and access. (Chap. 4.
Revitalizing education) Washington, D. C., 1990.10.
- Education Division, Technical Department, Africa Region:
Education in Sub-Saharan Africa, updated statistical tables.
Washington, D. C., 1990.
- International Development Association:
Kenya; Education sector adjustment program. Washington, D. C. 1991. 8

表12-1. 教育機関別収容人数予測 1990-2000年

年	(幼稚園)		初等教育		中等教育		技術教育				合計 (人)
	3-5才児童数 (人)	生徒数 (千人)	生徒数 (千人)	教員数 (千人)	TTI 技術訓練校 (人)	IT 技術学校 (人)	N P 国立技術 (人)	K T T C (技術教員養 成校) (人)			
1990	2,686,688	4,998.0	758.2	37.9	7,112	5,264	6,427	668	19,471		
1991	2,764,991	5,016.6	789.7	39.5	7,396	5,475	6,685	695	20,251		
1992	2,848,809	5,073.7	806.0	40.3	7,692	5,694	6,952	723	21,061		
1993	2,937,055	5,159.7	811.6	40.6	8,000	5,922	7,230	752	21,904		
1994	3,027,793	5,279.5	821.7	41.1	8,320	6,159	7,519	782	22,780		
1995	3,114,742	5,454.8	838.8	41.9	8,652	6,405	7,820	813	23,690		
1996	3,212,047	5,682.2	859.6	43.0	8,998	6,661	8,133	845	24,637		
1997	3,310,279	5,945.0	896.5	44.8	9,358	6,928	8,458	879	25,623		
1998	3,409,294	6,271.6	941.7	47.7	9,733	7,205	8,796	914	25,848		
1999	3,509,070	6,625.6	985.6	49.3	10,122	7,493	9,148	951	27,714		
2000	3,610,231	7,027.4	1,032.5	51.6	10,527	7,793	9,514	989	28,823		

注：①初等教育の就学率を、中退率低下によって、2000年に99%とすることを目標に1990年以降の数値を設定している。

②中等教育の教員数は1クラス1.5人と算定している。

③技術教育は4%の成長率で設定している。

出典：教育省資料

表12-2. 初等教育：学校数・生徒数・教員数 1963-1990

年	学校数	生徒数 (人)	増加率 (%)	教員数 (人)	増加率 (%)	(うち訓練・非訓練) (%)	(%)
1963	6,056	891,553		22,727		77.80	22.20
1964	5,150	1,014,719	13.81	27,828	22.44	68.90	31.10
1965	5,078	1,020,889	0.61	30,592	9.93	65.70	34.30
1966	5,699	1,043,416	2.21	33,522	9.58	69.50	30.50
1967	5,959	1,133,179	8.60	35,672	6.41	70.20	29.80
1968	6,135	1,209,680	6.75	37,923	6.31	72.50	27.50
1969	6,111	1,282,297	6.00	38,312	1.03	78.30	21.70
1970	6,123	1,427,589	11.33	41,479	8.27	79.40	20.60
1971	6,372	1,525,498	6.86	49,396	19.09	76.20	23.80
1972	6,657	1,675,919	9.86	53,536	8.38	77.70	22.30
1973	6,932	1,816,017	8.36	56,543	5.62	77.80	22.20
1974	7,668	2,705,878	49.00	78,340	38.55	66.50	33.50
1975	8,161	2,881,155	6.48	86,107	9.91	63.70	36.30
1976	8,544	2,894,617	0.47	89,074	3.45	63.00	37.00
1977	8,896	2,974,849	2.77	89,764	0.77	66.40	33.60
1978	9,243	2,994,892	0.67	92,046	2.54	69.40	30.60
1979	9,622	3,698,196	23.48	97,762	6.21	69.90	30.10
1980	10,268	3,926,629	6.18	102,489	4.84	70.30	29.70
1981	11,127	3,980,763	1.38	110,921	8.23	70.00	30.00
1982	11,497	4,184,602	5.12	115,094	3.76	70.10	29.90
1983	11,856	4,323,921	3.33	119,776	4.07	70.20	29.80
1984	12,539	4,380,232	1.30	122,763	2.49	70.20	29.80
1985 ⁽¹⁾	12,936	4,702,414	7.36	138,376	12.72	69.80	30.20
1986	13,392	4,843,423	3.00	142,807	3.20	68.30	31.70
1987	13,849	5,031,400	3.88	149,151	4.44	70.00	30.00
1988	14,288	5,123,600	1.83	155,694	4.39	69.60	30.40
1989	14,690	5,244,000	2.35	166,175	6.73	70.00	30.00
1990 ⁽²⁾	14,864	5,392,330	2.83	172,550	3.84	67.79	32.21

注：(1) 8-4-4制移行年 (2) 暫定値
出典：教育省資料

表12-3. 初等教育における進級率

	1986	1987	1988	1989	1990
6才児→小1	0.938	0.911	0.912	0.867	0.907
1→2	0.847	0.849	0.855	0.862	0.853
2→3	0.936	0.943	0.899	0.953	0.933
3→4	0.970	0.978	0.959	0.985	0.973
4→5	0.922	0.937	0.912	0.950	0.930
5→6	0.942	0.944	0.927	0.985	0.950
6→7	0.956	0.994	1.003	1.077	1.008
7→8	0.755	0.758	0.702	0.764	0.745
小1→8	0.353	0.406	0.436	0.457	0.490

出典：教育省資料

表12-4. 中等教育：学校数・生徒数・教員数 1963-1990

年	学校数	生徒数 (人)	増加率 (%)	教員数 (人)		計 (人)	訓練教員比率 (%)
				訓練	非訓練		
1963	151	30,121		1,098	504	1,602	68.5
1964	336	35,921	19.3	1,490	510	2,000	74.5
1965	336	47,976	33.6	1,866	628	2,494	74.8
1966	400	63,193	31.2	2,160	844	3,004	71.9
1967	542	88,779	40.5	2,470	1,583	4,053	60.9
1968	601	101,361	14.2	2,742	1,902	4,644	59.0
1969	694	115,246	13.7	3,271	1,996	5,267	62.1
1970	783	126,855	10.1	3,681	2,200	5,881	62.6
1971	809	140,722	10.9	3,907	2,464	6,371	61.3
1972	949	162,910	15.8	4,469	2,637	7,106	62.9
1973	964	174,767	7.3	4,750	2,638	7,388	64.3
1974	1,268	195,832	12.1	4,816	2,753	7,569	63.6
1975	1,160	226,835	15.8	5,558	3,631	9,189	60.5
1976	1,268	280,388	23.6	6,460	4,978	11,438	56.5
1977	1,473	320,310	14.2	6,714	5,967	12,696	52.9
1978	1,773	361,622	12.9	7,728	6,938	14,286	54.1
1979	1,721	384,389	6.3	7,908	7,396	14,901	53.1
1980	1,785	399,389	3.9	7,554	8,090	15,916	47.5
1981	1,904	409,850	2.6	7,902	9,175	17,025	46.4
1982	2,131	438,344	7.0	8,277	9,571	16,848	49.1
1983	2,230	493,710	12.6	8,797	10,163	18,960	46.4
1984	2,396	510,943	3.5	10,720	8,648	19,368	55.4
1985 ¹⁾	2,413	401,978	- ³⁾	12,552	9,160	21,712	57.8
1986	2,485	458,712	14.1	13,263	9,033	22,296	59.5
1987	2,541	522,261	13.9	14,935	9,302	24,237	61.6
1988	2,598	540,192	3.4	16,591	9,300	25,891	64.1
1989	2,654	609,150	12.8	17,139	10,917	28,056	61.1
1990 ²⁾	2,678	622,758	2.2	30,481	...

注：1) 8 : 4 : 4 制移行年 2) 暫定値 3) 新1年生入学なし
出典：教育省資料より世銀作成 (I D A 1991.8)

表12-5. 大学教育：大学別入学者数（人）

年 度	ハイロ大学	モイ大学	エジヤートン 大 学	ケニヤッタ 大 学	ジョクニヤッタ 農工大学	マセノ 単科大学	合 計
1974/75	1711						1711
1975/76	1753						1753
1976/77	1519						1519
1977/78	2098						2098
1978/79	2565						2565
1979/80	2592						2592
1980/81	2518						2518
1981/82	2598						2598
1982/83 ⁽¹⁾	—						—
1983/84	2477						2477
1984/85	2470						2470
1985/86	2563	33					2596
1986/87	2131	178	142	1047			3498
1987/88 ⁽²⁾	4204	834	488	3053			8579
1988/89	2854	1178	1202	1967			7201
1989/90	2794	1173	1890	1062	117		7036
1990/91 ⁽³⁾	6069	4221	4687	3906	948	1617	21448

注：(1) 学校閉鎖

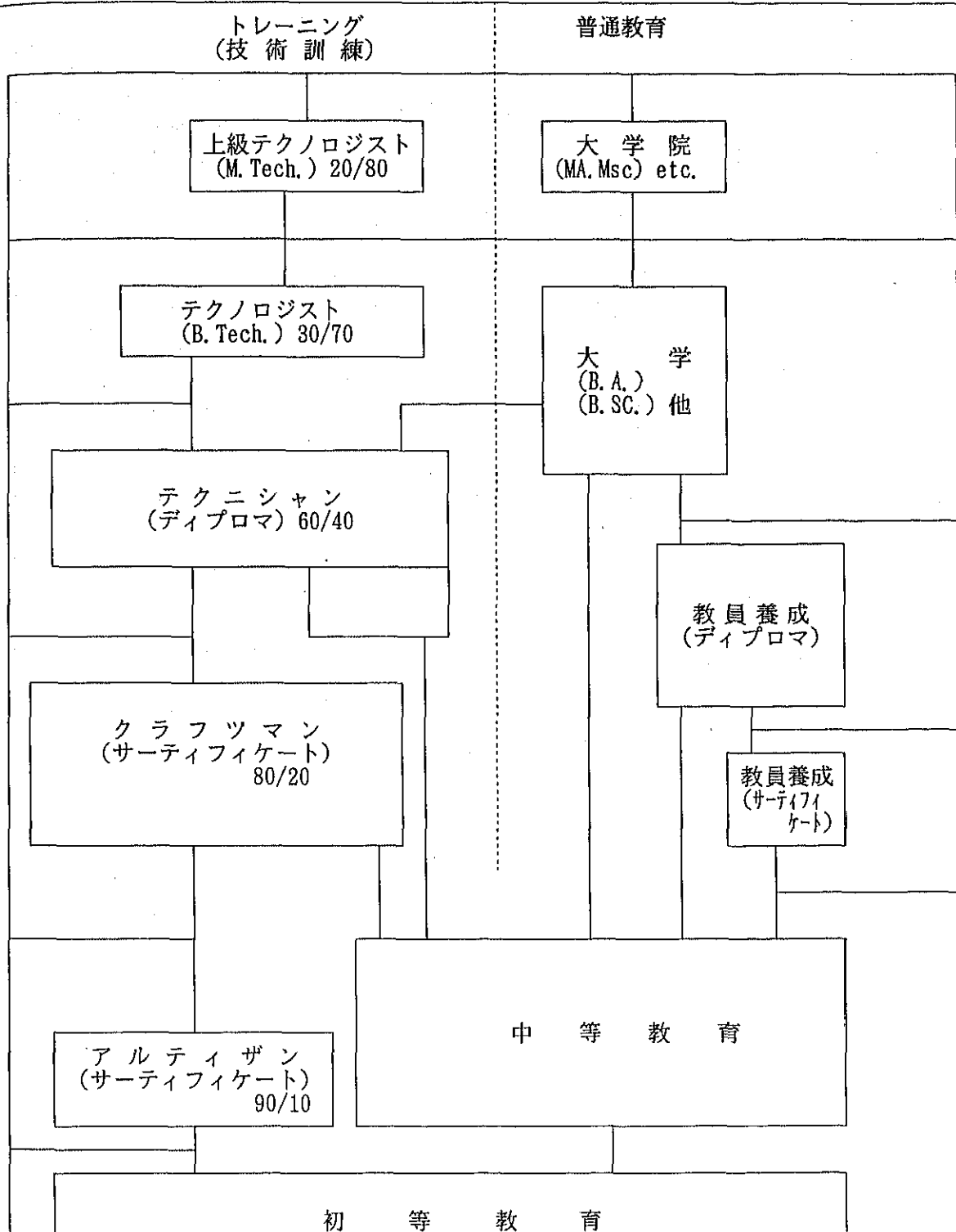
(2) 1982年閉鎖のため入学者がなかった分をこの年にKACE受験者をダブル入学させた。

(3) KACE生最終年、KCS E開始年でダブル入学。

出典：教育省資料

図12-1. 教育とトレーニングプログラム相関図

() は修了資格、数字は実習対学科比率のめやす



出典：技術訓練応用技術省資料

表12-6. 教育財政支出の拡大 1963/64-1987/88年

(Ksh.' 000)

年	経常支出			開発支出		
	教育	全支出	%	教育	全支出	%
1963/64	135,670	602,984	22.5	9,000	282,841	3.2
1964/65	68,046	657,298	10.3	12,400	314,830	3.9
1965/66	98,044	739,658	12.1	30,000	368,382	8.1
1966/67	115,854	820,376	14.1	43,870	440,450	10
1967/68	133,978	895,768	14.9	65,988	533,280	12.4
1968/69	157,682	960,724	16.4	59,169	543,467	10.9
1969/70	250,300	1,199,302	20.8	38,287	601,871	6.4
1970/71	409,280	1,389,866	29.4	33,796	757,701	4.5
1971/72	525,140	1,749,958	30.0	49,826	1,131,368	4.4
1972/73	650,998	2,003,744	32.4	67,798	1,386,253	4.8
1973/74	778,342	2,438,782	31.9	64,794	1,358,580	4.7
1974/75	1,084,310	3,139,442	34.5	77,340	1,766,442	4.3
1975/76	1,291,828	3,800,516	33.9	53,660	2,695,786	2.0
1976/77	1,423,964	4,531,616	31.4	113,373	2,938,532	3.9
1977/78	1,677,658	6,452,000	26.0	104,690	4,696,720	2.2
1978/79	1,907,470	7,439,620	25.6	133,570	5,364,121	2.4
1979/80	2,293,936	7,945,382	28.8	154,796	4,859,122	3.1
1980/81	2,997,074	10,120,228	29.6	250,354	5,162,454	4.8
1981/82	3,298,184	11,006,004	29.9	277,924	6,489,596	4.2
1982/83	3,548,606	11,658,030	30.4	286,672	7,134,437	4.0
1983/84	3,671,084	12,251,660	29.9	287,748	6,006,854	4.7
1984/85	4,429,154	14,825,570	29.8	403,330	8,729,432	4.6
1985/86	5,926,843	16,529,646	35.8	344,660	8,195,960	4.2
1986/87	6,760,134	18,593,876	36.4	481,179	10,749,564	4.5
1987/88	7,711,678	23,338,193	37.7	643,604	12,273,306	5.2

出典 : Republic of Kenya: Estimates of Recurrent Expenditure - Approved Estimates
 Republic of Kenya: Estimates of Development Expenditure - Approved Estimates

表12-7. 教育省予算配分 1987/88-1990/91

(100 万ケニアポンド (=2000万ケニヤシリング))

	1987/88	1988/89	1989/90 ⁽¹⁾	1990/91 ⁽²⁾
経常支出				
教育行政	41.38	36.32	46.78	44.72
幼稚園	0.30	0.49	0.60	-
初等教育	221.40	237.94	246.97	271.45
中等教育	57.32	69.57	78.60	76.87
技術教育 ³⁾	3.12	4.88	5.65	6.27
教員養成	15.08	15.39	17.45	12.48
特殊教育	2.73	3.16	3.82	3.89
ポリテクニク教育 ³⁾	2.94	3.06	3.64	5.03
高等教育 ⁴⁾	58.42	73.25	84.44	109.63
その他	1.33	1.68	1.78	2.43
計	404.02	445.74	489.73	532.77
開発支出				
教育行政	2.88	2.12	0.90	10.43
幼稚園	-	-	-	-
初等教育	0.62	0.58	1.02	1.26
中等教育	2.18	1.84	1.99	5.58
技術教育 ³⁾	0.08	0.05	0.05	1.05
教員養成	1.67	7.76	8.84	5.80
特殊教育	0.30	0.33	0.37	0.72
ポリテクニク教育 ³⁾	0.21	0.95	0.20	1.23
高等教育 ⁴⁾	15.01	38.30	23.09	69.64
その他	0.46	0.36	0.17	0.08
計	23.41	52.29	36.63	95.79

注：(1) 暫定値

(2) 補正予算を含まない推計値

(3) 現在技術訓練応用技術省の管轄

(4) ナイロビ、モイ、ケニヤッタ、エジャートン大学を含む

出典：Republic of Kenya, Economic Survey 1991

表12-8. 初等教育への経常支出内訳比率

(%)

	84/85	85/86	86/87	87/88	88/89	89/90	90/91	91/92 (予定)
教員給与	86.3	86.2	87.1	90.0	88.6	91.1	91.0	90.0
寄宿校補助 (ASAL地域)	1.2	1.2	1.2	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9
学校設備・機材	5.0	5.1	3.9	1.7	0.6	0.4	0.3	0.3
学校ミルク・給食プログラム	7.5	7.5	7.8	7.3	9.9	7.6	7.8	7.6
教科書 (注)	-	-	-	-	-	-	-	1.2
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：1988年までは教科書は「学校設備・機材」に含まれる。

1988年より中断。1991/92年より再開予定。

出典：Kenya: Estimates of Recurrent Expenditure of the Government of Kenya.

表12-9. 英国対ケニア二国間援助 1986-1988 (1,000英ポンド)

	1986	1987	1988
総 額	33,754	28,513	49,433
ODAプロジェクト援助	12,479	4,788	13,084
援助・貿易プロビジョン	2,049	2,972	4,383
プログラム援助	78	47	6,719
その他ノンプロジェクト援助	4,553	4,088	3,782
英連邦開発公社プロジェクト援助	3,034	3,494	1,058
資金援助総額	22,193	15,390	29,026
人材派遣	4,254	3,797	3,678
学生・研修生	4,010	4,732	6,840
その他技術協力 (TC)	3,296	4,594	9,889
技術援助総額	11,561	13,123	20,407
(12月31日現在人数)			
専門家・ボランティア	192	181	171
学生・研修生	454	418	475

出典：Britain and Kenya (ODA) 1989

13. 保健・医療

13-1. 現状と課題

- 13-1-1. 高い人口増加率と保健・医療サービスの水準
- 13-1-2. 保健・医療予算
- 13-1-3. 保健・医療機関
- 13-1-4. 保健・医療従事者数、教育体制
- 13-1-5. 疾病構造
- 13-1-6. 栄養状態
- 13-1-7. 給水と公衆衛生

13-2. 開発計画

- 13-2-1. 保健・医療分野を対象とした構造調整計画
- 13-2-2. 第4次、第5次国家開発計画の保健・医療政策と構造調整
- 13-2-3. 第6次国家開発計画の保健・医療政策

13-3. 開発援助の動向

- 13-3-1. USAIDによる構造調整計画
- 13-3-2. 他先進国の援助実績、動向
- 13-3-3. 我が国の援助実績

13. 保健・医療

吉澤 啓 (タスクフォース)

13-1. 現状と課題

13-1-1. 高い人口増加率と保健・医療サービスの水準

ケニアの保健・医療事情を最も特徴付けるのは世界最高水準にある人口増加率である。国連人口基金の統計(表13-1)によれば、1990~95年の人口年間平均増加率(推計)でケニアは3.7%と、タンザニア、ザンビア、コートジボアールの3.8%に次ぐ大きな値を示している。これは、全世界で見ても南西アジア地域の一部諸国と並ぶ世界最高水準の数字である。

このような高い人口増加率は、一般的に、発展途上経済のある一定の発展段階において現れる現象であり、その意味では、特に他のサハラ以南アフリカ諸国との比較において、ケニアの相対的に順調な社会経済発展を示す指標の一つといえる。

また、死亡率(1990年)においては、ケニアは人口1,000人当たりの年間死亡数で10人と、アフリカ域内においてはジンバブエ、南アフリカ、ボツワナの9人に次いで良好なパフォーマンスを示しており、先進地域の中では比較的死亡率の高いヨーロッパ先進諸国と比べた場合にも決して見劣らない数字である(フランス10人、旧西独12人)。

さらに、乳児死亡率(1990年)では、出生1,000人当たりの年間死亡数で64人と、アフリカ域内ではジンバブエ(55)、ボツワナ(58)、南ア(63)に次いで低い数字を示しており、出生時の平均余命(1990年)についても61才と、南ア(63)に次ぎ、ジンバブエ、ボツワナ(61)と並ぶサハラ以南アフリカ域内の最長寿国の1つとなっている。このことは、ケニアにおける保健・医療サービスが、他のサハラ以南アフリカ諸国との比較においては、相対的に良好であることを示しているといえる。

これらの良好なパフォーマンスが高い人口増加率を生み、社会経済開発の足枷になっていることは逆説的であるが、更に逆説的であるのは、この高い人口増加率を低下させるためには、死亡率の低下により計画的出産・育児の環境を整えることが決定的に重要であることである。良好な保健・医療サービスが「多産少死」により人口増加率を一時的には高めるものの、これの徹底が「少産少死」により人口増加率を再び低下せしめるということは、既に日本を含めた先進国の経験が示すところである。

これらのことから、ケニアにおける保健・医療事情はサハラ以南アフリカ域内のLLDC諸国に見られるような「絶対的欠乏」状態を既に脱し、人口増加率低下に向けた「環境整備」の段階に入りつつあるといえることができる。

また、独立後、急速に保健・医療サービス体制の拡大を計ってきたため、徐々にその歪

みが予算面及び政策実施面において顕在化しつつあり、90年代における最大の政策課題となりつつある。

13-1-2. 保健・医療予算

(1) 政府予算支出額

ケニア政府の統計によれば、ケニア中央政府予算に占める保健省の予算は、88/89会計年度分で、経常支出(Recurrent Expenditure)の5.1%、全体支出(Total Expenditure)の4.7%を占めているが、79/80会計年度においては、経常支出の7.8%、全体支出の6.8%を占めており、80年代を通じて顕著な減少傾向を示している。

しかしながら、サハラ以南アフリカ域内においては平均的な水準を維持しているといえよう。例えば、全政府予算に占める保健医療関係予算の割合を他のサハラ以南アフリカ諸国と比較した場合、87年のザイール政府予算については5.4%、86年のニジェール政府予算については約5%となっている(国際協力事業団「アフリカ援助研究会報告書」(91年2月)⁽¹⁵⁾による)。

また、国連開発計画(UNDP)の統計⁽⁶⁾によれば、ケニアの「保健支出」(Health Expenditure:民間支出を含むものと推測される)の対GNP比は、60年の1.5%から86年には1.1%へと顕著な減少を示しているが、それでも、サハラ以南アフリカ諸国の平均0.8%(86年)を上回っている。

(2) 厚生省予算構成

世界銀行統計によれば、80年代後半以降の厚生省予算は絶対額においても減少傾向にあり、特に開発予算の減少が著しい。これは、政府予算全体の逼迫から厚生省予算の抑制が行われている一方、経常支出の大半を占める人件費の削減が難しいため、結果的に開発予算にしわ寄せが行っているものと思われる。後述(13-1-3節)の80年代後半以降の医療機関建設のペースダウン、人口10万人当りのベッド数の減少傾向は、開発予算のこのような削減に起因するものと思われる。また、施設、機材の維持管理、更新にも大きな影響を与えているものと思われ、医療サービスの質の低下を招いている様子である(USAID資料⁽¹⁾による)。

また、「臨床医学」(Curative Health)、「予防医学」(Preventive and Pro-motive Health)、「地方医療」(Rural Health)、「人材育成」(Training)、「その他」という分野別の予算配分について見てみると、ケニア政府の統計(表13-2)によれば、80年代を通して、ケニア厚生省の予算配分は「臨床」に大きく偏っており、経常支出の70%強、開発支出の40~80%、経常と開発を合わせた総支出で63~76%を占めている。ただし、1984年以降、「臨床」分野の予算、特に開発予算が抑制され、「地方」に優先的に

配分されていることが分かる。84年は第5次国家開発計画の1年目に当たることから、第5次国家開発計画以降、予算配分が「地方」の保健・医療機関の整備重視に大きく転換したと思われる（詳しくは13-1-3節参照）。一方、「予防」分野については、一貫して政策的優先度が高いにもかかわらず（13-2-2節参照）、予算配分は経常支出の4%、開発支出の2%程度と極めて低い。

なお、この「臨床」か「予防」か、「中央」か「地方」かという問題は、第2節以下で見ると、現在のケニア政府の保健・医療政策が抱える最大の問題として、ケニア政府および構造調整政策を進める世界銀行、USAIDに認識されている。

(3) 予算執行率

経常予算 (Recurrent Expenditure)の執行状況を見ると、ケニア政府の統計（表13-4）によれば、「臨床」については予算額を上回る支出がなされているのに対し、「予防」「地方」及び「人材養成」については予算を消化できない状態が続いており、実施体制が極めて脆弱であることが分かる。これは次節（13-1-3）に見るとおり、地方における保健・医療機関の未整備と深く関わっているものと考えられる。

(4) 中央政府と他セクターの関係

世界銀行の統計（表13-4）によれば、83/84会計年度における保健・医療分野における政府、民間他の全セクターによる経常支出合計 (Total Recurrent Expenditure)において、厚生省支出の割合は42%を占めているのに対し、国民健康保険基金 (National Hospital Insurance Fund)はわずか1%弱、地方自治体 (Municipalities) が6%となっており、政府支出において厚生省が独占的な地位を占めており、地方自治体や健康保険機構が極めて脆弱なのが特徴である。

政府と民間の関係については、一般には経済発展に伴い政府支出の割合が高くなる傾向が認められるところであるが、ケニアの場合、サハラ以南アフリカ域内の平均的水準にとどまっている（サハラ以南アフリカ平均：67%、ケニア：62%、UNDPの統計⁽⁶⁾より試算）。しかし、近年では先進国及び旧社会主義国において、患者の個人負担を増加し、政府負担を軽減する傾向も認められるところ、政府と民間の関係のあるべき関係については議論を要するところである。

13-1-3. 保健・医療機関

ケニア政府の統計（表13-5）によれば、ケニア全土における保健・医療機関数は、1989年で2,113ヶ所（内「病院」264、「健康センター」294、「保健所」及び「診療所」1,555）、人口10万人あたりのベッド数は138である。

医療機関には「病院」(Hospital)、「健康センター」(Health Center)、「保健所」(Health Subcenter)、「診療所」(Dispensary)があり、1989年における数は、「病院」264、「健康センター」294、「保健所」及び「診療所」1,555となっている(ケニア政府資料⁽⁹⁾による)

また、「病院」は唯一の国立病院である「国立ケニヤッタ病院」(Kenyatta National Hospital:KNH)、「州立病院」(Provincial Hospital)、「県立病院」(District Hospital)に分類される。

表13-5によれば、保健・医療機関数は、独立以降70年代を通じて急速に増加し(62年681→81年1,613、年平均増加率5.5%)、人口10万人当りのベッド数でも62年の126から81年には177とピークに達している。しかし80年代以降増加のペースは大きく落ち(81年1,613→89年2,113、年平均増加率3.5%)、人口10万人当りのベッド数では減少傾向に転じている(81年177→89年138)。

また、地域による格差が大きいのも特徴である。ケニア政府の統計(表13-6)によれば、人口10万人辺りのベッド数(89年)でみると、ナイロビが399であるのに対し、他の州は68~159と極端に低くなっている。特にNorth-Eastern州では68と、極端に低いのが目立つ。

前述のとおり(13-1-2節)、第5次国家開発計画(84~88年)以降、地方の保健・医療施設の整備に重点的に予算が配分されているものと思われるが、表13-6を見るかぎりでは、North-Eastern州については明らかに優遇措置が取られていること、Nairobiについては新規投資が厳しく抑えられていることが分かるが、他の州については特別に優遇措置が取られているとは言い難く、むしろ、予算の逼迫の影響を大きく受け、地方の保健・医療機関の整備は遅々として進んでいないというべきであろう。

なお、このような医療機関の過半が厚生省により設立、運営されており(表13-7)、地方自治体、民間の占める割合は非常に小さい。なお、宗教団体が大きな地位を占めるのは日本にはない特徴である。

13-1-4. 医療従事者数、教育体制

ケニア政府の統計によれば、医療従事者数の変遷は表13-5のとおりであり、独立以降、急速な増加を示していることが分かる。

特に、前述のとおり、80年代以降、人口10万人当りのベッド数が減少傾向にあるのに対し、人口10万人当りの医療従事者数では、70年代後半の停滞傾向からむしろ増加傾向に転じており、80年代以降、ケニア政府が医療従事者の養成に極めて大きな力を注いでいることが分かる。

これを他サハラ以南アフリカ諸国との比較で見ると、UNDPの統計⁽¹⁰⁾によれば、医

師1人当りの人口で10,100人と、サハラ以南アフリカ域内の平均24,600人を大きく上回っている。

一方、前述のとおり、保健・医療予算圧迫の一要因として予算における人件費の占める割合の増大が挙げられており、結果的にはこのような医療従事者の急速な養成、拡充が予算逼迫を招いているものと思われる。

医療従事者の内訳を人口10万人当りの数で見たのが表13-8である。これによれば、79年以降医者（含歯科医）、準看護婦（Enrolled Nurse）、公衆衛生技師（Public Health Technician）の伸びが顕著である。特に88年以降の準看護婦の増加が顕著であるが、ケニア政府の資料（Economic Survey 1991）⁽⁹⁾によれば、母子保健、家族計画普及活動の手足となる準看護婦の養成に特に力を入れている結果とのことである。

このように、人口の急速な増大に対応し、かつ新たな医療ニーズ（PHC推進等：13-2-3.⁽⁴⁾～13-2-3.⁽⁷⁾節参照）に対応し得る医療従事者の養成のため、厳しい財政状況にもかかわらず、ケニア政府は医療教育機関の整備拡充を積極的に進めており、89年度には新たにモイ大学に医学部を、カバーネット（Kabarnet）に看護婦学校を新設している（Economic Survey 1991⁽⁹⁾）。

13-1-5. 疾病構造

ケニア政府の統計によれば、87年における外来患者の主要病因（1%以上）は以下のとおりである。ケニア全土の1,019カ所の医療施設（全ケニア医療施設1,629カ所の62.5%）を利用した患者の数は、初診患者数で約560万人であり、再診を含めた利用回数は約1,070万回である（Economic Survey 1991⁽⁹⁾）。

マラリア(23.41%)、呼吸器疾患(20.97%)、皮膚病(7.45%)、回虫(4.74%)、下痢性疾患(4.74%)、伝染性眼病(2.67%)、事故(2.26%)、リウマチ(1.98%)、伝染性聴覚器疾患(1.70%)、伝染性泌尿器疾患(1.57%)、肺炎(1.45%)、淋病(1.35%)

13-1-6. 栄養状態

UNICEFの統計⁽¹¹⁾によれば、ケニアの低出生体重児（体重2,500グラム以下）の出生率（80～88年）は15%、一人当たりのカロリー充足率（88年）は85%となっている。これらの主要栄養指標を他のサハラ以南アフリカ諸国と比較すると、主要人口指標の場合とは異なり、ケニアは決して良好なパフォーマンスを示しているとは言い難く、サハラ以南アフリカ諸国の平均的水準に留まっている。

このような状況にも関わらず、これまでの栄養に関するケニア政府の認識は非常に浅かったものと思われる。例えば、第4次、5次の国家開発計画においては栄養改善に関する記述が極めて短く、「その他諸政策の一つ」程度の位置付けしか与えられていない。その後、第6次国家開発計画においては、栄養改善がPHC、予防医学と並ぶ主要政策の一つとして位置付けられることとなったが、政策形成に最低限必要な統計、情報すら整備されていないのが実情のようで、同計画においても情報の収集、整備の他には具体策に乏しく、結局、90年9月の「子供のための世界サミット」において「2000年の目標」として採択された「女性の鉄分不足」「ビタミンA不足」「ヨウ素欠乏」「乳幼児の栄養不良」といった項目（世界子供白書⁽¹¹⁾による）の引き写しに留まっている。

13-1-7. 給水と公衆衛生

UNICEFの統計⁽¹¹⁾によれば、ケニアの「安全な飲料水を手に入れる人々の比率（88～90）」は、ケニア全国平均で31%、都市部で61%、農村部で21%となっている。

これは、サハラ以南アフリカ域内の平均値（全国平均：37%、都市部：74%、農村部：24%、UNDPの統計⁽⁶⁾による）にも及ばず、セネガル（54%）、ガーナ（57%）、ジンバブエ（66%）等に遠く及ばない。

水については、気象的、地理的条件により事情が大きく異なるため、一律に比較することは困難ではあるが、いずれにせよ、ケニアが安全な飲料水の供給において大きく立ち遅れていることは否めない。

UNDPの「人間開発報告1990」⁽⁶⁾において、「安全な水へのアクセス」が、「平均寿命」「保健医療サービスへのアクセス」「カロリー摂取量」「識字率」「一人当たりGNP（GDP）」と並び、「人間開発」（Human Development）の根幹を成す重要な要素であると述べられているように、特に80年代に国連が主唱した「給水と衛生の10年」運動以降、「安全な飲料水の供給」が人間の生存の基礎を成すとの認識が高まっているところ、この分野における立ち遅れは、今後、ケニアにおける保健・医療政策全般の実施に当たり大きな制約要因ともなりかねない。

13-2. 開発計画

13-2-1. 保健・医療分野を対象とした構造調整計画

一般には、保健・医療分野は構造調整計画の「犠牲」になる分野ではあっても、「対象」になる分野であることは少ないと認識されている。

外務省の委託調査報告書⁽¹³⁾によれば、「通常、アフリカ諸国の場合、構造調整計画の

実施の事後的結果としての保健部門への（悪）影響の救済策が取られることが多く、ケニアについても、80年からの第1次構造調整計画と82年からの第2次計画においては、保健・医療分野についてはコンディショナリティーは付けられなかった」とされている。

中央政府経常支出における保健・医療分野の支出割合は80/81会計年度の7.2%から88/89会計年度においては5.1%に低下しており、明らかに構造調整計画の影響によるものと思われるが、一方、「構造調整計画の結果、ケニア経済は80年代を通して経済成長率が4～5%を維持できたため、保健・医療分野への悪影響はそれほど重大ではない」との評価もある（前出報告書⁽¹³⁾による）。

しかし、89-91年の「Policy Framework Paper」⁽⁵⁾においては、極めて短くではあるが、保健・医療分野の構造調整について触れられており、①総支出に占める人件費の割合の増大に伴うサービスの内容の低下、②「臨床」の偏重、③受益者負担、費用回収に関する一貫した政策の欠如、④病院、大学といった医療サービス機関を利用しうる都市部中産階級に有利な予算構造の4点がその主要な問題点として列挙されており、これを受ける形で、89年からの第6次開発計画では、13-2-3節で見ると、保健・医療分野を対象とした「構造調整」を進めることが、事実上表明されている（但し、文書上は「構造調整」という文言は一度として使われていない）。

なお、保健・医療分野での構造調整の実施に当たっては、世界銀行ではなく、USAIDが実施段階を担当していることは、注目すべき事実であろう（13-3-1節参照）。

13-2-2 第4次、第5次国家開発計画の保健・医療政策と構造調整

多くのサハラ以南アフリカ諸国にとっての構造調整計画の受け入れとは、経済政策の劇的な転換（価格自由化、公務員解雇、為替切り下げ等）に始まり、政治的・経済的・社会的不安定を伴う極めて「政治的」な事由となっている。

ケニアの場合も例外ではなく、保健・医療分野の構造調整についても、後述（13-2-2節参照）のとおり、医療費の有料化に反対する勢力の存在のため、大統領自らの政治的決断により、外来患者については有料化が撤回される等の政治的事件が発生している。

しかし、本論においては、第6次国家開発計画に先立つ第4次、第5次計画との比較・対照を通じ、構造調整計画の歴史的文脈をたどることにより、その内部的必然性を検証することとしたい。

(1) 第4次国家開発計画（79～83年度）における保健・医療政策

既にこの計画が作成された時期（79年）、急速な人口増加とより質の高い近代的医療に対する欲求の増大のため、医者不足、薬不足といった問題が社会問題化しており、その原因としては、第3次国家開発計画期間（74～78年）中に主要課題を解決し得なかつ

たためとしている。

具体的には、主要課題として人材不足、財源不足、非効率な組織運営、地域間（特に都市農村間）格差の拡大、情報の未整備を挙げており、主要政策課題としては、予防医学の推進、健康増進プログラム、地方医療の充実、人材養成、病院の最活性化、薬品・機材供給体制の改善等に優先的に取り組むとしている。

(2) 第5次国家開発計画（84～88年度）における保健・医療政策

独立以来20年間の経験の蓄積により、今や、予防医学、地方医療の推進こそが決定的に重要であると明言の上、主要政策課題として、地方医療の拡充、予防医学、健康増進プログラム、母子保健、家族計画の推進、厚生本省の農村部における政策運営能力の向上、新たな財源確保のための措置（ハランベ運動による医療機関の維持、共同体ベースの健康管理運動、Amenity Wardの設立・改善、一部外来・入院患者の医療費有料化）を挙げている。

13-2-3. 第6次国家開発計画における保健・医療政策の内容

前節で見たとおり、79年以降の第4次、第5次国家開発計画において、既に財源不足、地域間格差の拡大、非効率な政策運営といった問題認識が明らかにされており、政策課題として地方医療の拡充、予防医学の推進、基本的保健・医療知識の普及、人材養成、政策運営能力の強化、新たな財源措置の導入が挙げられている。これらは、本節で見るように、第6次国家開発計画へと引き継がれていくこととなる。

このように、第4次～第6次国家開発計画の基本的問題認識と具体的政策課題については、そこに一定の継続性を見い出すことができるのであり、このことは、第6次国家開発計画が外国援助を導入しての構造調整計画の一環であるという性格を有しているにもかかわらず、基本的には80年代以降の問題認識と政策課題を引き継ぐ形で立案されており、その意味で、計画の妥当性に強い裏付けがなされているということを示している。

しかし、第4次から第6次に至るまでの間に、問題認識、政策課題に対する関心の中心が変化していることは明らかである。具体的には、第4次における関心の中心は、病院を中心とした医療機関の整備、拡充、人材の養成確保といったハード面にあったのに対し、第5次ではより予防医学の重視等の技術面に中心が移るとともに財源確保にも言及する等、マクロ政策にも関心を示している。

そして、第6次では、もっぱら財政等のマクロ政策が関心の中心であり、ついでPHC等の技術面に関心を示し、医療機関の整備、人材養成といった第4次での主要関心事項は、民間資金導入、PHC推進といった関心の中心事項との関連でのみ触れられるにすぎなくなっている。

以下では、その内容を照会していくこととする。

(1) 問題認識と政策課題

独立以来の保健・医療分野における成果、特に医師数、病院数の増加を挙げつつも、①医療の量的、質的向上欲求への対応に起因する財源不足、②地域間格差の存在、③人材不足と管理運営能力の不足、④常時満員の入院患者を抱える非効率的な病院経営、⑤市民レベルでの基本的保健医療知識の不足、といった問題が発生しているとしている。

そして、これらを解決するために、①費用対効果の向上に関する市民、地域社会レベルでの意識の向上、②公共部門のみならず、民間、市民グループ、NGOを巻き込んでの運動の展開、③厚生省を含む関係機関の協力による政策の実施が必要としている。

優先的政策課題としては、①財政支出の見直し、②コストシェアリング（＝医療費の有料化）、③健康保険制度の見直し、④民間活力の導入、⑤保健・医療行政機関の見直し、⑥人材養成、⑦PHCの推進、⑧予防医学の推進、⑨母子保健の推進、⑩環境衛生の推進、⑪伝統医療の見直し、を挙げている。

(2) 保健・医療予算の逼迫

第6次開発計画によれば、保健・医療分野における最大の問題は財源不足にある。

前述のとおり、急速な人口増加、特に保健・医療サービスが主な対象とする世代人口（乳幼児、高齢者）が急速に増加していること、保健・医療サービスの質の向上の要求が強いことから、保健・医療分野における支出は年率7%の割合で急速に増大している。一方、政府予算は構造調整計画のための極めて制限されており、事実、80年代を通じて保健・医療予算の政府予算に占める割合は低下の一途をたどっている。

このため、開発計画においては3つの方向性を打ち出している。すなわち、「財源確保」、「民間活力活用」、「効率的政策運営」である。

「財源確保」については、無料だった医療費の有料化、国民健康保険基金の財政再建を謳っている。特に、医療費の有料化を打ち出したことは画期的といえる。しかし、「89年12月にこれを実施に移したものの、90年8月、モイ大統領は外来患者の有料化を棚上げした（入院患者については有料化を続行：担当者注釈）。これに対し、USAIDは基本的に支持しているが、世界銀行は認めない方針とのことである。また、UNICEF、ケニア大学等は有料化に反対している」（外務省委託調査報告書⁽¹³⁾による）。

「民間活力活用」については、保健・医療分野での全経常支出のうち政府支出が50%を占めていることから、独立以来の政府主導型の保健・医療政策を改め、民間資本の積極的活用による保健・医療サービスの量的・質的改善を狙った政策といえる。また、既に政府支出の大半が人件費、運営費等の経常支出に費やされ、新規の施設建設等に要する開発予算が極めて制限されている（13-1-2節）ことから、民間資本の導入に頼ら

ざるを得なくなったとも言える。具体的には、地方における病院、診療所等の施設建設及び用地取得に対する優遇税制の導入、民間病院、診療所に対する薬品の優先的割当の実施が盛り込まれている。

「効率的政策運営」については、次節以下で詳しく見ていくこととなる「地方重視」「PHC／予防医学重視」等の具体的政策の実施を通じ、実現することとしている。

(3) 中央と地方の役割の見直し

既に見たとおり（13-1-3節）、独立以来、ケニアにおいては中央主導型の保健・医療政策が推し進められた結果、地域間、特に都市部と農村部との格差が顕著となりつつある。具体的には、中央政府と地方自治体間の予算配分、保健・医療機関の数に大きな格差が存在している（表13-4、6、7参照）。

また、中央病院中心、臨床中心の医療体制は、保健・医療サービスの受益者数を限定してしまうのみならず、入院患者に対する経常支出が外来患者に対するそれを恒常的に上回る構造を作り上げてしまい、保健・医療予算を圧迫する主要な要因となっている。

このため、現在中央政府に集中している権限を地方に分散し、より効率的・効果的な保健・医療サービスの提供を目指すとしているが、地方における人材不足、財源不足が大きな制約要因となっているため、これらの人的、財政的不足の解消が必要としている。

具体的には、行政、技術両面での人材の確保、養成、情報提供機関（Health Management Information System : HMIS）の新設、財源強化のための増税、地方自治体に対する資金供給機関（Local Government Loans Authority）の改組等を挙げている。

(4) 栄養改善

ここで取り扱う「栄養改善」は、カロリー、蛋白質等の栄養の「摂取量」に関するものではなく、ビタミン、ミネラル等の適切な摂取、いわゆる「栄養バランス」の改善を取り扱っている。これは、後述の「PHC」、「予防医学」の重視と深く関連するアプローチとして重視されているものと思われる。

具体的には、ヨウ素不足（による甲状腺機能障害）、鉄分およびマラリアに起因する貧血、ビタミンA不足による失明、栄養のアンバランスによる幼児の発育不良に対する取り組みが必要としている。

しかし、政策形成に必要な情報が不足しているため、まずは国民栄養状態に関する調査企画機能の強化、「国民食物構成表」(National Food Composition Tables)の作成が必要であるとしている。

(5) 「地域に根ざした行動」によるPHCの推進

1978年の「アルマアタ宣言」(UNICEF、WHOの主催により旧ソ連のアルマ

タにて開催された国際会議における宣言で、これ以降、予防医学を中心としてPHCの考え方が保健・医療援助の国際的な潮流となっている)において、ケニア政府は既にPHCの重要性を訴えており、今後もこれを重視していくとしている。

ただし、これまでの政策との相違点として、第6次開発計画期間中における政策実施の行動基準として「地域に根ざした行動」(Community-based Action)を採用している。この「地域に根ざした行動」が具体的に何を指すのかは必ずしも明確ではないが、人的、財源的に強化された地方自治体を中心に、民間資金の導入、NGO、宗教団体等の参加と地域住民の自発的参加を呼び掛けたものと解される。

具体的には「予防医学的サービスの推進」、「母性保護、小児医療、家族計画の推進」、「感染症の防止」をその内容としている。

(6) 予防医学的サービス (Preventive Health Services) の推進

独立以来の5次に亙る開発計画において、費用対効果(Cost-effectiveness)の観点から、予防医学的アプローチは常に臨床医学的アプローチ(Curative Health Service Approach)より高い優先度を付されてきているが、現実には、保健省による臨床医学的アプローチが優先されてきたとし、今後は、各関係省庁の協力による予防医学的アプローチが採られなければならないとしている。

特に、前述のPHC推進の立場から、PHCと予防医学的サービスに区別を設けること自体が意味のないこととなりつつあり、効果的かつ効率的(Cost-effective)な医療サービスの提供、医薬品の供給システムを実現することが重要であるとしている。

具体的には、子供に対するはしか、ポリオ、百日ぜき、破傷風、結核を主な対象に「予防接種普及プログラム」(Immunisation Programme)を、厚生省の管轄下に進めるとしている。

(7) 母性保護、小児医療、家族計画の推進

妊娠中の母親及び新生児に対する適切な保健・医療サービスの提供は、国民の健康維持に資するものであるのみならず、経済的には、将来的に必要される臨床医学的サービスのコスト削減につながるものであるとしている。

具体的には、出産前及び出産後の母性保護、伝統的助産婦(日本の「産婆」に当たるものと思われる)に対する再教育及び最低限の治療器具、医薬品の提供、前述の新生児に対する予防接種、経口補水塩の普及、栄養改善教育及び家族計画の推進を行うとし、具体的達成目標として、93年までの開発計画期間中に、予防接種については全新生児の80%をカバーし、栄養改善の普及により発育不良児を20%から5%に減少させるとしている。

(8) 環境衛生の推進

環境衛生 (Environmental Health) という概念は、日本においては公害による水質、大気、食品等の汚染対策の色合いが濃い言葉であるが、ケニアにおいては、「給水と衛生」 (Water Supply and Sanitation)、「伝染病対策」、「性病対策」を含む概念として定義されている。このうち、給水と衛生については次節にて扱うこととし、ここでは「伝染病対策」及び「性病対策」について扱う。

ケニアの3大伝染病として「マラリア」、「住血吸虫」、「ねむり病」を取り上げている。特にマラリアは、政府系医療機関を訪れる外来患者の病因の20%以上を占めており、ニャンザ州、西部州、海岸部州において流行度が高いものと推測されている。マラリアに対する具体策としては、地域住民参加によるハマダラ蚊撲滅運動、村落レベルでの医療機関整備による早期発見を上げているが、最大の問題として、キニーネに対する薬剤耐性が急速に広がっており、これの監視とキニーネに変わる薬剤の開発が必要としている。

また、十二指腸虫、真田虫、住血吸虫等の寄生虫病については、特に農村部において主要な病因となっている。具体的対策としては、治療のほか、清潔な水の確保、寄生虫に関する知識の普及、地域毎の寄生虫追跡調査等を行うとしている。

性病もケニアにおける主要病因のひとつである。性病のうち、淋病と梅毒が最も多く、次いで軟性下疳、クラジミア、ヘルペスがあげられる。近年ではエイズの重要性が増しており、具体的には、国家エイズ対策委員会 (National AIDS Control Committee)を厚生省内に設置し、内外の関係機関との協力のもと、エイズ対策に当たらせている。

(9) 伝統医療の見直し

近代医療の普及により、「伝統医療」(日本の「民間療法」に当たるものと思われる)の有効性、役割は忘れられつつあったが、実際には、いまだにケニア国民の多くが伝統医療に依存しており、その果たす役割は大きく、PHC推進の観点からもこの見直しが必要である。具体的には、伝統医療従事者の組織化、伝統医療の利用、開発、応用に関する情報の収集を挙げている。

(10) 給水と衛生

前述の「PHC」、「予防医学的アプローチ」、「環境衛生」のすべての基盤として清潔な水の供給が必要であることは言を待たない。

しかし、農村部では未だに表流水(川、小川)および天水に頼っており、安全な水の確保が困難な状況である他、水源までの距離が遠いため、特に女性と子供の水へのアクセスが困難な上、水汲みのための労働が女性にとって大きな負担となっている。また都市部において、急速な人口増加に給水設備の建設が間に合わず、水質の低下を招いてい

る。

独立以来、政府は「2000年までにすべてのケニア人に清潔な飲料水を」(Provision of Piped Portable Water to All Kenyans by the Year 2000)をスローガンに、給水改善に努めてきたが、人材不足、財源不足等の制約により上記目標の達成が困難なことが既に判明している。

具体的対策としては、給水改善事業は地方自治体を実施しているところ、都市部については今次計画において改組予定の「Municipal Development Bank」を通じ、農村部については「District Development Fund」を通じ、必要な資金を供給するとしている。

また、都市部においては下水道の未整備および人口の急増のため、工業排水および生活排水による水質汚染が進んでいるため、地方自治体の参加を得て、下水道、浄化槽等の施設の建設を進める一方、水質汚染の監視、環境衛生教育キャンペーンを進めるとしている。

13-3. 開発援助の動向

13-3-1. USAIDによる構造調整計画

ケニアにおける保健・医療分野における構造調整政策の実施面については、資金の供与及びコンディショナリティーの付与の両面においてUSAIDが担当しており、その内容を「KENYA HEALTH CARE FINANCING PROGRAM PAAD (PROGRAM ASSISTANCE APPROVAL DOCUMENT) (1989年6月30日付け、USAIDケニア事務所)⁽⁴⁾」として明らかにしているところ、これに基づきUSAIDの援助計画を概観する。

(1) 規模、期間

上記計画は、1989～93年の4年間で1,500万米ドル(約20億円)をケニア政府に対し無償援助するものである。1,500万米ドルの内、970万米ドル(約13億円)は無償資金協力(キャッシュグラント)、530万米ドル(約7億円)は技術協力を当てられる。

①キャッシュグラント

キャッシュグラントはケニア厚生本省(MOH)、国立ケニア病院(Kenyatta National Hospital: KNH)、国立病院保険基金(National Hospital Insurance Fund: NHIF)の3機関をC/P機関として、各々3回に分けて行われる。各C/P機関毎、各支払段階毎に詳細なコンディショナリティーが付されており、これが実行されたことが確認された後、USAIDよりケニア中央銀行に対し直接振込が実行される。

また、右援助資金の使用により発生する内貨積立資金については、USAIDの同

意を得て、保健・医療分野の政策実行に必要な追加予算として用いることができる。

各C/P機関、各支払段階毎のコンディショナリティーの全てをここで紹介できないので、厚生本省に対する第1回支払（250万米ドル）のコンディショナリティーを紹介する。

『USAIDにとって満足のいく形式、内容により、全厚生省医療機関におけるコストシェアリング（医療費有料化）の導入に関する計画を作成すること。

右計画における必要事項は別途詳細に規定されるが、以下の事項（a）～（e）を含む。

（a）貧困層の医療機関へのアクセスを保証する措置、及びその監視機関の設置、（b）各医療機関にてコストシェアリングにより得た収益の内部留保及び使用に関する、USAID提案の政策、（c）予防医学／PHCに対する予算措置の増加、（d）医療費基準表、（e）実行スケジュール。

また、構造調整政策の実行の監視及び支援に当たる「保健医療予算実行委員会」を設立し、厚生省事務次官に対し政策実行状況の報告を行わせること。

コンディショナリティー実行期限：1989年11月1日』

②技術協力

残る530万米ドル（約7億円）は技術協力に当てられる。その内訳は、長期、短期専門家派遣、調査研究、研修、機材供与、評価等であり、JICAの行っているプロジェクト方式技術協力と大差はない。

ただし、協力分野については、JICAプロジェクトが医療現場での指導、研究所での研究開発等の「現場協力」型であるのに対し、USAIDは政策助言等の「政策協力」型となっている。

(2) 目的

①本計画書によれば、ケニアにおける保健・医療分野の主要な問題点は以下のとおりである。

- ・財政赤字の拡大
- ・費用対効果の小さい中央病院中心の臨床医学に対する予算配分の偏重、費用対効果の大きい予防医学／PHCの軽視
- ・公共部門と民間部門の連携不足
- ・特に、病院経営、計画、政策分析、調整面における中央管理部門の能力不足
- ・予算配分不足、管理機能不足に起因するPHCサービス提供システムの未整備

②これら諸問題の改善のため、以下の目的を掲げている。

- ・予防医学／PHCに対する予算の配分増大
- ・コストシェアリングの導入（医療費の有料化）
- ・財源の強化

・行政能力の向上

(3) 計画の実施状況

実施状況の詳細については不明であるが、外務省の委託調査報告書（91年3月）⁽¹³⁾によれば、コストシェアリングについては、89年12月、一部の患者を除き、公的医療施設における外来及び入院患者の利用者負担を義務づけた。しかし、90年8月、大統領が突然有料化廃止を発表、その後、入院患者については有料化を復活したが、外来については有料化を棚上げにした。

このような大統領の方針に対し、USAIDは政府の構造調整に対する基本方針に変更なしとして援助を継続する方針であるが、世界銀行は原則全患者の有料化を主張している。なお、保健・医療分野の構造調整に直接関与していないが、UNICEFは有料化そのものに反対している。

13-3-2 他先進国の援助実績、動向

UNDPの報告書「1989 Development Co-operation Report KENYA」⁽¹⁴⁾記載の分野別プロジェクトリストによれば、1989年においてケニアで実施中の国際機関、二国間援助、NGOにより実施中の医療プロジェクトは40を数えるに至っている。但し、プロジェクトのディスバースメント合計額が援助合計額と一致しない援助機関、あるいはプロジェクトは特定されていないがUNDP報告書中の別のリストに保健・医療分野援助の実績があげられている援助機関があること、及びJICAのKEMRIプロジェクト（後述）がこのリストには含まれていないことから、実際には40を超えるプロジェクト／プログラム援助が実施されているものと考えられる。

同報告書に基づき、援助機関別に分類し直したのが表11-9である。

この表からは、デンマーク、スウェーデン、フィンランドといった北欧諸国とドイツ（旧西独）が特に熱心であること、NGOが主要援助国にも比肩し得る活動を行っていること、地方医療、PHCといった部門が重視されていることが分かる。

なお、前述のUSAIDの援助プログラムについては、1989年中にディスバースが行われなかったため本表には表れていないが、コミットメント額では1,500万米ドルが計上されており、保健・医療分野プロジェクトとしては最大の案件となっている。

これら援助とケニア政府の独自財源の関係については、ケニア政府発行の「Development Expenditure Estimates for the year 1988/89」⁽¹⁵⁾及び「Recurrent Expenditure Estimates for the year 1988/89」⁽¹⁶⁾に基づき、開発支出／経常支出別に、ケニア厚生省予算の援助と独自財源の額及びパーセンテージを算出した（表13-10）。これによれば、援助の90%は開発支出に対する支援であり、経常支出に対する支援は10%に過ぎないこと、

一方、開発支出の約2/3は援助により賄われており、独自財源はわずか1/3に過ぎないことが特徴としてあげられよう。

13-3-3. 我が国援助の実績

「我が国の政府開発援助1990」（外務省経済協力局監修）⁽¹²⁾によれば、ケニアに対する保健・医療分野のODA実績は以下のとおりである。なお、ここでは、「保健・医療」と「給水」を別個に集計、分析した。

以下に示すとおり、資金協力（有償及び無償資金協力）については給水分野がその大総を占め、保健・医療分野についてはプロジェクト方式技術協力が中心となっているというこれまでの傾向がはっきり読み取れる。

(1) 保健・医療分野

①有償資金協力 なし

②無償資金協力 2件 29.45億円

- ・医療機材整備計画（80年度 2.00億円）
- ・中央医療研究所建設計画（82年度 15.00億円（第1期）、
83年度 12.45億円（第2期））

③プロジェクト方式技術協力 5件 延協力期間 38年4ヵ月

- ・ナクール病院 66.1～75.3（9年2ヵ月）
- ・エンブ病院 67. ～73.（6年）
- ・ケニヤッタ病院 70.1～78.3（8年2ヵ月）
- ・伝染病研究対策 79.3～84.3（5年）
- ・中央医学研究所 85.5～90.4（5年）
- ・感染症研究対策 90.5～95.5（5年）

④その他、90年度に26名（新規16名、前年度よりの継続10名）の研修員受入を行っているが、青年海外協力隊については、保健・医療隊員派遣の実績はない。

保健医療分野のプロジェクト技術協力は、66年1月より延38年4ヵ月の協力が行われており、我が国のケニアに対する保健・医療分野協力で最大の協力実績を誇っている。

当初、ナクール病院より始まり、エンブ病院、ケニヤッタ病院へと引き継がれていった医療プロジェクトは、臨床医と看護婦のチーム派遣により、ケニア人医師、看護婦との協力による治療活動をその内容としてきた。このような当初の協力形態は、ケニア人医師、看護婦のマンパワー不足を補う面が強いため、ケニヤッタ病院に対する協力が78年3月に終了したのを期にケニアに対する医療協力の見直しが行われることとなった。

その結果、79年3月より、ケニア中央医学研究所（Kenya Medical Research Institute：KEMRI）に対し、寄生虫予防に関する研究、開発を行う「伝染病研究対策」プロジェクトが開始された。本プロジェクトは、無償資金協力「中央医療研究所建設計画」により施設、機材両面において格段の強化を行った後、85年5月より「中央医学研究所」、90年5月より「感染症研究対策」プロジェクトに引き継がれ今日に至っている（一般に「KEMRIプロジェクト」と呼称されている）。

現在実施中のプロジェクト内容は、「国際協力事業団年報1991」⁽¹⁴⁾によれば、「ケニア中央医学研究所（KEMRI）の人材養成及び適正技術の開発を通じて同国のウイルス性下痢症、ウイルス性肝炎、感染性下痢症、寄生虫学（住血吸虫症、フィラリア症）等の感染症研究対策を進展させ、ケニア国民の健康・保健衛生の改善を図る」とされている。

(2) 給水分野

①有償資金協力 2件 103.59億円

- ・大ナクル水供給計画（86年度 50.17億円）
- ・ナイロビ給水事業計画（88年度 53.42億円）

②無償資金協力 5件 33.31億円

- ・イタンガ地区上水道建設計画（77年度 4.00億円）
- ・地下水開発計画（81年度 12.00億円）
- ・イタンガ地区上水道延長計画（82年度 9.35億円）
- ・地下水開発計画（87年度 7.10億円）
- ・タベタ・ルミ地区水供給計画（88年度 9.86億円）

③開発調査 1件

- ・全国水資源開発計画調査

給水分野に対する我が国の協力は、保健・医療分野に比べ、その歴史は比較的浅く、80年代後半以降本格化している。

有償資金協力で見ると、86年度に初めて給水分野の案件（大ナクル水供給計画）が実施され（50.17億円）、続いて88年度に更にナイロビ給水事業計画が実施されている（53.42億円）。

また、無償資金協力についても、87年度に地下水開発計画（7.10億円）が実施された後、続いて88年度にタベタ・ルミ地区水供給計画（9.86億円）が実施されている。

一方、現在、開発調査案件として「全国水資源開発計画調査」が実施されている。これは、「ケニアにおける水資源総合開発計画に関し、2010年を目標年次とするマスタープランの策定及び2000年までのマスターアクションプランの策定を行うもの」（JIC

A年報1991⁽¹⁴⁾)であり、91年度中には最終報告書完成の予定であるところ、今後、本調査報告書に基づき、更に優良案件の発掘が行われるものと期待される。

[参考文献]

- (1) Republic of Kenya, Development Plan 1989-1993
- (2) Republic of Kenya, Development Plan 1984-1988
- (3) Republic of Kenya, Development Plan 1979-1983
- (4) USAID/Nairobi Kenya, Kenya Health Care Financing Program PAAD (615-0245),
June 30, 1989
- (5) Republic of Kenya, Policy Framework Paper For 1889-91
- (6) UNDP, Human Development Report 1990, Oxford University Press
- (7) Republic of Kenya, Development Expenditure Estimates For The Year 1988/89
- (8) Republic of Kenya, Recurrent Expenditure Estimates Summary 1988/89
- (9) Republic of Kenya, Economic Survey 1991
- (10) UNFPA 「世界人口白書 1991」
- (11) UNICEF 「世界子供白書 1991」
- (12) 外務省経済協力局編「我が国の政府開発援助 1991」(財)国際協力推進協会発行
- (13) (財)国際開発センター「経済協力計画策定のための基礎調査－国別経済協力計画(ケニア)」1991年3月
- (14) 国際協力事業団編「国際協力事業団年報 1991」(財)国際協力サービスセンター発行
- (15) 国際協力事業団「アフリカ援助研究会報告書」1991年2月
- (16) UNDP, 1989 Development Cooperation Report KENYA

表13-1. 主要人口指標 (1990年)

	平均増加率 (%) 90-95年	死亡率 (人口千対)	出生時 平均余命	乳児死亡率 (出生千対)
ケニア	3.7	10	61	64
タンザニア	3.8	13	55	97
エチオピア	3.0	18	47	122
ジンバブエ	3.1	9	61	55
ザイール	3.2	13	54	75
象牙海岸	3.8	13	54	88
南アフリカ	2.2	9	63	62

アフリカ平均	3.0	13	54	94
開発途上地域平均	2.1	9	63	70
フランス	0.4	10	77	7
旧西独	- 0.1	12	76	8
日本	0.4	8	79	5

先進工業地域平均	0.5	10	75	12
全世界平均	1.7	9	66	63

出典：世界人口白書1991（日本語版） 国連人口基金（UNFPA）

表13-2. ケニア厚生省の分野別予算支出構成

	費目	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
臨床 医療	経常	72	72	73	67	72	72	79	72
	開発	78	82	50	42	40	40	55	35
	合計	73	73	69	63	67	68	76	61
予防 医療	経常	5	5	4	4	4	4	4	6
	開発	1	2	2	1	3	2	-	7
	合計	4	4	4	4	4	4	4	6
地方 医療	経常	8	9	7	6	9	7	8	12
	開発	19	15	30	39	40	37	39	47
	合計	10	11	11	10	13	11	11	22
人材 育成	経常	6	6	6	5	5	5	5	6
	開発	1	1	1	3	-	3	1	2
	合計	5	5	5	5	5	5	5	5
その他 (*)	経常	9	8	10	18	10	12	4	4
	開発	-	-	17	15	17	18	5	9
	合計	8	7	11	18	11	12	4	6

(数字は、各費目(経常支出、開発支出、合計支出)毎の合計(100%)に対する各項目(臨床、予防、地方、人材養成、その他)毎の支出額のパーセンテージを表わす)

(*)：「その他」は主に行政計画、国民健康保険、補助金より構成される

出典：Appropriation Accounts for FY82-FY87, Government of Kenya

(USAID資料⁽⁴⁾より引用)

表13-3. ケニア厚生省の経常予算執行率 (1982~87年)

	1982	1983	1984	1985	1986	1987
臨床医療	108.1	110.5	109.3	106.6	107.1	106.9
予防医療	71.1	90.3	84.4	72.5	72.9	90.0
地方医療	100.0	87.7	69.2	63.6	67.7	64.4
人材養成	112.9	87.8	81.8	79.2	79.6	87.7

出典：Appropriation Accounts for FY 82 - FY 87, Government of Kenya
(USAID資料⁽⁴⁾より引用)

表13-4. 経常支出の出所別構成 (1983/84会計年度、単位：百万ケニアシリング)

出 所	支 出 額	出 所	支 出 額
政府関係	1,404.8(48.8%)	民間企業	11.4(0.4%)
厚生省	1,210.4(42.1%)	民間市場	1,254.1(43.6%)
国民健康保険基金	8.4(0.3%)	民間病院	264.8(9.2%)
大学医学部	25.4(0.8%)	開業医	216.0(7.5%)
地方自治体	160.6(5.6%)	個人薬局	680.0(23.6%)
宗教団体	168.9(5.9%)	その他	93.3(32.4%)
NGO (除宗教団体)	36.8(12.8%)	合 計	2,876.0(100%)

出典：World Bank Report "Expenditure and Financing of the Health Sector in Kenya", Ministry of Health, February, 1986
(外務省委託調査報告書⁽¹³⁾より引用)

表13-5. 保健・医療機関数、ベッド数、医療従事者数の推移（1962～1989年）

	1962	1975	1979	1981	1984	1987	1988	1989
医療機関数	681	1330	1547	1613	1779	2071	2107	2113
ベッド数総数	10617	20588	26922	28108	30886	31356	31983	—
10万人当り	126	157	175	177	158	146	141	138
医療従事者総数	1654	15211	18749	20469	25296	31997	33946	35765
10万人当り	19	116	123	118	130	147	150	152

出典：Central Bureau of Statistics, Statistical Abstract and Economic Surveys, various issues (外務省委託調査報告書⁽¹³⁾より引用)

表13-6. 州別人口10万人当りベッド数及び保健・医療機関数の推移（1985～89年）

州名		1985	1986	1987	1988	1989	年平均増加率
Nairobi	ベッド数	483	465	447	420	399	-4.66%
	機関数	158	181	181	183	185	4.02%
Coast	ベッド数	171	168	162	161	159	-1.80%
	機関数	189	212	215	219	220	3.87%
Central	ベッド数	160	153	152	143	142	-2.93%
	機関数	271	310	315	320	321	4.32%
Rift Valley	ベッド数	135	133	133	127	123	-2.30%
	機関数	447	556	568	577	578	6.64%
Eastern	ベッド数	122	120	122	114	113	-1.90%
	機関数	272	281	298	308	308	3.16%
Western	ベッド数	117	108	107	102	102	-3.37%
	機関数	101	118	115	118	119	4.19%
Nyanza	ベッド数	113	113	110	106	102	-2.52%
	機関数	224	240	340	342	342	11.16%
North Eastern	ベッド数	73	78	82	71	68	-1.76%
	機関数	21	41	39	40	40	17.48%
合計	ベッド数	153	148	146	141	138	-2.55%
	機関数	1,683	1,959	2,071	2,107	2,113	5.85%

出典：Health Information System, Ministry of Health, Kenya (Economic Survey 1991⁽⁹⁾より引用)

表13-7. 供給者別保健・医療機関数 (1986年)

	病 院		都市健康センター	地方健康センター	地方診療所	
	病院数	ベッド数				
政府	厚生省	80	16,776(65%)	31	245	1,032
	国防省	2	108(1%)	43		
	法務省	9	356(1%)	28		
地方自治体	1	350(1%)	107			
宗教団体	42	5,480(21%)	11	72	165	
民間企業	4	257(1%)			59	
民間マーケット	44	2,355(9%)	22		17	
合 計	182	25,682(100%)	242	317	1,273	

出典：Ministry of Health, Expenditure and Financing of the Health Sector in Kenya (draft), 1986 (U S A I D資料⁽¹⁾より引用)

表13-8. ケニアにおける人口10万人当り医療従事者数の内訳 (1964~89年)

	1964	1969	1974	1979	1983	1986	1988	1989
医 師	7.8	11.9	9.6	10.1	12.6	14.2	14	14
歯科医	0.3	0.5	0.7	0.9	1.5	2.1	2	2
薬剤師	1.6	1.5	1.6	1.8	1.6	1.6	2	2
正看護婦	22.8	28.3	37.8	42.8	45.5	45.8	44	44
準看護婦	29.9	35.4	—	54.4	54.1	57.9	61	65
臨床検査技師	—	10.1	9.5	10.0	10.2	10.6	11	11
保健婦	—	—	0.8	1.5	1.8	2.1	2	2
公衆衛生技師	—	6.4	6.9	6.7	7.6	8.7	10	10

出典：Development Plan 1989-1993, Economic Survey 1990 (外務省委託調査報告書⁽¹⁾より引用)

表13-9. 保健・医療分野における他先進国援助実績（援助機関別）

（援助額は1989年ディスパース実績、単位：千米ドル）

援助機関	援助額	主なプロジェクト
SIDA (スウェーデン)	7,139	地方医療サービス(7,139)
ドイツ (旧西独)	5,092	看護婦学校(31)
FINNIDA (フィンランド)	3,973	プライマリーヘルスケア(フェイズⅢ)(3,341)、子供生存開発計画(631)
UNICBF	3,696	
DANIDA (デンマーク)	3,374	医薬品供与(1,436)、予防接種計画(471)、 地方医療施設機材保守(932)、生活改善指導(251)、 キリフィ地域共同開発計画(264)
CRS (NGO)*	2,406	HEALTH TITLE II(2,401)、地域医療改善(5)
ノルウェー	1,875	AIDS対策(363)
カナダ	1,594	
ODA (英)	933	ISIOLD病院(404)、
オーストリア	770	病院メンテナンス(766)、小学生食糧援助(3)
ワールド財団	405	
オランダ	378	食料栄養状況調査(189)、特別健康支持基金(189)
USAID (米)	350	H I V / A I D S 予防(350)、
ACTAID (NGO)**	233	
CARE CANADA(NGO)	194	
OXFAM (英NGO)	111	病院援助(3件、10、14、17)、地域医療改善(3件、6、9、11) 他
UNDP	12	栄養状況モニタリング(11)
IABA	7	放射線保護(7)
EC	1	

* CRS:CATHOLIC RELIEF SERVICES、** ACTAID:ACTIONAID

出典：1989 Development Co-operation Report KENYA, UNDP (7)

[注] UNDP 報告書においては、人口家族計画分野の案件も「HEALTH」として保健・医療分野と一括して分類されているため、本表の作成に当っては、人口家族計画案件を除いた上で集計を行ったが、援助額のみが示されている援助機関及びプロジェクトの合計額が援助額と一致しない援助機関の場合には、人口家族計画分野援助が援助額に含まれる可能性を排除できなかった。

表13-10. ケニア厚生省予算（1988/89年度）における援助と独自財源の関係

（単位：ケニアシリング）

	経 常 支 出	開 発 支 出	合 計 支 出
独自財源	101,892,920(97.2%)	15,443,120(34.7%)	117,336,040(78.6%)
援 助	2,939,964(2.8%)	29,066,822(65.3%)	32,006,786(21.4%)
計	104,832,884(100.0%)	44,509,942(100.0%)	149,342,826(100.0%)

出典：Development Expenditure Estimates for the Year 1988/89 (7) Recurrent Expenditure Estimates for the Year 1988/89 (8), Government of Kenya

14. 人 口

14-1. 人口増加の現状

14-2. 人口増加と課題

14-2-1. 雇用

14-2-2. 食糧

14-2-3. 環境

14-2-4. BHN

14-3. ケニアの人口対策の歴史

14-4. 人口援助

14-4-1. 日本の人口援助

14-4-2. その他の援助機関による活動

14-5. 今後の人口対策の方向

14-5-1. 女性の教育

14-5-2. ターゲット層の拡大

14. 人口

柿沼 潤 (タスクフォース)

14-1. 人口増加の現状

世銀報告書によれば第二次世界大戦後の1948年は540万人、1969年には1,090万人と倍増した。これに対してケニア政府は急激な人口増加が「開発」に及ぼす悪影響を認め、1967年に国家家族計画プログラムを発足、さらに1982年には国家人口開発審議会(NCPD)を発足した。これらはサブ・サハラの中では初めての試みであったが、その効果は芳しくなく、1989年の人口は2,330万人(世銀推定)と再び2倍になり、1989年から2000年の平均年間人口増加率も3.4%と高い水準で推移していくと予測されている。

表14-1. 総人口・人口動態の推移(1948-1989年)

	1948	1962	1969	1979	1989*1
人口(100万人)	5.4	8.6	10.9	16.1	23.3
人口増加率(%)	2.5	3.0	3.3	3.8	3.6
合計特殊出生率*2	6.7	6.8	7.6	7.9	6.7
粗出生率(‰)	50	50	50	52	46
粗死亡率(‰)	25	20	17	14	10
乳児死亡率(‰)	184	126	119	104	68
平均寿命(歳)	35	44	49	54	59

注：*1のみ世界銀行推定、*2女性一人当たりの平均出産数
出典：ケニア第6次開発計画(人口センサス)、世界銀行開発報告より作成

さらに表14-1によれば、1979年と1989年の合計特殊出生率を比較すると7.9から6.7に減少しているが、乳児死亡率の低下や平均余命の伸びに見られるように、人口動態が多産少死状態に移行しつつあり、全体的には人口増加が続いていることが理解できる。

14-2. 人口増加と課題

経済成長と人口増加の関係を見ると、基本的には「一人当たりのGNP成長率=GNP成長率-人口成長率」という関係がある。したがって、経済成長率が少なくとも人口増加率を上回る水準で維持されない限り、一人当たりの所得は停滞することとなる。

このほか、人口圧力は以下のような諸問題を引き起こす。

- ① 貧困者層の増大。不平等な所得分配の現状を考えるならば、国民の相当部分がより一層の貧困に陥ることは必至である。
- ② BHN供給の悪化。社会サービスへの需要増加に政府支出が追いつかず、教育、医療、福祉などの量的・質的悪化をもたらす。

- ③生産的投資の抑制。インフラ整備や直接的な生産部門への財政支出増加を困難にし、経済成長を阻害する。
- ④食糧問題。一人当たり食糧生産・供給を低下せしめる。すでに食糧生産増加率は頭打ちの状況にあり、食糧生産技術に格段の進歩がない限り、食糧供給がますます困難になる。その影響として子供の栄養不足が深刻化する。
- ⑤雇用問題。1988年から1993年の5カ年間で労働力人口は200万人に増加し、その後も更に急増する。かかる新規労働力に対して、雇用機会の増加は極端に不足し、失業問題が更に悪化する。
- ⑥環境破壊・薪炭需要の増加や農業・放牧等による土地の過剰利用により、土壤劣化をもたらす、森林資源の枯渇をもたらす。
- ⑦経済成長の低下。①～⑥の要因の相互作用により経済成長力を低下させる。

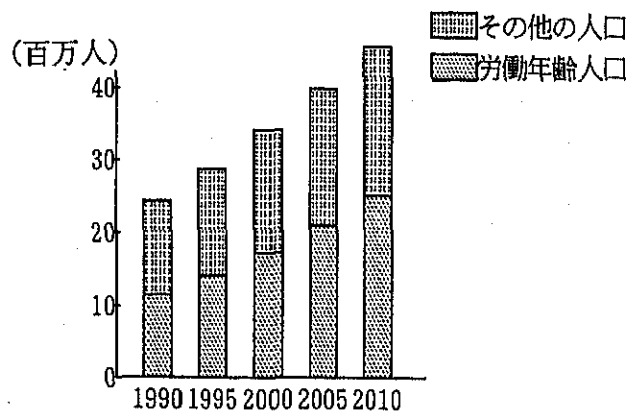
このような諸問題の中から具体的にいくつかの問題点を考えてみる。

14-2-1. 雇 用

第6次開発計画によると、労働力の総計は1988年の880万人から1993年には1,060万人になると予想されている。これらの新規労働者の最大の雇用先は小規模農家、都市部の小企業及び農村部の非農業企業であろうと予想される。一方近代部門での総雇用は、毎年4.2%の割合で増加し、1989年の137万人から1993年には168万人にのぼるであろうと予想されている。1986年の都市労働力調査によると、都市の男性の11%、女性の22%が失業していると推定されている。農村地域における失業は不完全失業という形で存在するので、そこで失業がどの程度か推定することは難しい。

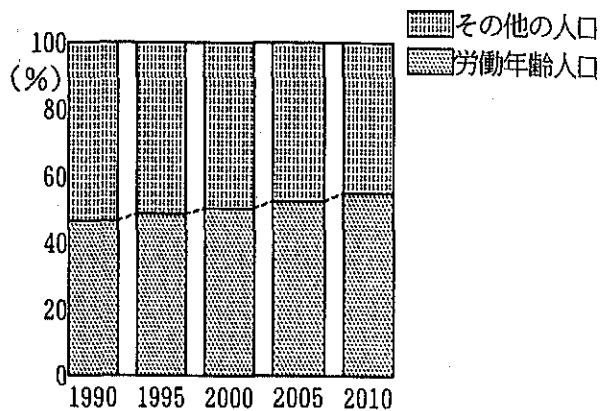
また、ケニアでは人口の50%以上が15歳未満であり、労働年齢人口(15-64歳)は総人口の増加率よりも早く増え続ける。1990年の労働人口は930万人と推定され、今後20年は毎年4%ずつ増加し続けると予想される。現在の状況に変化がないと仮定した場合、2010年までにその数は約2倍になる。ケニア経済は今後20年間に毎年平均約460,000の新しい雇用機会を創出しなければならないという差し迫った課題に直面している。

図14-1. 労働年齢人口と総人口の推移



出典：World Bank, Kenya Human Resources: Improving Quality and Access, 1991 より

図14-2. 労働年齢人口と総人口に占める割合



出典：図12-1 と同じ

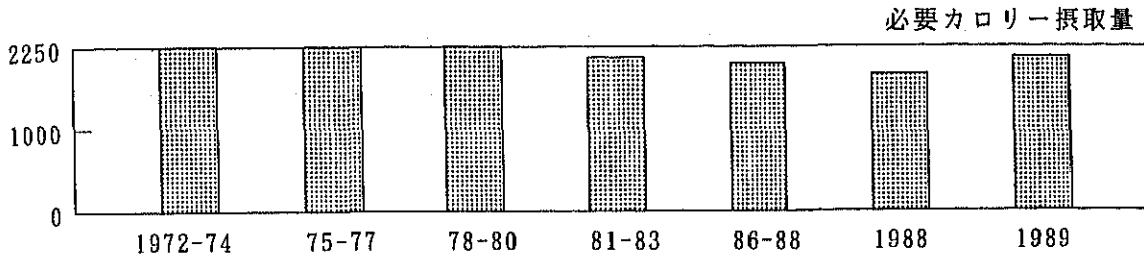
14-2-2. 食 糧

ケニアの第6次開発計画（1989-1993）では、“増加する人口および農業適地の減少によって食糧の需要と供給が著しく均衡を欠いていることが1970年代の半ばに明確になった。”と述べ、さらに“諸々の傾向は我が国が食糧生産を増やすための措置を講じないと今世紀末には状況はより深刻となり、ケニアは食糧の輸入や大量の食糧援助に依存しなければならない可能性が高くなる。”と食糧の安定供給の必要性を訴えている。

しかし現状では、一人当たり食糧生産は停滞傾向にあり、十年前の水準とほぼ同じである（図14-4）。また、下図のように、ケニアの一人一日当たりの食事エネルギー供給量（Dietary Energy Supply）は近年低迷しており、1978-80年には2,242カロリーだったのが、1988年には1,973カロリーまで落ち込み、UNICEFによれば同年の必要カロリーの充足率は85%であるとされた。しかし1989年には2,163カロリーと若干の回復を見せた。

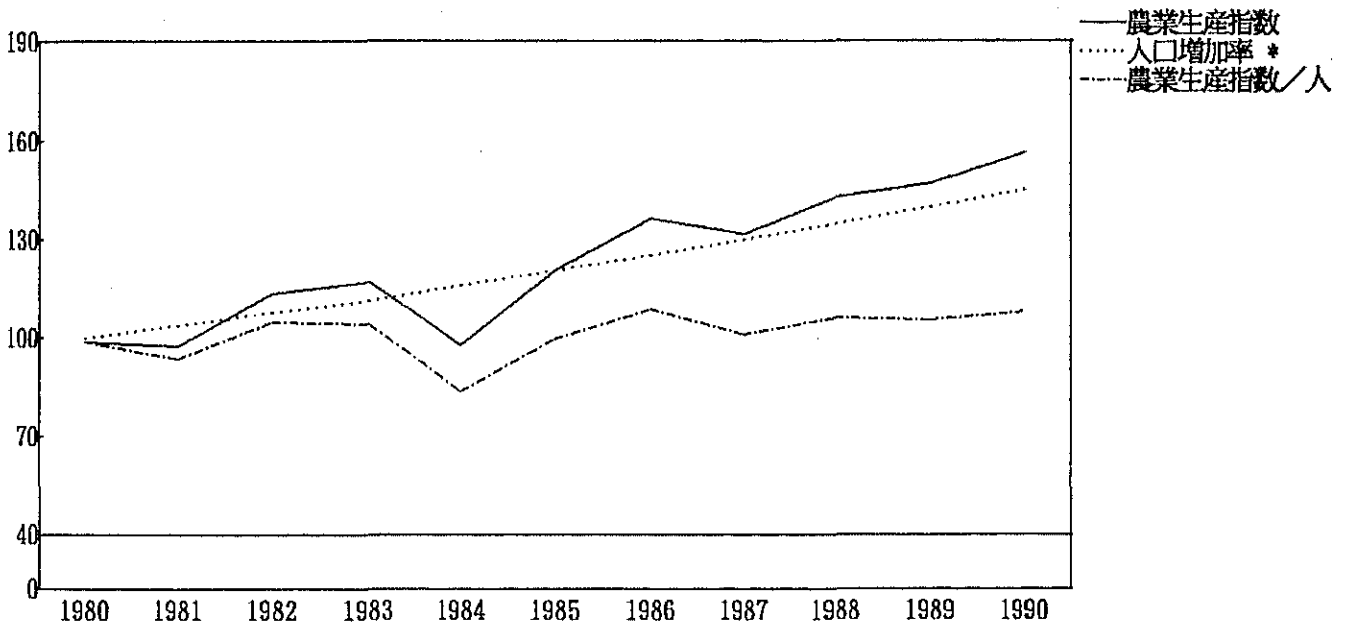
第6次開発計画によれば、農耕地の人口密度は1988年の171人/km²から1993年には209人/km²になると予想されている。現在でも、土地の細分化が進み、経済的に成り立たなくなった小規模の土地を田舎に残したまま都市で現金収入を得ている不在地主の増加、あるいは小農の限界地への移動等が見られ、将来的にはより深刻な土地不足に見舞われる可能性がある。

図14-3. 一人一日当たり食事エネルギー供給量 (カロリー)



注：一人一日当たり必要なカロリー摂取量は各機関により異なった値が示されているが、ここではILO(1986)の2,250カロリーを使っている。このほか世銀等2,300カロリーとしているところも多い。
 出典：FAO、世界農業白書1990年(付表16)、世界銀行、World Development Report 1991、1992(1988、89年のみ)より作成

図14-4. 食糧生産と人口の増加
 (食糧生産は1979-81年を100、人口は1980年を100とする)



注：*1980-90の平均人口増加率(3.8%)世銀のWorld Development Report 1992による。
 出典：FAO, Year Production vol.44 1990より作成。

14-2-3. 環境

ケニアの国土の中で、中高度の利用可能性のある地域はわずか18% (10万 4,884km²) であり、これが人口の2/3を支えている。耕地の大部分は農業に利用されている。残りの土地のうち36,300km²が野生動物保護のために確保されており、原生林および外来種栽培のために残されている土地はわずか2,008km²に過ぎない。国土の大部分、約75%を占めるのがASAL(乾燥・半乾燥)地域である。

ケニアでは、増え続ける人口を支えるため、森林は農地に転換され、それにより土壌侵

食が起りやすくなり、また土壌の保水能力も低下していく。また、限られた土地に対する人口圧力の増加により、土地は細分化し、多くの農民はそれだけでは生活できなくなり、前述のように都会に働きに行くかあるいはまだ余剰の土地のあるA S A L地域へ移住していく。しかしA S A L地域はもともと環境面では脆弱な地域であり、不適切な農耕や、家畜の過放牧、さらには燃料としての木材の伐採により、土壌の劣化、土壌流出・砂漠化と行った環境面でのダメージが生じやすい。

また、職を求めて都市へ移動していく人々も多く、1965年の都市人口の対全国比は9%であったが、1989年には23%になっている。1980-89年の都市部の年平均人口増加率は8.2%で、全国平均の約2倍に相当する勢いである。しかし、都市部でも雇用の機会は不足しており、適切な職が得られない人々はスラムを形成して都市の貧困層になっている。これらの人々は満足なB H Nサービスにアクセスすることが困難であり、不衛生な環境から疾病が農村よりも広まりやすく、乳児死亡率も高くなっている。また、無秩序な生活により都市の衛生問題（ゴミ投棄など）を拡大する傾向にある。さらに、犯罪などの集中地帯にもなり社会不安の原因となっている。

14-2-4. B H N

再生産年齢の女性（15才から44才）と15才未満の子供の人口を合計すると、ケニア全人口の70%にもなる。このことは、学校や診療所をはじめとした公共サービス施設を利用する人口も多いことを示している。しかしながら、人口増加率は依然として高いので、施設を増設するなどの対策が追隨していかない場合は、これらのサービスを受けられない人々も多く出てくる。たとえば、最近ではナイロビでも水不足が深刻になりつつある。安全な飲料水を利用できる人口は約30%（1985-88）で東アフリカ13ヶ国中8位である。また、食費の増加により、家計を教育・医療に回す余裕がない家庭も多くなっている。

世界銀行の世界開発報告1991によれば中央政府の支出のうち、総支出に占める保健や地域環境など福祉に関する支出の割合は減少している。

表14-2. 中央政府の総支出額に占める比率 (%)

	国 防	教 育	保 健	福祉等*	経済サービス	そ の 他
1972年	6.2	21.9	7.9	3.9	30.0	30.2
1989年	12.2	22.1	5.9	2.6	17.9	39.2

注：*福祉等：住宅及び地域環境、社会保障及び福祉
出典：世界銀行、世界開発報告1991

14-3. ケニアの人口対策の歴史

- 1948年 第1回人口センサス
人口増加の事実が示され、当時の植民地政府は医療従事者に、家族計画サービスを呼びかけた。
- 50年代 I E C (Information Education Communication) ボランティア活動開始。
- 1961年 F P A K (Family Planning Association of Kenya) 設立 (N G O)
- 1965年 ケニア政府は”African Socialism and its Application to Planning in Kenya”という文書を発表、高い人口増加率に対する懸念が表明された。
- 1966年 Population Council Advisory Mission が招かれた。
- 1967年 National Family Planning Programmeが開始された。(サブサハラ・アフリカで最初の家族計画プログラム)
- 1968年 家族計画に関するサービスはM O H (Ministry of Health) のクリニックで供給されるようになった。
- 1969年 第2回人口センサス
政府は母子保健・家族計画事業実施のための組織的枠組みのプログラム(1975-79年; 第3次 Development Plan の期間に相当)を開始した。
- 70年代 Family Health Field Educators の職種が設けられ、M O H、F P A Kは彼らを活用してI E C活動をすすめた。
- 75-79 母子保健・家族計画プログラムは、72%の妊婦と19%の5歳未満の子供に何らかの形でサービスを供給したと推定され、サービス供給の基盤整備に向けてかなりの進歩があったと評価された。
- 1979年 National Family Welfare Center (現在、M O Hの Family Health Division となる) が設立された。
第3回人口センサス
自然増加率は3.8%と逆に増加していることがわかった。
- 1982年 ケニア政府は家族計画サービスや人口関係のI E C活動を全般的にコーディネートする機関として、N C P D (National Council for Population and Development) を創設した。
- 1983年 Enrolled Community Nurses, Registered Nurses, Midwives, Clinical Officersがトレーニングを受けた(総計2,401人)。
- 79-83 I E C活動の Family Health Field Educator は929人がトレーニングを受けた。
- 89年- 第6次開発計画に基づいて行われている。

14-4. 人口援助

14-4-1. 日本の人口援助

(1) JICAによるプロジェクト方式技術協力

- ・プロジェクト名 ケニア人口教育促進プロジェクト
PEPP (Population Education Promotion Project)
- ・対象分野 IEC (Information Education Communication : 啓蒙活動) 部門
- ・協力対象機関 自治省 国家人口開発審議会 (NCPD)
- ・協力期間 1988年12月～1993年12月
- ・プロジェクトサイト KIMC (Kenya Institute of Mass Communications)
- ・要請背景 ケニアは西暦2000年までに人口増加率 2.5%まで引き下げること
を目標に、その実現のために必要な母子保健や家族計画から宣伝
教育活動に至るまでさまざまな活動を開始した。
- ・目的・内容 「望ましい家族規模に関する価値観」に改革をもたらすことを目
指し、IEC活動、つまり啓蒙活動を強化する。この観点から、
NCPDの組織強化と同時に広報普及用メディアの開発、制作を
行う。
- ・パイロット地区 (調査及び啓蒙教育活動地区)
 - ①メルー県 (中央州)
 - ②カカメガ県 (西部州)

(2) 人口援助研究会 (JICA) の提言

JICAは1991年6月から1992年2月にかけて分野別「人口と開発」援助研究会 (座長: 西川潤早稲田大学教授) を実施した。

この報告書の中では「人口援助」の定義として、以下の三つの主要目的に貢献するためのすべての関連分野における援助活動をいう、としている。

- ①個人レベルにおける途上国国民の生活水準向上と人権擁護
- ②国家・地域レベルにおける途上国の社会経済開発の推進
- ③地球レベルにおける人口増大に起因する環境危機への対策 (「持続可能な開発」の推進)

また人口援助の重点的实施内容としては、以下の4点を上げている。

- ①母子保健・家族計画活動を強化する
- ②人口統計、調査データの収集分析を強化する
- ③教育の普及を促進する
- ④国や地域ごとの特色や発展段階を考慮した地域経済開発を促進する

14-4-2. その他の援助機関による活動（IEC部門を中心として）

(1) 国連機関・国際金融機関

①国連人口活動基金（UNFPA）

資金協力を実施。この分野に関してはプロジェクト数が一番多い。IECを最重要と考えプロジェクトも多岐に渡っているが、テレビ普及率の低いケニアにおいてAudio Visual Aidsの活用に疑問があり、この時点での利用は考えていない。講演・印刷物が中心である。

②国連教育科学文化機構（UNESCO）

プロジェクト実施機関。人口・家族計画は重要分野であり、IEC部門を最重視している。マス・メディア（テレビ・ラジオ）を中心に活動しているが、ビデオは考えていない。

③世界銀行（IDA）

これまで3次に亙り世銀が中心となって他期間との協力により人口援助を実施。第4次はUSAIDとの協力で実施中（1991-97）。その目標は、①ケニア政府、NGOによる家族計画サービスの強化拡充、②IECプログラムの強化、③国家人口プログラムに携わるNGOの能力強化、の3つが掲げられている。

(2) 二国間援助機関

①カナダ国際開発局（CIDA）

資金協力を実施。IEC分野の重要性は認識している。アニメーション、写真を使った地道な活動が多い。

②米国国際開発庁（USAID）

資金協力を実施。人口家族計画分野への資金協力は避妊薬・避妊具サービスに使われている。講演や印刷物を普及活動に活用して、IEC活動がこのサービスプログラムの中に組み込まれている。マス・メディアを使用する予定はない。

③ドイツ技術協力会社（GTZ）

JICA同様、技術協力を実施。人口・家族計画活動を最重点にしている。避妊薬・避妊具の供給地点を増やしたり、専門家の訓練・マネジメントプログラムといった活動が中心である。IEC部門は余り活発ではない。

(3) NGO

①Maemdelo Ya Wanawake (前大統領夫人の創設した婦人団体)

避妊薬・避妊具供給とIEC部門に力を入れている。IEC部門は公演活動が中心である。

②AMREF (Flying Doctor で実績がある)

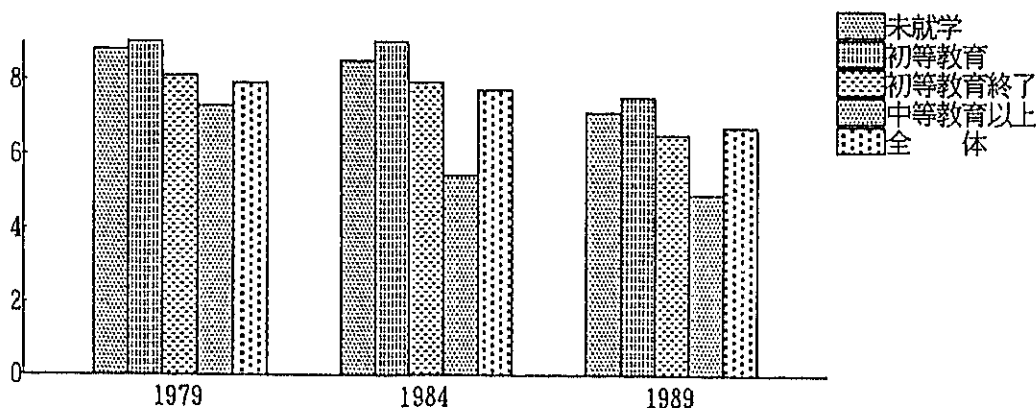
人口・家族計画分野は重要と考えている。避妊薬・避妊具供給を中心とした活動だが、IEC部門の重要性は認識している。しかし現在は、講演による教育活動のみである。

14-5. 今後の人口対策の課題

14-5-1. 女性の教育

世界人口白書1991年によると「出生率と女子教育の水準とは密接な負の相関関係にある。女性の受ける教育の水準が高ければ高いほど出生率は低くなる」といっている。これはケニアにおいても例外ではない。

図14-5. 女性の教育レベルと合計特殊出生率 (1979-1989)



出典: Kenya Human Resources: Improving Quality and Access, World Bank, 1991

図14-5から明らかなように、中等教育以上を経験した女子は1989年においては全体より約2人子供の数が少ないことがわかる。単純な要因として学校に行く期間が長くなると、結婚年齢は遅くなり出産期間も当然短くなる。

また、母親が特に大きな役割を果たす保健衛生、栄養は、直接子供たちの成長に関係し生活改善の役割を果たす。母子保健に関する知識は乳児死亡率低下に影響し、出生率の低下にもつながる。教育を受けた女性は就職するチャンスを持っており、多くの子供達に頼らず自分自身で収入を得ることが可能になってくる。同時に、女性の自尊心が高まることで、

子供を産む産まないの選択範囲の拡大の強化になる。

これとは逆に、識字能力もない場合は性教育や家族計画に関する教育を受けた際にも、そのことが障害となって、避妊方法などを正確に理解できない場合もある。

以上の理由から人口対策の第一歩は、女子の教育を奨励していくと同時に、両親に対しても子供を学校へ行かせるように政府が指導していくことが必要であると考えられる。現状では、ケニアは男女とも初等教育、中等教育においてサブサハラ諸国の中では比較的高い就学率を維持しているが、ケニアの男性と女性の教育レベルを比較した時、1985年の成人識字率は男性77%に対して女性53%、1986-88年中学校就学率は男性27%、女性19%と依然格差が見られる。

14-5-2. ターゲット層の拡大

ケニアでは、結婚している全女性の半数は「もうこれ以上子供は欲しくない」と述べ（図14-6）、26%の女性は「次の子供を産むまで少なくとも2年間は待ちたい」と述べた。ケニアで有配偶女子で避妊を実行しているのはわずか27%であるといわれる。また、望まれる子供の数は約5人で合計特殊出生率よりも2人少なくなっているが、これは家族計画が女性の意志だけでは成功しないことを物語っている。

当然のことながら、家族計画は宗教や伝統・個人的意志によるものなので、極端な人口抑制策をは民衆の反感をかうものである。同時に農村では子供は重要な労働力であるので、農村生活の向上なしには産児制限は考えられない。

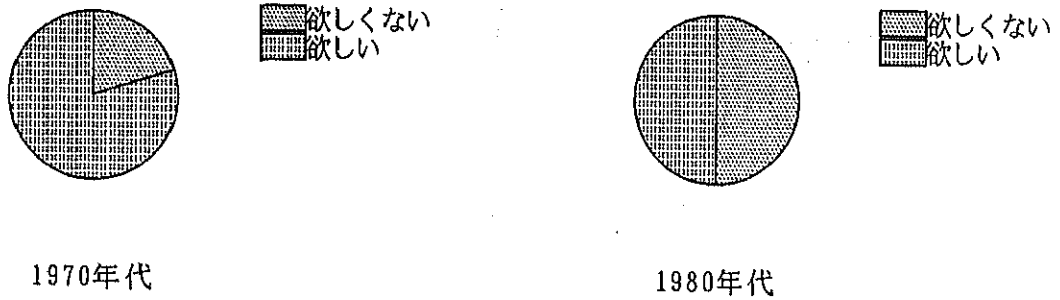
従来通り避妊薬や避妊具を配るサービスは家族計画の基本であるが、それを利用するか否かはそのカップルの意志にかかっている。その意味でIECによる啓蒙活動が重要になってくるわけだが、その対象も家族計画の中心になる「夫」にもその必要性を知ってもらうために、男性も家族計画のプログラムに組み込まれる方向にある。それによって、避妊方法だけではなく十代の妊娠出産は低体重児、低栄養による新生児死亡率が高くなることや、妊産婦死亡率が高くなること、望まれた時期の妊娠が中絶などの危険から女性をまもり、スペーシング（出産の間隔をあけること）で母体の健康回復につながる事実が理解され、望ましい家族計画が実現できるであろう。

同時に、毎年ケニアの初等、中等学校から1万人にのぼる女子生徒が妊娠によってドロップ・アウトしていると報告されており、「未婚の母」の増加は本人が苦勞する他に彼女らの母親の大きな負担となっている。そのため、未婚の女性を中心とした青年層への家族計画プロジェクトを拡大することや、初等教育のころから性教育、性病（AIDS）の恐ろしさを伝えるプログラムを実施する必要がある。また、家庭においても、母親が女子に父親は男子に伝えることが基本になるだろう。

その他、社会的背景としてケニアは土地相続等において男性優先の傾向が強く、夫婦は

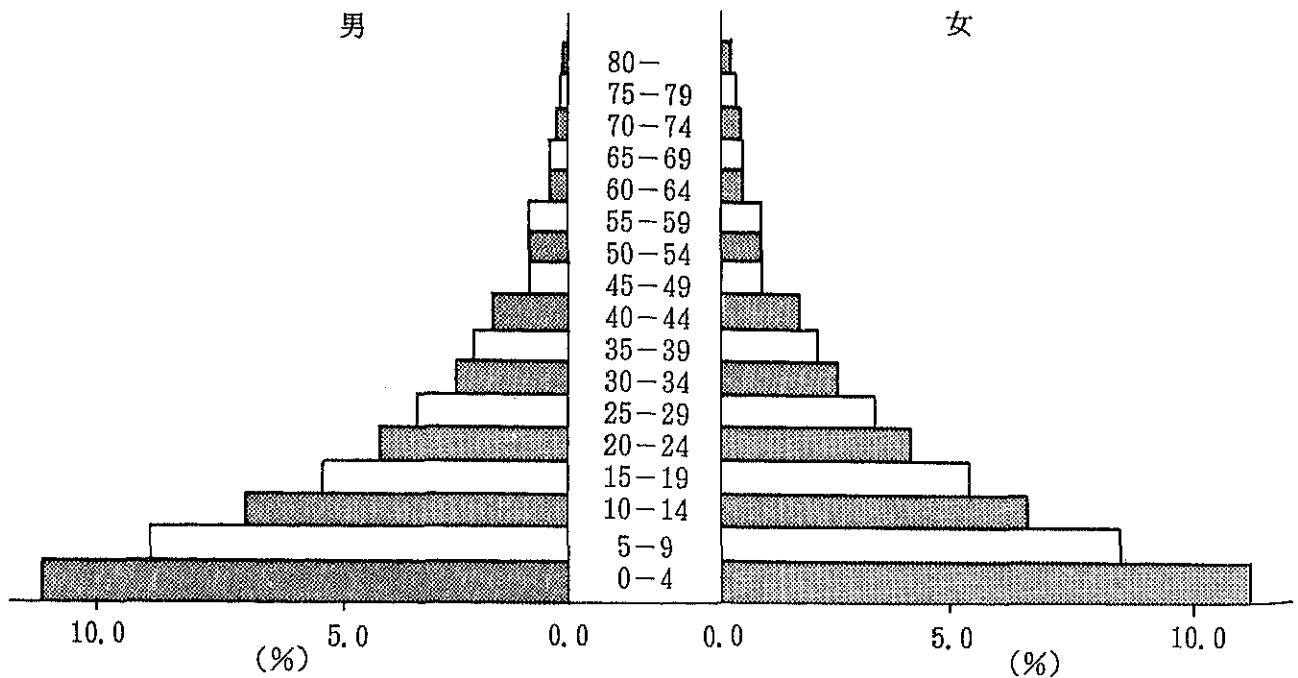
一人か二人の息子が生まれるまで子供を生もうとする。更に、女性の土地、財産への関与は通常は息子を通して行われるため、結果として、女性がより多くの子供を生むようになってしまう。したがって、人口対策の実施に際しては、このような社会慣習にどのように対処するかも大きな課題である。

図14-6. 「もうこれ以上子供は欲しくない」という女性の割合 (%)



出典：UNFPA、世界人口白書 1991 より作成

図14-7. 人口ピラミッド 1990年 (推定)



出典：国際連合、世界人口年鑑、1988から作成

[参考文献]

- 国際協力事業団医療協力部「ケニア人口教育促進プロジェクト、実施協議調査団報告書」1989年12月
- 国際協力事業団医療協力部「ケニア人口教育促進プロジェクト、打ち合わせ専門家チーム及び短期専門報告書」1990年9月
- 国際協力事業団医療協力部「ケニア人口家族計画基礎調査報告書」1987年7月
- 世界銀行「世界開発報告」各年度版
- FAO「世界農業白書」1990年
- World Bank, Staff Appraisal Report Kenya Fourth Population Project, 1990
- Republic of Kenya, Development Plan 1989-1993
- UNICEF「世界子供白書」1992
- FAO, Yearbook-Production-vol. 44, 1990
- World Bank, Kenya Human Resources: Improving Quality and Access, 1991
- 国際連合「世界人口年鑑」1988
- UNFPA「世界人口白書」日本語版ジョイセフ制作、1991年

15. 環境問題

15-1. ケニアの環境の現況

- 15-1-1. 水資源と環境
- 15-1-2. 海洋環境
- 15-1-3. 農業と環境
- 15-1-4. 森林資源
- 15-1-5. 野生生物
- 15-1-6. 工業と環境
- 15-1-7. 大気汚染
- 15-1-8. 廃棄物処理

15-2. 行政機構と関連法規

- 15-2-1. 環境行政機構
- 15-2-2. 環境関連法規

15-3. 開発計画

- 15-3-1. 第6次開発計画
- 15-3-2. ケニア野生生物公社による開発計画

15-4. 開発援助の動向

15. 環境問題

升本 潔 (タスクフォース)

15-1. ケニアの環境の現況

15-1-1. 水資源と環境

(1) 水資源の現状

- ①河川：ケニアには季節的に出現する河川が多くあるが、年間を通じて存在する河川は、タナ(725km)、アティ(591km)、ンゾイア(240km)、ヤラ、マラの5河川に過ぎない。他の多くの河川は乾季には干上がってしまうかわずかの流量しかなくなってしまう。ケニアの大部分を占める乾燥・半乾燥地域において特に問題となっているのは、雨季に大小の河川が出現し、それが増水して土壌流出を引き起こすことである。また平地では雨季には洪水が頻繁に起こる。
- ②湖沼：タンザニア、ウガンダにその大部分が位置するビクトリア湖を除き、ケニアの湖沼は主にリフトバレーに沿って点在する。ビクトリア湖(3785km³：ケニア側)、ナイバシャ湖(115km³)、パリンゴ湖(130km³)は淡水湖であり、ツルカナ湖(6405km³)はやや塩分を含んだ(Brackish)湖、ナクル湖(5-30km³：季節変動)、マガディ湖(100km³)等は塩水湖である。
- ③地下水：地下水に関しては十分な情報はないが、多くの地域での生活は地下水に依存しており、その年間使用量は約17百万m³と推定されている。また帯水層の年間貯水量も同程度と考えられている。

ケニアには上記のような水資源の他、年間平均 567mmの降水量があり、これは 3,227億 7,000万m³の水に換算される。

(2) 水利用

ケニアの水利用は伝統的な井戸による飲料水供給から近代的灌漑システムや水力発電までさまざまな分野にわたっている。年間の総利用水量は、約 600百万m³(18%家庭、69%農業、13%工業)である。水の需要は今後急速に増加することが見込まれており、西暦2000年には 2,500百万m³に達すると予測されている。特にナイロビ、モンバサといった大都市では急増する水需要に対応するために新たな水の供給源を見つける必要がある。ナイロビでは、現在の水需要は年間約50百万m³でありその約8割はタナ川から、残りの2割はアティ川から供給されている。モンバサの水供給は現在ムジマ・スプリング(約13百万m³)とその他の水源(7百万m³)に依っているが、今後の観光産業等の振興にともない他の供給源を捜す必要が出てこよう。

(3) 水質保全

ケニアの水資源の水質は、一般的に通常の処理により飲料その他の使用に適する。富栄養化や化学的、あるいは細菌学的原因による汚染が見られる水資源はわずかである。主要河川の水質、及びいくつかの地点での地下水水質のデータ(1983/84)がUNEPのNational State of the Environmental Report (以下「UNEPレポート」)に記載されている。

水質汚染の原因となるのは、農耕地からの流入水と都市及び産業排水である。このうち都市排水は生物濾過、安定池、あるいは活性汚泥により処理されている。生物濾過処理は経済性の問題から徐々に安定池処理に切り換えられている。主要都市は安定池(第1次、第2次及び最終池)を有しており、処理水は下記の水質で放流される。

BOD (5日間、20°C)	20mg/l以下
懸濁物質	30mg/l以下
pH	6～9
大腸菌数	1000/100ml以下

工業排水はその産業の種類及び排水の性質やその排水量に合わせ各種の処理が行われている。その処理水質は原則として上記の基準に従うものとされる*。この排水基準はケニアの河川の希釈容量(Dilution Capacity)を1.8として仮定したものである。

* : 本記述はUNEPレポートによるものであるが、後述するように、同レポート中で表流水中に排出される産業排水のBOD基準は40mg/lであるという記述もある。

15-1-2. 海洋環境

(1) 海洋/海岸概況

ケニアの海岸地域はさまざまな地勢を有しているが、主要な地形としては、海岸線から比較的急勾配で一部崖となって海拔30～60mまで立ち上がり、そこから海岸平野を形成している。北部のソマリアとの国境付近では一連の珊瑚島がラグーンを取り囲み、そこではマングローブ林が形成され、アジサシ等の海鳥の繁殖地となっている。その南のラム島の近くはマングローブ林が広がっており、絶滅の危機にあるジュゴンの生息地でもある。マリンディの近辺では、10～1007m(18～180m)の等深線が狭まっており、その南側はサバキ川からの流入水の影響下にある。ここから南部では、海岸線の大部分は珊瑚礁に守られており、低い珊瑚棚と白砂のビーチが交互に現れる。

(2) 海洋汚染

ケニアの海洋汚染は陸上のさまざまな汚染源に依って引き起こされる。特に都市、産業排水とラムシ、タナ及びサバキ川からの流入水が問題である。どのくらいの量の排水が海洋に流れ込んでいるのか正確な数字はないが、未処理の都市排水（モンバサ中心）約10,000 m³/日と産業排水（主に石油化学工業から）1,660 m³/日が海洋に投棄されていると見られている。

これまでシステムティックなモニタリングはなされてこなかったが、ある調査結果（1975年）によれば、海水中の重金属の濃度は、Zn (2.8-7ppm)、Pb (0.2-10ppm)、Cd(0.05-0.1ppm)、Cu (0.5-1.6ppm)であった。また、海水中の溶解炭化水素濃度は、ンゴメニ(Ngomoni)で0.28ppb、マリンディで0.58-0.89ppbであった。1982年の調査ではビーチのタール濃度が測定されたが、その結果は、イングリッシュ・ポイント 2.7 g/m³、モンバサホテルビーチ 0.3g/m³、マライカ 1.0g/m³、キカンバラコテージ12.0g/m³、キリフィ 2.5g/m³であった。

ケニアにおいてこれまで問題となっている海洋汚染による影響は、まず、タナ、サバキ川から流入するシルトによるマングローブ林の破壊である。また、このような沈降物質は珊瑚を覆い光りを遮断し、珊瑚形成基盤を侵食する。珊瑚礁は天然の防波堤であり、また多くの魚類の生息地、繁殖地であり、かつ海岸に砂を供給するという重要な役目を担っている。したがってこのような珊瑚礁の破壊は、過度のビーチの侵食につながるおそれがある。

油による海洋汚染は、通常の船舶からの排出及びタンカー、パイプライン、その他の石油産業施設からの油漏れによって生じる。このような油汚染は、キリンディニ・ハーバーでよく見られる。

15-1-3. 農業と環境

(1) 土地利用

ケニアでは降雨量、土壌、気温、標高、植生等を基準としていくつかの農業地帯区分が試みられている。このうちもっとも良く用いられている降雨量を分類基準とした農用地区分を以下に記す。

①高生産力地域：年間雨量 857.5mm以上（コースト州 980mm以上）

面積 678.5万haと国土の11.9%を占める。白メイズ、小麦、園芸作物を始め、コーヒー、紅茶、除虫菊等の輸出用換金作物の主産地であり、かつ酪農も盛んでケニアの穀倉地帯である。高生産力地域は国土の南西部に偏在しており、それを取り囲む形で下記の中生産力地域が広がる。

②中生産力地域：年間雨量 735mm～ 857.5mm（コースト州 735mm～ 980mm、イースタン州 612.5mm～ 857.5mm）

面積 315.7万haと国土の 5.5%を占める。部分的には大規模な牧場やサイザル麻のプランテーションあるいは棉作地帯が見られるが、主として自給用食糧作物を栽培し、食肉用のコブ牛、山羊、羊等を飼育している地域である。

③低生産力地域：年間雨量 612.5mm以下（Statistical Abstractの定義によるが、イースタンを除いて年間 735mm以下の地域も含まれると考えられる）

面積 4,210.5万haと国土の74.0%を占める。国土の北部及び南東部に広がっており、牧畜民、遊牧民が生活するほか、国立公園が点在する。

④その他：残る 8.6%の国土は湖沼・湿原等の非区分地域である。

最近良く言及される乾燥・半乾燥地域（A S A L地域）の定義は必ずしも明確ではないが、中生産力地域の過半と低生産力地域のごく一部が半乾燥地域にほぼ該当し、低生産力地域の大半が乾燥地域に該当する。

(2) 土壌劣化と土壌流出

農業適地での急速な人口増加の結果として、一部の農民は高生産力地域から、より脆弱なマージナルランドや半乾燥地域へ移動している。このような地域での生産能力を越えた高負荷の農業は土壌劣化を促進する。また、土地に対する人口圧力の上昇に伴い限られた土地での作付頻度が高くなり、輪作の休閑期間が短縮している。その結果、土地の地力を回復する十分な時間がなくなり、それらの土地はより脆弱となり土壌劣化が引き起こされるようになる。

非農業部門における土壌劣化の原因としては、野生生物によるもの（草食動物の過繁殖）、採掘・採石によるもの、あるいは無計画な移住、不適切な人工の構造物（道路、ダム等）及び洪水があげられる。

現在ケニアでは、土壌流出は高生産力地域から低生産力地域まで広範な地域で生じているが、この要因としては、降雨による影響、地形的なもの、植生、更に土地利用形態等が考えられる。許容量（10ton/ha/year）を越える表流水、風による土壌流出は、マージナルランドや半乾燥地域で顕著であり、これは主に家畜や野生生物の過密によるところが大きい。このような土壌流出は多くの地域で報告されているが、特に、ウエスト・ポコット、カジアド、ナクル、タイタ、キツイ、エンブでは、土壌流出量は年間32ton/haを越える。キツイ県とその周辺地域のみで、1983年までに約200,000tonの表土がインド洋に流出したと見積もられている。

高生産力地域でも、ムランガ県等一部ではかなりの程度の土壌流出（20ton/ha/year）が報告されている。土壌流出が生じている高生産力地域において、表土の喪失は15年間

で約 2.5cm であると推定されているが、これは自然プロセスによる表土形成速度を上回っている。また、ブンゴマ県、ニアンザ、セントラル州の高生産力地域、中生産力地域では、峡谷型侵食(Gully Erosion) が顕著である。

乾燥・半乾燥地の砂漠化は、一般的に水資源枯渇、収奪的農業、土地の細分化に伴う放牧地での植生の破壊、過放牧によって引き起こされる。UNEP のレポートでは、程度の違いはあれ、ケニア全土の約83%、483,860km²がすでに砂漠化の影響を受けており、また、約 110,000km² (全土の19%) の地域が特に深刻な砂漠化の危機にあり、約53,000 km²の範囲に砂漠化の兆しが認められると述べられている。

(3) 農薬汚染

ケニアでは、農業生産、農作物の貯蔵及び病原菌を媒介する昆虫類の抑制等のために、さまざまな種類の農薬が使用されており、その数は約 1,500種にもものぼると報告されている。どの作物に対し、どの農薬がどの程度使われているか推定するのは困難であるが、例えばマラチオンは穀物の貯蔵に、カバリル (Cabaryl) は綿花の貯蔵に使われている。また、コーヒー、園芸作物といった換金作物に対しては、多量の殺菌剤が使われている。

このような多量の農薬の使用は、時として下記のような様々な環境インパクトを引き起こす。

- ①1960年代のキタレの綿花農家での病虫害抑制のための DDT、トキサフェン等の広範な使用は、ボールウォーム、バッドウォーム、アブラムシ、ハダニ、シャクトリムシの再発生を引き起こした。これらの害虫の再発生は、農薬使用による天敵の減少と耐性種の出現によるものである。
- ②殺菌剤もまた病虫害の発生を引き起こすことがある。大規模なキャベツ農場のあるムランガ、キャンブー県では、殺菌剤ベノミル(Benomyl) の使用により、いも虫やシャクトリムシが増加した。
- ③農薬中毒者の人数の把握は困難であるが、1983年にはケニヤッタ国立病院で毎日平均 2人の薬品中毒患者が報告された。このような農薬による健康障害は、主に経験不足から来る不適切な農薬の使用による。これを防止するため、農薬障害に対する農民の注意を高め、農薬を適正に取り扱うための訓練が実施されている。
- ④コーヒー栽培地方のタナ川、アティ川水系で農薬による悪影響が観測されている。

(4) 灌漑と環境問題

農地の拡大や農業生産性の向上を目指すうえで灌漑の開発は不可欠であるが、ケニアの第 6 次開発計画には、灌漑開発に伴う環境へのマイナスの影響もいくつか報告されている。例えば、雨季における河川の氾濫、いくつかの灌漑計画地に見られた塩害、土壌

侵食による沈泥現象、農薬の浸透、藻類や海藻類の過剰繁殖であり、さらにはマラリアや住血吸虫症の発生等の危険性である。この他、灌漑に伴う入植者・定住者による木材燃料採取のための森林破壊やその家畜の過放牧による砂漠化の危険、あるいは水の不法使用による過剰用水の問題等も指摘されている。

15-1-4. 森林資源

(1) 森林資源の現況

ケニアの森林面積は約 2,000,000ha であり、国土面積の約 3.5% を占めている。近年、次項にあげるような様々な事由により森林面積が減少傾向にあり、森林の持つ重要な機能の喪失が大きな問題になりつつある。森林はその機能として、土壌流出の防止、保水、野生生物の生息地の提供、動植物の遺伝資源の維持といった重要な役割を有している。したがってその喪失は、結果として、ケニア経済にとって極めて重要な農業、観光産業にマイナスの影響を与え、更に、水不足や水力発電所、灌漑施設の沈泥といった問題を生じさせる。

ケニアの年間の森林破壊の面積は約 19,000ha (FAO, 1985) と推定されている。ケニア政府はこれに対処するため、植林プログラムと環境面での健全な森林管理に対し高いプライオリティを与えているが、森林破壊のスピードに追いつかないのが現状である。1986-90年の間の年間平均植林面積は約 5,000ha であった。

(2) 森林破壊の要因

ケニアの森林はいくつかの要因により森林破壊の危機に晒されているが、その主な要因を下記に記す。

- ① 農地への転換。人口増加等による森林から農地への転換圧力の増加。
- ② 生活燃料としての木材の伐採。木材燃料はケニアで使用されるエネルギーの70%以上を占め、特に地方の必要エネルギーの95%以上を供給している。第6次開発計画によれば、現在の年間木材燃料供給量は、1,870万トンと見積もられている。
- ③ 商業材の過度の伐採。特に公有林に隣接する民有林で顕著である。
- ④ 家畜の放牧。例えば山羊は若木の新芽や樹皮を食べ、牛やろばのような大型の家畜は若木を踏みつける。また旱魃時にはこれらの大型の家畜も新芽や樹皮を食べる。旱魃時には、家畜にえさを与えられる場所は森林しかないこともこの問題を深刻にする。
- ⑤ 山火事はいくつかの森林地域、ケニア山西陵のアベルダレスやマララル、エルゴン山で大きな脅威であった。1980年から84年までの間、山火事により年間平均で 520ha の植林地、6,700ha の天然林、15,500ha のブッシュや草地が喪失した。

(3) 森林遺伝資源

ケニア政府は、植物の生殖質(Germplasm)の保全も重視している。現在公有林内に16の保護地域があり、約50,000haをカバーしている。また、国立公園内にも広大な保護エリアが設けられている。

このほか、絶滅の危機にある植物の保護に対する施策も講じており、絶滅の危機にある幾種かの在来種の伐採は禁じられている。また、幾種かの絶滅危機種の育種・植林も開始された。

15-1-5. 野生生物

ケニアに生息する多種の動物あるいは植物は、将来的に大きな潜在利用可能性があるが、現状ではそのうちの一部について確認、分類されているに過ぎない。また、無脊椎動物の中では蝶類についてのみ十分な研究が行われている。ケニアで現在確認されている野生動物の種類及びそのうち絶滅の危機にある動物の種類は下表のとおりである。

表15-1. ケニアに生息する絶滅の恐れのある野生動物(種類数、1989)

	ほ乳類	鳥類	は虫類	両生類	アゲハ蝶類
既知種	307	860	106	97	30
絶滅危機種	12	12	5	4	5

出典: The World Resource Institute, World Resources 1990-91, 1990

野生生物の保護の状況を見てみると、その歴史は長く、また野生生物観察を中心とする観光産業は同国の最大の外貨獲得源であることもあり、この分野に対する同国の意識は高い。現在、ケニアにおける国立公園・保護区の面積は約44,562km²で国土の7.65%を占める。これまでのケニアの野生生物の保護の状況を見てみると、1977年に狩猟が禁止され、1978年には野生生物製品販売の禁止措置を取り、野生生物の利用を観光資源としてのみに限定してきた。しかし密猟等により、サイの生息数は1973年の2,000頭から1987年にはわずか350頭に、また象の数は130,000頭から20,000頭に減少した。1989年にはワシントン条約によって象牙の取引は禁止となり、またケニア政府による密猟防止対策の強化もあり、同国における密猟は減少してきている。

ケニアは野生生物保護にかかわる多くの国際条約に署名している。そのうちのひとつにCITES(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Flora and Fauna:通称「ワシントン条約」)がある。本条約は国際取引を規制することで、絶滅の恐れのある野生生物の保護を目指すものであり、1972年のストックホルムの「国連人間環境会議」の提案を受け、1973年にワシントンの会議で採択された。対象は生物だけ

ではなく、剝製、製品、毛皮、牙なども含まれる。1989年の第7回ワシントン条約締約国会議で、アフリカ象は付属書Ⅱから付属書Ⅰへと移行し、象牙の国際取引の禁止が決定された。

野生生物保護を巡る大きな問題は、野生生物と農業の関係である。たとえば、家畜の群れが保護区に入り込み、野生生物と競合する。その結果、野生生物は食料を捜しに他の地域へ移動し、農産物を荒らすことになる。特に、旱魃が起こると、食糧不足により野生生物は公有地を離れて、民有の牧草地等に入り込む。更に、人口増加に伴い森林の農地への転換や燃料材としての木材伐採により森林の破壊が進み、野生生物の生息地が減少しつつある。

15-1-6. 工業と環境

工業部門はこれまでもケニアの発展のために重要な役割を果たしてきたが、今後も、同国の経済発展を実現する上で、工業の振興は欠くことのできない重要な要素である。しかし、工業の発展は同国の経済・社会において広範なプラスの作用を持つ反面、時にはその過程において環境に対してマイナスのインパクトを生じることがあり、また今後の工業発展にともない、そのマイナスインパクトの大きさ及び頻度の増加が心配されている。

ケニアの各種の工業活動に伴う環境インパクトについては十分な情報はないが、UNEPレポート及び第6次開発計画の記述を下記に記す。

(1) コーヒー工場

コーヒー加工工場は、各エステートの所有する工場と組合の持つ共同工場を合わせて合計1,200程あり、これらはいずれも川の近くに位置している。コーヒー工場からの排水は予備処理の後、あるいは浸透槽を通じて直接放水される。また、その排水が灌漑に使われることもある。コーヒー製品1トンにつき約20,000リットルの水が必要であるが、現在ではすべての工場に対し、水のリサイクル使用が求められている。コーヒー工場からの排水は、河川等のBODを100mg/l以上に増加させ、更に溶存酸素(DO)量を減少させ、魚類等の水生生物に悪影響を与える。

(2) 砂糖工場

砂糖工場は主にビクトリア湖岸と海岸部に位置し、そのすべてが通年河川の近隣に設置されている。用水としてはこれらの河川水が使用され、使用後は処理されて再度放流される。例えばムミアス砂糖工場では、日量8,640m³の水が使われ、603m³/日が排水される。排水中のBODは約40mg/lである(ケニアでは、表流水に排出される産業排水中のBOD許容量は40mg/lである)。しかし、他の工場では排水中のBODはこの規準

よりも高く、1985年の調査では幾つかの工場で 195～ 320mg/lの BOD を記録した。

(3) 屠殺場

ほとんどすべての屠殺場において、その排水や廃棄物による環境問題が起きている。例えば、河川の汚染、肉食の鳥類の増加、景観の悪化、悪臭の問題である。大規模な食肉加工工場は通常の排水処理装置を設置しているが、その排水に関する十分な情報はなない。モンバサのケニア・ミート・コミッション工場では排水を直接海に流しており、カキ等の海産物を人間が食べるのに不適なものにしていると報告されている。

(4) 皮革工場

現在のところ、ケニアではすべての皮革工場が環境面では適切に運営されているとは言えない。これらの工場は一二の例外を除き都市の周辺部にあり、処理水は河川に排出している。また、ナイロビの工場地帯にある皮革工場はその排水を下水道へ流している。皮革工場の排水処理施設は、スクリーニング、除塵機、曝気槽からなっている。これらの工場の排水水質はその処理程度により大きく変わる。例えば、リムルにあるバータシユウズの工場からの排水水質は、BOD 39mg/l、クロム 37mg/l、硫化物 5.3mg/l、油分 0.34mg/lである一方、ナイロビのカミティ皮革の排水は、BOD 1913mg/lであった。このほか、皮革工場からの悪臭には周辺住民から多くの苦情が出ている。

(5) その他の工業

- ・フルーツ缶詰工場からの排水は多くの有機物を含んでいる。
- ・ケリオバレーの蛍石の採掘場は家畜やキムワレ川の魚類、ワニに悪影響を与えたとして記録されている。蛍石工場からの排水は、砂や懸濁性の泥や溶解性あるいは沈殿性の弗化物を含んでいるが、どの物質が実際に悪影響を与えたのかははっきりしない。
- ・キクユの鉄鋼業は深刻な大気汚染を引き起こしている。鉄鋼工場からの大気汚染によりその地域の雨の酸性度が高まったといわれ、金属構造物の腐食等の被害が出ている。人体に対する影響は不明であるが、慢性的な風邪、腸の疾患、呼吸疾患等の苦情も出ている。
- ・モンバサの製油所は一日約 2 トンの二酸化硫黄を大気中に排出している。
- ・その他にも、繊維、紙、化学、薬品、サイザル工場等で環境問題が見られる。

15-1-7. 大気汚染

大気汚染は工場・発電所からの排煙や自動車の排気ガスによって生じる。第 6 次開発計画の記述によれば、ナイロビの大気汚染の 90% 以上を自動車の排ガスが占めているといわ

れる。

システマティックな大気測定はケニアでは行われておらず、したがって、その傾向を把握することはできないが、幾つかの散発的な調査がナイロビを中心として行われている。

1977-78年の調査では、二酸化硫黄濃度はナイロビの郊外で $36 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、工業地帯で $57 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、浮遊粒子状物質はナイロビの郊外で $51 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、工業地帯で $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。しかし1982年に行われた調査では、工業地帯における浮遊粒子状物質濃度は $252 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を記録した。

酸性雨問題についてしてみると、ナイロビ地域の雨の酸性度は他地域に比べ高くなっている。各地域の雨の酸性度は、ナイロビ5.52、ケリチヨ 6.1、ガリッサ 7.1というデータがある（年度不明）。

15-1-8. 廃棄物処理

廃棄物は家庭からの廃棄物と産業廃棄物に大別される。家庭からの廃棄物は、主に有機物（食料や農産物の残余）からなり、その量はその家庭の経済レベルに比例する。産業廃棄物は、紙、プラスチック、布、ガラス等からその産業特有の廃棄物まで多岐にわたっているが、その中には、重金属、農薬、薬品、引火・爆発性物質等の危険物も含まれる。

表15-2. ナイロビの固形廃棄物量（トン/日）

廃棄物の種類	1972	1975	1980	1985
家庭廃棄物	300	560	1,100	2,630
産業廃棄物	70	120	550	620
土 砂	100	110	160	210
合 計	470	790	1,810	3,460

出典：UNEP, Kenya National State of the Environment Report, 1987
(Nairobi City Council資料)

ナイロビの一人当たりの廃棄物量は、1972年の $0.65\text{kg}/\text{日}$ から1980年には $1.0\text{kg}/\text{日}$ 、1985年には $1.7\text{kg}/\text{日}$ と急速に増加している。

固形廃棄物の回収は特殊仕様のタンクローリー、トラクター・トレーラーや通常のダンプカーで行われている。廃棄物のリサイクルは、部分的にインフォーマルセクターによって行われている。紙やビン、金属等は、ティッシュペーパー、ビン、ストーブ、容器等に再利用される。生ごみの堆肥化は主に農村部で行われている。都市部のごみの処理としては、通常、埋め立てや古い採石場、クリークへの投棄が行われている。また、焼却処理も都市及び農村部で一般的に行われている。

固形廃棄物の無分別な投棄はいくつかの地域で環境問題を引き起こしている。例えば、ティカ、ナクル、カラティナでは、地下水や河川水の一部がそのような廃棄物により汚染

されている。更に、廃棄物の投棄場所は伝染病を媒介する害虫の繁殖場所ともなる。

15-2. 行政機構と関連法規

15-2-1. 環境行政機構

環境問題にかかわる省庁は、大統領府、農業・畜産開発省初め、教育・科学・技術省、厚生省、観光・野生生物省等多岐にわたっているが、特に環境政策・管理に関しては、環境・天然資源省(Ministry of Environment and Natural Resources)がその中心となる。

同省の業務は次のような部局が担当している。

- ・森林局 (Forest Department) : 林業開発、森林保全、森林政策
- ・鉱業・地質局 (Mines & Geology Department) : 鉱業開発、鉱業関連法規・規制、地質調査・研究
- ・国家環境事務局 (National Environment Secretariat) : 環境関連事項の調整、環境教育プログラムの実践、環境意識を高めるための他の国内、国際機関との協力
- ・KEFRI (林業研究所:Kenya Forest Research Institute) : 林業の研究機関で、農業・畜産開発省下のケニア農業研究所 (KARI : Kenya Agriculture Research Institute) の一部局であった林業研究部 (FRD : Forest Research Department) が独立したものである。

この他の主な環境関連行政機関としては、1990年に準政府機関として成立した野生生物の保護を担当するケニア野生生物公社 (KWS)、大統領府内にある植林・土壌保全に関する政府内の調整機関である土壌保全及び植林に関する大統領諮問委員会 (Permanent Presidential Commission on Soil Conservation and Afforestation) 等があげられる。

15-2-2. 環境関連法規

ケニアの法律ではいわゆる環境法というものは存在しない。しかし下記のように、環境保全あるいは公害防止にかかわる数々の法律がある。(UNEPレポートによる)

(1) 環境保全法

- ・ The Water Act-Chapter 372 of the Laws of Kenya
- ・ The Agriculture Act-Cap 318
- ・ The Forests Act-Cap 385
- ・ The Land Planning Act-Cap 303
- ・ The Govt. Fisheries Protection Act-Cap 379
- ・ The Kerio River Dev. Authority Act-Cap 441
- ・ The Lake Basin Dev. Authority Act-Cap 442

- The Fish Industry Act-Cap 378
- The Plant Protection Act-Cap 324
- The Local Government Act-Cap 265
- The Town Planning Act-Cap 134
- The Lakes and Rivers Act-Cap 409
- The Tana & Athi Rivers Dev. Authority Act -Cap 443
- The Wildlife Conservation & Management Act -Cap 376
- The Grass Fires Act-Cap 327

(2) 公害防止法

- The Water Act-Cap 372
- The Public Health Act-Cap 242
- The Factories Act-Cap 514
- The Food, Drugs & Chemical Substances Act-Cap 254
- The Pharmacy & Poisons Act-Cap 244
- The Use of Poisonous Substances Act-Cap 247
- The Cattle Cleasing Act-Cap 319
- The Fertilizers & Animal Food-stuffs Act-Cap 345
- The Agricultural Produce (Export) Act -Cap 319
- The Pests Control Products Act No. 4 of 1982-Cap 346
- The Radiation (The Radiation Protection Bill 1982)-Cap 245
- The Traffic Act-Cap 403
- The Penal Code-Cap 63
- The Merchant Shipping Act-Cap 389
- The Kenya Bureau of Standards Act-Cap 496

15-3. 開発計画

15-3-1. 第6次開発計画

本開発計画においては、「資源と環境」という章で約20ページにわたりケニア政府の環境に対する取組方針が述べられている。本章ではまず、国土、人口、水資源、森林資源、鉱物資源、野生動物、家畜等の天然資源基盤について述べられており、その後、種々の産業活動とこれらの環境・天然資源との相互関係、天然資源利用における技術的側面、災害管理及び環境にかかわる在ケニアの国際機関（UNEP、HABITAT）について述べられている。

ここでは、特に、本計画で明らかにされている環境管理に対するアプローチと経済発展と環境保全のバランスを取るための戦略の要約について記す。

(1) 健全な環境管理の実施にむけてのアプローチ

① 全国の現在の環境の評価と資源調査の実施。

(環境モニタリングと評価のためのデータベースとなる)

- ②プログラム、プロジェクトの決定に際しては、社会経済的費用便益分析を実施。
(インパクト評価を含む)

(2) 経済利益と環境保護のバランスを取るための具体的戦略

- ①各プロジェクトのインパクトを評価、分析段階で考慮する。
②産業活動によって環境を汚染する企業に対し抑止的課徴金を課す。
③再生できない天然資源の利用に際し、省資源技術開発、または代替資源の利用促進。
適切な資源保護及び回復施策の実施。
④全国環境整備管理法 (NEEMA) の基礎となる報告書の作成。

15-3-2 ケニア野生生物公社 (KWS) による開発計画 (1991-96)

ケニア野生生物公社 (KWS) は準政府機関として、1990年1月に野生生物保護管理局の業務を引き継ぐ形で成立した。同年11月に、同公社は“A Policy Framework and Development Program”を公表し、今後5年間のKWSの野生生物保護分野の基本政策、プログラムが明らかにされた。

本プログラムは国立公園、動物保護区の健全な運営管理がひいては自然環境、野生生物の保護に通じるとの認識に立って、KWSの今後5年間の基本政策をまとめたもので、貴重な外貨獲得源としての観光振興策も盛り込まれている。

15-4. 開発援助の動向

この分野では、各国の援助機関、国際機関あるいはNGOにより、上下水道、森林保護・植林、土壌保全及び野生生物の保護に関して積極的な援助がなされている。我が国の援助でも、飲料水供給 (有償資金協力のナイロビ、ナクル給水プロジェクト等) や林業プロジェクト (プロジェクト方式技術協力の林業育苗訓練、社会林業訓練等) が実施されている。このほか、水資源開発、地下水開発、野生生物保護に関わる専門家の派遣、海洋保全、自然保護管理、特定フロン等使用削減技術、湖沼水質管理保全の各コースへのケニアからの研修生の受け入れが実施された (平成2年度)。更に平成4年には、小規模無償により「ナクル湖水モニタリング予備調査計画」に関し、WWFに資金供与が行われた。

[参考文献]

- (1) UNBP, Kenya National State of the Environment Report, 1987
(本現状分析の基本資料)

- (2) ケニア第6次開発計画 (1989-93)
- (3) Republic of Kenya, Statistical Abstract 1990
- (4) Republic of Kenya, Economic Survey 1991
- (5) 池野 旬「ケニア農業の現状と食料増産—半乾燥地域の農村の事例—」
(社)国際農林業協力協会『国際農林業協力』 Vol.7 No.2、1984年)
- (6) Kenya Wildlife Service, A Policy Framework and Development Programme 1991
-96
- (7) The World Resources Institute, World Resources (1990-91)
- (8) USAID, The Status of Natural Resources in Kenya, 1988

16. 貧困問題

16-1. 貧困の現状と特徴

- 16-1-1. 概要
- 16-1-2. 貧困層の構成
- 16-1-3. 地域別にみた貧困

16-2. 政策的取り組み

- 16-2-1. ケニア政府の基本的政策
- 16-2-2. 貧困対策の施策

16-3. 貧困対策援助の動向

16. 貧困問題

板垣啓子（タスクフォース）

16-1. 貧困の現状と特徴

16-1-1. 概要

ケニアは独立後の経済成長期、70年代半ば以降の停滞期を経て80年代に至るまで、平均経済成長率 6.4%という、途上国の中では比較的良好な経済成長を遂げてきている。しかし、80年代の国内財政、国際収支の赤字などにより経済は悪化し、80年代前半にはマイナス成長が続いた。そこで、経済安定化を狙った構造調整計画が導入され、80年代後半には部門別構造調整計画に引き継がれた。これらの計画は、国際収支の改善や経済成長をもたらしたと報告されているが、一方で、保健医療、教育など社会サービスの有料化や農産物の消費者価格の高騰などによる弱者への影響も指摘されている。

各援助機関によって、ケニアの貧困の指標となるような貧困ラインを確定する試みが行なわれてきたが、一つの指標としてUNICEFでは、成人一人当りの一日必要摂取カロリーを2250カロリーとし、地域格差等を勘案したうえで、地方で 700シリング/月、都市（ナイロビ）で1500シリング/月（1988年）をケニアの貧困ラインと算出している。なお、UNDPの統計によれば、貧困ライン以下の人口は全国で44%、農村部では55%と言われている（1980～88年）。

参考：ナイロビにおける所得別階層（出典：Economic Survey 1990）

低所得世帯：1ヵ月の収入が 699Ksh. 以下の世帯

中所得世帯：1ヵ月の収入が 700Ksh. 以上2499Ksh. 以下の世帯

高所得世帯：1ヵ月の収入が 2500Ksh. 以上の世帯

次ページの表16-1はケニアの貧困層を社会経済グループ別にみたものである。（但し、貧困ラインはそれぞれ最右欄に示した数値で考えるものとする）

16-1-2. 貧困層の構成

(1) 農村貧困層

ケニアにおける絶対的貧困は特に農村貧困層の問題として顕在化している。貧困層の多くは小規模自作農民及び牧畜民、土地なし農村労働者である。

農村貧困層の中でも、ケニアの人口の70%を占める小規模自作農民の貧困は重要な問

題となっている。1974年の総合農村調査（IRS）によれば、小規模自作農民の約半数

表16-1. ケニアの貧困層

社会経済グループ	人口 (千人)	貧困ライン以下の 人口 (千人/%)	貧困ライン (Ksh./year)
牧畜民	725	615 / 84.8	4,285
農耕も行なう牧畜民	75	25 / 33.3	2,700
移民農民	200	110 / 55.0	2,000
土地無し層 (低就業)	420	210 / 50.0	1,900
土地無し層 (高就業)	245	- / 0	
小規模自作農	10,340	2,990 / 28.9	2,000
中規模農民	270	- / 0	
大規模農民	200	- / 0	
大農場不法居住者	600	200 / 33.3	2,000
ナイロビ居住者	700	20 / 28.6	2,150
その他の都市居住者	700	40 / 5.7	2,150
合計	14,295	4,210 / 29.5	

出典：P. Collier, Poverty and Growth in Kenya, World Bank Staff Working Paper, 1980 5.

は所有している土地が1ヘクタール未満の零細農民で、全体の30%が貧困層であったと報告されている。これらの小規模自作農民は、小規模な農地や農業投入財、技術の不足などのため農業収入が少なく、農外所得に大きく依存せざるを得ないのであるが、農外就業機会が少ない上、彼らの教育・技術水準が低いこととも相俟って、農外所得は家計を支えるにも不十分で、まして農業生産を向上させるために振り向ける余裕がないという悪循環の中にある。また、農村部での雇用機会は換金作物を生産する地域、アグロインダストリーや農産品加工工場がある地域に集中しており、季節雇用の機会が得られるのもそれらの地域に限られている。そのため、より貧しい農村地域から労働力が移動し、それらの労働者の多くは通常男性であることから、農村部では女性が世帯主となる貧しい小規模農業所帯が増加し、問題となっている。

牧畜民については、近年の定住化政策の結果、定住農耕生活に移行する傾向がみられるものの、90%以上は未だ牧畜のみに頼った生活を送っている。1980年の調査では牧畜民の85%以上が貧困ライン以下の状態にあるといわれている。

(2) 都市貧困層

近隣諸国と同様、都市への人口集中はケニアにとっても問題となっている。都市人口の平均年間増加率は8.2%と高く、急激な人口流入を吸収するに足る雇用が確保できないことから、失業による都市貧困層が形成されている。

都市貧困層の問題は単に収入や栄養摂取の不足のみにとどまらず、必要な社会サービ

スが得られないことから生じる環境問題の面からも重要である。都市貧困層の少なくとも25～30%は未整備のスラム地区に居住しており、その大半が基本的な社会サービスへのアクセスを欠いているといわれている。都市のスクワッター地域では感染症や呼吸器系の疾患も多く、農村地域より栄養状態が良いにも係わらず乳幼児死亡率が農村部より高いことが報告されている。

16-1-3. 貧困の地域格差

表16-2は貧困層の割合を州ごとにみたものである。貧困層の分布にはかなりの格差があり、ニャンザ州、西部州は収入・消費いずれの面からみても貧困層が多い地域であるといえる。1986年にILOが行なった調査は、沿岸州、ニャンザ州においては、貧困層の割合に示される以上に著しい貧困状態（平均栄養摂取量の不足など）が見られると報告している。

表16-2. 貧困層の分布

州名	貧困層の割合(%) 収入に基づく推計	貧困層の割合(%) 消費に基づく推計
中央州	22	18
沿岸州	31	44
東部州	35	29
ニャンザ州	38	55
リフトバレー州	19	39
西部州	50	52

出典：UNICEF, Situation Analysis of Children and Women in Kenya, 1988

16-2. 政策的取り組み

16-2-1. ケニア政府の基本的政策

1986年3月に発表された「新たな成長のための経済運営（新15ヵ年計画）」において、ケニア政府は、国民の基本的ニーズを満たすには一層の経済成長が必要であるとして、1984年から2000年までのGDP目標成長率を5.6%に設定している。この成長率を達成するための具体的戦略としては、

- (1) 食糧自給、農村経済振興、輸出による外貨獲得をもたらすに足る農業の発展、
- (2) 農外就労機会の拡大による農村地域生活水準の向上と都市・農村間格差の是正、
- (3) 労働吸収力を持つインフォーマル・セクターの育成、
- (4) 工業セクターのリストラクチャリングによる雇用吸収と生産性の拡大及び輸出市場の

創出、
などが挙げられている。

16-2-2. 貧困対策の施策

(1) 乾燥・半乾燥地域（ASAL）開発：農村貧困層を対象とした施策

国土総面積の80%を占める乾燥・半乾燥地は総人口の約4分の1、家畜の約半数を養っている。人口の過半数は牧畜民であるが、近年、人口増加に伴う耕地の細分化により生活の苦しくなった小規模農民の移住も増え、全体として比較的貧しい人々が居住する地域となっている。

国家開発計画においては、乾燥地農業システムの開発、牧畜開発、小規模灌漑設備の整備、計画策定・管理運営のための制度の確立などを通じ、小規模農民への支援、牧畜民への配慮が行なわれることが期待されている。1989年にはASAL開発省が新設され、ASAL開発政策の立案・実施の一元化が図られている。

しかし、ASAL開発に関しては、開発に必要な労働力の絶対的な不足、基礎インフラの未整備、環境変化への配慮の必要性などが大きな課題となっている。また、ASAL開発省の設置にも関わらず、実施関連省庁・機関の間での十分な調整はなされておらず、現在進行中の開発も地域を限定した個別・独自の事業実施にとどまっている。総合的な取り組みにあたっては、ASAL開発指針の具体化が必要であろう。

(2) 小規模企業支援：都市貧困層を対象とした施策

ケニアにおいては従業員50人以下、総売上高 500万シリング以下の事業体が「小規模及びジュワカリ企業」と定義されており、インフォーマル・セクターの中心的なものとして捉えられている。これら小規模企業やジュワカリ企業の特徴としては、

- ①参入や退出が容易であること、
- ②設立・運営の資金需要が低いこと、
- ③所有権を家族が保持していること、
- ④生産方法が労働集約的であること、
- ⑤競争率の高い市場状況でも運営が可能であること、

などが挙げられるが、これらのことから、正式な賃金部門に比べはるかに大きな雇用機会を提供している。1972年の国際労働機関（ILO）の報告が、ケニアの雇用・貧困問題の解決策としてインフォーマル・セクターの推進を提言して以来、政府もこれらを強化・支援する方向で努力を続けてきている。

第6次国家開発計画においては、これまでの経済発展が、インフォーマルセクターの小規模企業、ジュワカリ企業の可能性を十分に活用してこなかった点を省み、雇用や所

得の創出という目標を達成するためには、これらの部門をより一層振興していくことが必要であると論じている。具体的には、規制や手続きの見直し、活動環境の整備、関連知識や情報へのアクセス強化、技術訓練、資金貸付制度の見直しなどの面で政府が積極的にこれらの部門を支援していくことが期待されている。

16-3. 貧困対策援助の動向

貧困問題は構造調整の社会的側面との関連で注目されており、CG会議においても配慮すべき点として合意されている。構造調整の実施に際しては、特に社会セクターの調整計画に関連して、受益者負担制度の導入など貧困層へのしわ寄せが懸念されているが、UNICEFなどでも、弱者への悪影響の度合いはケニアの場合、他のサブサハラ・アフリカ諸国に比べ軽微であると評価している。UNDPも社会的影響の側面を重視し、構造調整の実施後に救済策を講じるのではなく、社会的調整をも含む長期の計画が必要であるという姿勢を示している。

ケニアに対する援助において、貧困問題そのものを特定対象として扱うような援助例は見当たらない。

[参考文献]

- ・ 海外経済協力基金 「基金調査季報」1990/4 No. 66
- ・ 外務省経済協力局 経済協力評価委員会 「経済協力評価報告書」 平成3年6月
- ・ 国際開発センター 「経済協力計画策定のための基礎調査－国別経済協力計画（ケニア）」 1991年3月
- ・ Republic of Kenya, Economic Survey 1991
- ・ Republic of Kenya, National Development Plan 1989-1993
- ・ P. Collier and D. Lal, Poverty and Growth in Kenya, World Bank Staff Working Paper, 1980
- ・ ILO, Employment, Incomes and Equality: A Strategy for Increasing Productive Employment in Kenya, 1972
- ・ UNICEF, Situation Analysis of Children and Women in Kenya, 1988
- ・ World Bank, Report of the Task Force on Poverty Alleviation, 1988
- ・ World Bank, World Development Report, 1991

17. W I D (開発と女性)

17-1. 女性の経済・社会的状況

- 17-1-1. 教育
- 17-1-2. 保健
- 17-1-3. 雇用
- 17-1-4. 農業(食糧)
- 17-1-5. 法的権利・地位

17-2. 政策・行政的取り組み

- 17-2-1. 国家開発政策
- 17-2-2. 行政

17-3. N G Oの活動

17-4. 「開発と女性」援助の動向

- 17-4-1. 各援助機関の取り組み
- 17-4-2. ケニアにおけるW I D支援例

17. W I D (開発と女性)

板垣啓子 (タスクフォース)

17-1. 女性の経済・社会的状況 (指標から見た女性の状況)

1979年の国勢調査によれば、ケニアの人口の男女比は、男性49.6%、女性50.4%となっており、女性人口の85%以上が農村に住んでいるといわれている。また、ケニアの300万世帯のうち、約32%が女性戸主世帯であり、都市やプランテーションなどへの出稼ぎによって男性(夫)が不在である世帯を含めると、この割合はさらに高くなると考えられる。

17-1-1. 教育

1985年のケニアの成人識字率は男性70%であるのに比べ女性は49%、平均で60%となっている。1984年の統計でみると、制度教育を全く受けたことのない女性は全女性人口の34.8%を占める。年齢層別にみると、年齢が上がるほど、制度教育を受ける機会を得なかった率も増加している(表17-1)。

ケニアにおける初等教育就学率は、政府による補助等、1970年代の施策によって、かなり高い数字を示しているが、修了率は全体の40%に満たない。1986年のケニア政府の調査によると、第1段階に入学した生徒が第8段階を終える割合は、男子で41.3%、女子で34.1%となっている。中等教育以上のレベルにおいては全体の就学率は著しく低く、男女の格差も明らかに表われている。1986~88年の中学校進学率は男性が27%であるのに対し女性は19%である(世界子供白書)。

大学教育に関しては、女子学生数は全体の入学者数の30%にまで伸びてきているが、分野については文化系の専攻に集中しており、理工学系を専攻する割合はきわめて低い。

17-1-2. 保健

ケニアでは、病人の世話や、病院へ連れていくことは女性の仕事と考えられており、特に子供の病気に関しては、その母親が中心的な責任を担う。また、飲料水供給なども女性の仕事であることから、人々の健康維持に果たす女性の役割はきわめて大きい。

ケニアの1988年の5歳未満児死亡は出生1000件当たり113件、1989年の1歳未満の乳児死亡は出生1000件当たり68件である。また、1985年の統計では出生時の体重が2500グラムに満たない子供は全体の13%である。妊産婦死亡率は1980年から87年までの平均で出生10万件当たり170件、訓練を受けた保健員の付添を得た出産の比率は1983年から88年までの平均で28%に過ぎない。ユニセフ等の支援を受けて実施された「ケニア予防接種普及プログラム

(KEPI)」では、2歳未満児のポリオ、百日咳、ジフテリア、破傷風の接種率を60%以上、結核と麻疹の接種率を75%以上にする事を目標として全国的にキャンペーンを展開した結果、かなりの成功を納めたといわれている。しかし、同時に目標とされていた妊婦の破傷風接種率向上については、当初目標の60%をはるかに下回り、1986～87年の平均はわずか26%にとどまっている。

また、現在ケニアにおいては、高い人口増加率（1980～89年平均で3.9%）が問題になっており、出生率を低下させるため、様々な家族計画プログラムが実施されているが（参考表）、避妊法の普及率は1980年から87年までの平均で17%にとどまっており、特に農村部での普及が問題となっている。

17-1-3. 雇 用

ケニアでは大幅な人口増加と失業の問題が深刻化していることから、政府も農業、非農業部門、都市部のインフォーマル・セクターなどでの雇用の問題に取り組んでいる。

1977/78年の労働力調査は、ケニアの農村に住む成人女性の82%が何らかの形で雇用されていると報告している。しかし、農業労働は季節により繁閑のあるもので、農閑期には、農村女性の多くが様々な農外活動に従事している。

とはいえ、フォーマル・セクターにおける女性の雇用については、現存する社会文化的障壁や、低い学歴、託児所など働く女性に必要なサービスの欠如などの理由もあり、全体の20%に満たない。インフォーマル・セクターでの女性の雇用の割合は30%にのぼっており、その大半は小売業に従事している（表17-2、17-3）。

現在、フォーマル・セクターでの雇用はさほど拡大できないことから、インフォーマルセクターでの雇用が重要視されてきている。特に女性の雇用機会の創出のためには、起業を目的とした融資、マーケティング等の技術的支援などが必要であり、取り組みが求められている。また、女性の多くは自らの名義となる担保を所有しないため、通常の金融機関から貸付を受けることが出来ないという問題もある。そのため、女性が担っている農業の生産性を高めたり、農外雇用を創出するための様々な試みが限られてしまっている。このような問題に対し、女性グループの連帯保証による小規模個人融資のプログラムが実施され、効果をあげている。但し、これらのプログラムには平行してマネジメント実務、技術の訓練が必要であるという点が多く事例において指摘されている。

17-1-4. 農業（食糧）

ケニアの農業生産の70%は小規模自作農によるものと言われているが、小規模農業の分野においては、女性の貢献がきわめて大きい。小規模農家の27%が女性戸主世帯、47%が

出稼ぎ等による男性不在の所帯であり、女性のみによって農業経営がなされているのである。

農業労働の男女分業についてみると、女性は伝統的には食糧生産と小家畜の世話についての責任を負っていたのだが、現在では、食糧生産、換金作物生産のいずれにおいても女性が担う割合が男性よりも高い。また、作物生産のみならず、家畜・家禽の世話も女性の労働貢献によるところが大きい（表17-4、17-5）。

これらの状況に鑑み、ケニアでは農業普及活動が広く実施されているが、1983年に訓練・訪問（Training and Visit、略してT&V）方式が導入されて以来、女性をコンタクト・ファーマーとして起用するなど、女性に配慮した普及活動が広がりつつある。

ケニアには様々な農村金融の制度や機関があるが、多くの女性がそれらの公的な融資を利用することはきわめて稀である。1970年代半ばには農業普及員を通じた農業融資プログラムが実施されたが、当時は男性の普及員との隔絶があったため、農村女性に情報すら伝わっていなかった事例もある。また、女性が、抵当となる自分名義の土地を持たないことや、十分な読み書きができないために煩雑な手続きを恐れて避けることも、公的な金融制度へのアクセスにとっては障害となっている。

農業生産性の向上及び食糧確保を考える際、女性を対象とした農業、生活改善、及び技術普及の一層の推進、融資へのアクセス強化、家庭内所得分配に関する意思決定への参画などの点が今後の課題となっており、政府の取り組みが求められている。

17-1-5. 法的権利・地位

ケニアの憲法は男女平等を明記しているが、現実には様々な慣習、文化的要因に基づく様々な問題が生じている。特に、女性自身を含め、多くの人々が女性の法的権利についての知識を持っていないことが問題となっているが、ケニアには女性の司法官も少なく（表17-6）、女性に対する法的知識の普及という課題の達成はまだまだ困難である。

政策・意思決定への女性の参画の度合についても、1983年の選挙にあたってのケニア全国総会（ナショナル・アセンブリー）代表者の男女比を一例として挙げると（表17-7）、決して高いとはいえないことがわかる。

また、表17-8は1985年時の全国・地方行政に占める女性の議員数であるが、全体平均でも女性の割合は2.06%に過ぎない。

17-2 ケニアにおけるW I Dの政策的取り組みと実施体制

17-2-1. 国家開発計画

第6次国家開発計画（1988～1993年）においては、独立以後の経済発展、特に社会福祉指標の一つとして、女性の地位向上の問題が取り上げられている。また、福祉政策のうち、参加活動(Participatory Movements)に関する記述の一部は、女性グループの参画がケニアの経済・社会的発展に貢献してきたことを高く評価しており、これらの女性組織の活動は引続き奨励されるべきとしている。福祉の面のみならず、女性の雇用に関しても、第6次国家開発計画期間中、あらゆる部門での女性の雇用の増大並びに生産分野への女性の進出を進めるべく政府が努力を続けることが明記されている。

ケニア政府全体としてのW I D政策については、いくつかの省が独自の政策を策定しているが、文化社会サービス省女性局 (Women's Bureau) では1988年にそれらを取りまとめた草案を作成、各省との協議・調整を行っている。これをもとにして次期の国家開発計画の中にはW I D政策・事業計画が明示されることが期待されている。

17-2-2. 行政機構・調整機関

文化社会サービス省女性局 (Women's Bureau) は、1975年に以下の目標を掲げて設立されて以来、ケニアにおける女性問題ナショナル・マシナリーとして機能してきている。

- ①国家の発展に対する女性の貢献の潜在性についての意識を高め、それらを実現する上での障害に関して女性を啓蒙すること
- ②女性自身やその家族の、さらには国家全体としての開発過程に参加するよう女性を動員すること
- ③ボランティアな指導者や政府の普及員を訓練し、国家開発において女性を支援する方向性を打ち立てること
- ④女性組織や政府・非政府機関の連絡調整を図ること
- ⑤女性関係の活動に関する問題についての調査研究を実施し、既に行なわれた活動を評価することで、より良く女性が恩恵を受けるよう活動を改善していくこと

これらの目標を達成するために、女性局には以下の12の担当室（ユニット）が置かれ、それぞれの活動に携わっている。

- ①統計室：開発と女性の活動に関する情報・性別統計の収集、分析、提供を行なう。

- ②法律担当室：女性の法的権利と義務についての知識普及並びに意識向上を図る。
- ③適正技術室：エネルギー省、科学技術省などと連携し、特に農村女性を対象として適正技術を普及・促進する。
- ④情報・通信室：マスメディアを通じて、女性による開発活動についての情報提供や教育活動の実施、並びに女性を対象としたデータ・バンクとして資料センターを運営する。
- ⑤NGO担当室：NGOとの連絡調整の窓口として、現在登録されている約2万7千の女性団体やNGOを対象に、回転資金を活用した雇用創出・収入向上活動、また、必要な経営技術訓練を提供するプログラムを実施している。
- ⑥手工芸推進及びマーケティング担当室：女性団体によって各地で広く行なわれている手工芸品の政策・販売を支援するため、品質管理やマーケティング、価格決定のノウハウや包装、デザインなどについての訓練を行なう。
- ⑦小規模産業担当室：女性による小規模産業の実行可能性を調査したり、計画、運営、生産などの訓練を提供する他、女性が経営する小規模企業の信頼性や問題点などについての評価調査を行なう。
- ⑧農業・園芸開発担当室：農村部の女性を対象に、農業技術と生産性の向上のためのサービス改善を図る。特に乾燥・半乾燥地の女性団体に焦点を当てている。
- ⑨計画室：WIDに関連した各省庁間の計画・政策に対し、アドバイザー・サービスを提供し、それらの調整を図るとともに、地方政府組織からの開発計画を取りまとめ、女性局自体の短期、長期計画を立案する。
- ⑩訓練担当室：カリキュラム・教材開発を通じて、農村女性を対象とした制度外教育（ノンフォーマル教育）の推進を図る。
- ⑪調査・評価室：女性に関連したプログラムの成果や問題点をはじめ、政策形成に役立つような情報を分析する。他の政府機関による女性の活動についての調査研究にも協力する。
- ⑫保健意識推進室：関連省庁、NGOなどが実施する女性の健康に関する全てのプログラムに参加し、モニターする。

17-3. 民間団体の活動

ケニアにおいては地域で活動する女性グループ（CBO）やNGOによる女性プロジェクトへの支援がたいへん活発に行なわれている。女性局に登録している27,000の女性団体の他、KANU党の女性組織である「女性進歩会（Maendeleo ya Wanawake）」には約8,000団体が加盟しており、小規模の雇用創出・生活改善プロジェクトを実施している。これらの諸団体の多くは、伝統的に存在していた女性の相互扶助機能が発達したもので、

きわめて活発であると同時に、全体としては高度に組織化されているのが特徴である。NGOを経由する形での二国間、国際機関による女性団体支援も活発で、NGOのダイレクター作成やNGOの活動についての調査も行われてきた。

ケニアの女性グループは、大別すると以下のカテゴリーに分類できる。

- ①女性の自助組織：大半が農村部で活動。もともと福祉的な活動（個人で解決できない共通の問題の解決など）のために発足したものが多いが、徐々に小規模な収入向上活動を始めている。
- ②宗教的な女性組織：英国国教会、カソリック、イスラム教などの青少年・婦人部組織。宗教的活動の機会を通じ、開発に関連した活動に携わっている。
- ③女性組合：手工芸、住宅建設、米の脱穀、酪農、園芸等の活動を行っている。
- ④地方の開発委員会女性支部：ディストリクト、ディビジョンなど地方行政のレベルに近年組織されたもの。女性の関心事を各々のレベルで意志決定に反映させることを目的としているが、十分には機能できていないのが現状である。
- ⑤特殊な目的のための女性グループ：情報ネットワーク、ガールガイド、給水プロジェクトなど、特定の目的のために組織されたグループ。中には女性のジャーナリストや法律家、事業家など、専門職ごとに組織された女性グループも存在する。

これらの女性グループはそれぞれの領域において重要な役割を果たしているが、比較的小規模で相互交流がなく、活動の内容についても包括的な把握が困難であるため、国家開発の主流からは隔絶されている。しかしながら、徐々にではあるが、これらの活動に注目し、推進する方向が打ち出されつつある。一部には男性がこれらの女性グループを対象として技術的助言などの面で支援している例も報告されている。

17-4. 「開発と女性」援助の動向

17-4-1. 援助機関の取り組み

各援助機関では、WIDを総合的に組み入れるためにさまざまな努力を払っている。具体的には、①政府以外のチャネルの活用（現実の女性のニーズにより近い場で活動しているNGOとの協力促進）、②現地人専門スタッフのWID担当官としての起用、③職員を対象としたWID研修の実施、などの組織的取り組みの他、④プロジェクトの受益者に関する性別情報の収集と分析、⑤計画立案段階でのWID配慮とその評価、などプロジェクトに関わる事項が今後の課題として取り上げられている。

また、一部の援助機関では、特別予算の中にWIDに特定した小規模の資金枠を設け、

どのセクターにも該当しないようなW I D事業に充てているところもある。これは、W I Dを周縁的な問題として扱うという意図ではなく、女性のニーズがなかなか援助計画の中枢に浮かび上がってこない現状に対応するための策として活用されている。

17-4-2 ケニアにおけるW I D支援例

(1) 女性グループ支援（小規模融資）による雇用創出（収入向上）

ケニアにおいては、現在、インフォーマル・セクターでの雇用が重要視されており、女性の雇用機会の創出は国家政策的な取り組みを必要としている。また、農村女性の多くは農業、特に小規模農業において重要な役割を担っているが、貸付へのアクセスが著しく限られているため、生産性の向上や農外雇用機会の創出にとっての障害となっている。

このような問題に対し、女性グループの連帯保証による小規模個人融資のプログラムが計画・実施されて徐々に効果をあげており、ケニア政府もこのようなプログラムには関心を示している。

(2) 意識向上・法的知識の普及

各セクターの開発計画・事業のなかでW I D政策・配慮を拡充していくためには、専門的な助言、資金や技術などの支援が必要である。また、こうした政策・行政サービスに対応して、開発における女性の参画の方法についての理解を広めるためのキャンペーン、啓蒙活動等への取り組みも重視されてきている。特に、単に福祉的な視点から女性の問題を捉えるのではなく、全ての生産・社会セクターの発展に不可欠な要因として重視すべきという内外の意見が高まっている。

また、行政的なメインストリーミングの前提として、女性自身を含め、多くの人々を対象とした女性の法的権利についての知識の普及が必要である。これについても、女性局を中心として、法的知識の普及のためのプログラムが計画、実施されている。

(3) 女性関連機関の組織拡充と強化

直接的に草の根の受益者に到達することは、外部からの援助（特に政府間援助）では多くの場合困難であり、援助対象国内の組織を拡充・強化することによってより自立的な問題の解決が得られる。現在いくつかの援助機関が女性局に対し、W I D政策の策定のための資金援助、及び女性局自体の組織強化のための支援を行っている。これが十分な組織的力を発揮していくことによって、将来的には、より強い政策的影響力を持った、包括的なナショナル・マシンリーとして機能していくことが期待される。

[参考文献]

- Republic of Kenya, Women in Kenya: Review and Evaluation of Progress, 1985.7
- The Women's Bureau Ministry of Culture and Social Services (Pamphlet)
- World Bank, Kenya: The Role of women in Economic Development, 1989
- Nadine R. Horenstein, Women and Food Security in Kenya, PPR Working Paper, The World Bank, 1989. 6.
- UNICEF, Situation Analysis of Children and Women in Kenya, 1988
- DANIDA, Danida's Plan of Action for Development Assistance to Women: Country Programme KENYA, 1989
- USAID, Women in Development Action Plan: USAID/KENYA, 1989. 3.

表17-1. 年齢別にみた女性の教育水準 (1984年) (%)

年 齢	就 学 年 数				
	就学経験なし	1～4年	5～8年	9年以上	無回答
15～19	8.3	10.9	53.0	27.8	0.3
20～24	23.1	14.9	37.2	24.5	0.3
25～29	37.7	16.4	27.9	17.9	0.1
30～34	45.6	20.4	24.4	9.4	0.2
35～39	54.1	21.3	18.4	5.9	0.2
40～44	69.2	19.0	9.6	2.1	0.1
45～49	69.2	18.3	11.5	1.0	0.0

出典：GOK, Kenya Contraceptive Prevalence Survey 1984 (KCPS)
World Bank, Kenya: The Role of Women in Economic Developmentより引用

参考表：方法別にみた避妊実行率 (1987年) (%)

方法	ピル	注 射	I U D	コンドーム	殺精子剤	不妊手術 (女性)	そ の 他
	23.8	52.6	8.1	3.4	6.8	2.7	2.6

出典：Family Planning Association of Kenya, World Bank, op.cit. より引用

表17-2. セクター別にみた女性の雇用の割合 (%)

全雇用に占める 女性の割合	賃金労働 (フォーマル・セクター)		自営及び不払労働 (インフォーマル・セクター)
	民間セクター	公共セクター	
20.0	17.3	18.5	29.4

出典：GOK, Central Bureau of Statistics, Annual Census of Employment and Earning in the Modern Sector 1970~83
UNICEF, op.cit. より引用

表17-3. 業種別にみたインフォーマル・セクター雇用状況 (1978年)

内 容	男 性 (%)	女 性 (%)	全 体 (%)	各業種の女性 の割合 (%)
小 売 業	47.7	77.8	56.8	41.4
飲 食 店	12.5	15.6	13.4	35.2
製 造 業	19.1	5.3	14.9	10.7
運 輸 ・ 建 設	1.5	0.0	1.0	0.1
サ ー ビ ス 業	19.2	1.3	13.8	2.8
合 計	100.0	100.0	100.0	30.3

出典：Ian Livingstone, Rural Development, Employment and Incomes in Kenya, ILO 1981 UNICEF, op.cit. より引用

表17-4. 15歳以上の小規模農業者が従事する農業労働の性別比較 (%)

作 物	男 性				女 性			
	植 付	除 草	収 穫	販 売	植 付	除 草	収 穫	販 売
メ イ ズ	54.4	54.7	53.8	24.1	87.0	89.9	89.3	52.1
ジャガ芋	8.0	7.6	7.6	4.9	13.3	13.4	13.6	7.3
コ ー ヒ ー	12.5	11.9	11.4	10.2	12.8	16.1	15.5	13.3
茶	5.1	4.7	4.5	3.6	4.8	6.2	6.2	5.9
除 虫 菊	5.1	4.8	4.5	4.0	6.7	6.8	6.4	4.6
綿 花	6.0	5.9	6.0	5.2	7.7	7.7	8.0	5.3

出典：IRS, 1976~79

表17-5. 小規模農家の家畜飼育に従事する割合の性別比 (%)

作業の種類	従事する男性の割合	従事する女性の割合
鶏の世話	3.0	9.2
小屋飼の家畜	8.1	12.3
牛の餌やり	25.2	24.1
牛の乳搾り	11.8	37.4
羊・山羊の餌やり	20.9	26.7

出典：IRS, 1976~79

表17-6. 司法官に占める女性の割合

ランク	男性 (人)	女性 (人)	合計 (人)	女性の割合 (%)
最高裁首席判事	1	0	1	0.0
最高裁判所判事	28	2	30	6.7
首席治安判事	1	0	1	0.0
上級治安判事	17	0	17	0.0
治安判事	23	4	27	14.8
副治安判事	27	3	30	10.0
県専門治安判事	13	7	20	35.0
県第一行政判事*	19	0	19	0.0
県第二行政判事*	40	0	40	0.0
県第二行政判事*	21	0	21	0.0
カディス (イスラム法)	8	-	8	0.0

注*：職業的な資格ではない

出典：Registrar, Law Courts, Nairobi, Women of Kenyaより引用

表17-7. ナショナル・アセンブリー代表者の男女比 (1983年)

候補者数		選出された委員		任命された委員	
男性 (%)	女性 (%)	男性 (%)	女性 (%)	男性 (%)	女性 (%)
720(99.04)	7(0.96)	157(99.37)	1(0.63)	9(81.82)	2(18.18)

出典：Supervisor of Elections: Attorney General's Chambers 1985,
Women of Kenyaより引用

表17-8. 議会に占める女性議員数 (1985年)

議会名	議会数	男性議員数	女性議員数	全体数	女性の割合
全国議会	37	620	11	631	1.7%
都市議会	18	100	2	102	2.2%
市議会	18	208	7	215	3.3%
町議会	4	23	0	23	0.0%

出典：Ministry of Local Government, Women of Kenyaより引用

18. 援助分析

18-1. 対ケニア援助の動向

18-2. 国際機関の対ケニア援助の動向

18-2-1. アフリカ開発銀行

18-2-2. 世界銀行

18-3. 二国間援助機関の対ケニア援助

18-3-1. オランダ

18-3-2. 西ドイツ

18-3-3. アメリカ合衆国

18-3-4. イギリス

18-4. N G Oの活動

18-5. 我が国の対ケニア援助

18-5-1. 援助額の推移と援助の動向

18-5-2. 形態別援助の特徴

18. 援助分析

板垣啓子 (タスクフォース)

18-1. 対ケニア援助の動向

ケニアに対しては、二国間援助を行なう18カ国、約15の多国間機関、アラブ諸国などが援助を行なっている。この他に外国からの資金により活動している国際NGOや国内のNGOなどが約400近くある。

DAC統計によると、ケニアに対するODAネット額は1976年から1982年にかけて増加が続き、1983年に国際機関からの借款が減少したため対前年度比で17%減となったが、その後再び増加してきている。1990年のODAネット額は約1,000百万ドルで、ケニアのGNPの11.4%を占めており、一人当たりの援助受取額は41.4ドルとなっている(表18-1)。

援助主体別にみると、1971年からの累積金額では二国間援助(アラブ諸国を含む)が全体の75.5%、多国間機関が24.5%となっている。また、援助の形態別にみると、累計総額の72.5%が贈与、27.5%が借款となっており、贈与の比率が高い。贈与分に占める技術協力の割合は累積金額の37.6%、無償資金協力の割合は62.4%程度で、1971年~80年までの累積金額における割合が技術協力56.6%、無償資金協力43.4%であったのに比べ、比重がほぼ逆転している。

UNDPの資料を参考に、1988年の対ケニア援助をセクター別に見ると、全体としては水資源・都市環境、エネルギー、商業などの分野への援助が多く、ついでインフラストラクチャー、農業・畜産、教育訓練などが多額の援助を受けていることが分かる(図18-1)。借款についてみると、エネルギーが22%、水資源・都市環境が21.9%、商業が17.7%という比重を占めている。贈与については、セクター間に均等配分されているが、インフラストラクチャーが18.7%を占め、次いで水資源・都市環境(15.5%)、マクロ経済(14.7%)、農業・畜産(13.9%)などの分野が比較的多くのシェアを占めている。

ケニアに対する二国間援助において、1978年までは英国が主要援助国であったが、1979年以後は西ドイツ、オランダなど、そして最近ではアメリカ、日本が最大の援助国となっている。ただし、1990年11月にはノルウェーが亡命政治犯の取り扱いをめぐることで、国交を断絶するとともに援助の撤退を行ない、次いで1991年9月にはデンマークも新規援助を凍結している。

ケニアに関する援助調整については、1980年代後半より積極的に推進されている。CG会議(Consultative Group for Kenya)や二国間協議会の他、ローカルベースでの援助機関会議がケニア政府やドナーによって開催されている。近年では特定の分野やテーマ別の会議も行われているが、今後の援助調整のためには、長期的な相互関係を構築する方向で一層の努力が必要であろう。

18-2. 国際機関の対ケニア援助

ケニアに対する国際機関からの援助はディスバースメント・ベースで1989年度には346.8百万ドルに達している。その内訳は借款が74.5%、贈与が25.5%となっている。主たる援助機関はアフリカ開発銀行、世界銀行（I D A）、欧州経済共同体（E E C）などである。

18-2-1. アフリカ開発銀行

(1) 援助額の推移

1988年12月末でのアフリカ開発銀行の対ケニア援助の累積額は約129百万U A（注1）で、アフリカ開発基金からの貸付が91百万F U A（注2）となっている。

(2) 援助の戦略・重点分野

1985年以降の対ケニア貸付承諾内訳を見ると、農業が53%を占め、最重点セクターとなっている他、運輸（道路）、保健、工業などがそれに続いている。

これまでアフリカ開発銀行はケニアに対する構造調整融資を供与していないが、今後は世銀との協調で、農業S A L（II）あるいは輸出促進S A Lに参加する予定である。

18-2-2. 世界銀行

(1) 援助額の推移

1991年6月末での世銀の累積援助額は2,884.5百万ドルだが、そのうちI B R D借款は46件（1,200百万ドル）、I D A借款が53件（1,684.5百万ドル）となっており、1986年以降はI D A借款のみとなっている。

(2) 援助の戦略・重点分野

1985年以降の貸付承諾を内訳別にみると、農業、工業、金融の構造調整融資が全体の56%を占め、次いで農業セクターが13%となっている。その他の分野としては、教育、人口問題、保健、エネルギーなどが挙げられる。

世銀はケニアに対し、1980年及び82年に、輸出志向の経済成長（特に非伝統輸出品の振興）、対外借入と債務管理、公共投資の向上などを目標とした全体構造調整融資を供与し、1986年以降構造調整融資を供与したが、その結果、マクロレベルではなく、部門別に細分化したセクターごとの調整の方が望ましいと認識されたため、1987年からセクターS A Lに移行した。その後も1990年には農業S A L（II）を、さらに1991年には

工業SALを発展させた輸出促進SALを実施している。

18-3. 二国間援助機関の対ケニア援助

1989年度の二国間援助機関からの対ケニア援助総額（ディスバースメント）は620.6百万ドルとなっており、その形態別内訳を見ると、贈与が74.5%、借款が25.5%と贈与の割合が高い。主要援助国は日本、イギリス、アメリカ、ドイツ（旧西独）、オランダなどである。

18-3-1. オランダ

(1) 援助額の推移

オランダの対ケニア援助においては、プログラム援助とプロジェクト援助が半々の割合である。1986年以降、借款はマイナスを示しており、1971年からの累計でも、借款と贈与の比率は1:3と、オランダの援助の基本が贈与で、借款は補完として位置づけられていることがわかる。贈与のうち、技術協力の割合は1979年に大きく伸びて以来、贈与額の約半分を占めるようになっている（表18-4）。

(2) 援助の戦略・重点分野

オランダの対ケニア援助の重点セクターは、農業（乾燥地、半乾燥地開発を含む）、中小規模の給水、保健医療（技術協力が中心）、運輸（特に地方交通）などである。

今後の見通しとして、プロジェクト援助によって工業部門（特に輸出促進につながるもの）を推進するとともに、農業を中心とした国際収支支援のプログラム援助を進めていくことが検討されている。

18-3-2. ドイツ（旧西独）

(1) 援助額の推移

ドイツの対ケニア援助は、1979年に借款が増えたことによって一時的に急激な伸びを示したが、その翌年には前年度並みに戻り、1980年代後半は穏やかな漸増傾向を示している。1989年までの累計では借款と贈与の比率は1:1.3で、贈与の内訳を見ると、技術協力の割合が90%を占めていた。ドイツ政府は1990年、サブサハラのアフリカ諸国のうち重債務国に対して公的債務を免除することを決定し、ケニアに対しても公的債務の贈与への転換が行われた（表18-5）。

ドイツの対ケニア援助の85%はプロジェクト援助、15%はプログラム援助であるとい

われている。

(2) 援助の戦略・重点分野

ドイツは、援助の優先セクターとして、食糧自給（特にアフリカ諸国）、環境保全、エネルギー供給、教育の普及、人口問題などを挙げているが、対ケニア援助においては、農業、給水、道路、工業化のためのエネルギー開発などが重点分野となっている。

18-3-3. アメリカ合衆国

(1) 援助額の推移

アメリカは1954年に対ケニア援助を開始して以来、ケニアが一貫して親西側外交政策・自由主義経済体制をとっていることもあり、サブサハラ・アフリカ諸国の中での最重点援助対象国とみなしている。援助額は1980年に大幅に伸び、1980年代前半の増減を経て、現在再び増加傾向を示しているが、これは主として贈与額の変化によるものと考えられる。借款と贈与の比率に関しては、1971年から1980年までの累積援助額でみるとほぼ1:1.4であったものが、1981年から1990年までの累積では1:5.2となっており、後者の割合が1980年代に増加していることがわかる。贈与に占める技術協力の割合を見ると、1971年から1980年までの累計では57%であったが、1990年までの累計では39.8%と比重が減少している（表18-6）。

(2) 援助の戦略・重点分野

1990年から1995年にかけてのケニアに対するUSAIDの援助計画は「持続的で裾野の広い経済成長」ということを目標としており、ケニアの国家開発を阻む要因のいくつかを特定対象としている。

援助の重点セクターとしては、出生率と人口増加率の縮減（家族計画・避妊サービスの普及・推進）、農業生産性と農業収入の向上（市場効率の向上、新技術の開発普及）、民間投資の水準と生産性の向上（貿易及び投資の拡大と多様化、金融市場の自由化、国内投資及び国内産業基盤の拡大）、構造調整、野生環境の保護と管理、その他（指導者養成、民主主義的組織と人権擁護の奨励、エイズ対策、基礎教育への支援）などが挙げられている。

18-3-4. イギリス

(1) 援助額の推移

ケニアは過去5年以上にわたって、イギリスのサブサハラアフリカ地域における最大

の援助国となっており、ナイロビには東アフリカ地域事務所が設置されている。

イギリスの対ケニア援助額の推移を見ると、1970年代後半に増加し、1981年にピークに達した後、1980年代半ばにはわずかながら減少傾向が続いていたが、1988年になって急激に増加している。イギリスの対ケニア援助においては明らかに贈与が中心となっており、1980年以降、借款はマイナス額を示し続けている。贈与の内訳について見ると、1971年から1980年までの累積総額では48.8%であった技術協力の割合は1990年のデータでみると36.1%にまで低下しており、1990年までの累積総額においても39.7%と、減少傾向を示していることがわかる（表18-7）。

(2) 援助の戦略・重点分野

英国の対ケニア援助の基本姿勢は、ケニア政府による西暦2000年までの長期計画「新たな成長のための経済運営」及び第6次国家開発計画（1989-93）に掲げられた政策を支援することを重視している。ケニア政府との協議により、具体的な援助の重点は農業、教育、エネルギー、運輸、公共部門管理の5分野に置かれ、地域としては、エンブ、メルー、イシオロの3つのディストリクトに集中している。

18-4. NGOの活動

ケニアにおいては、独立時より一貫して、国家開発へのNGOの貢献が奨励されてきている。国家開発計画においても、特に社会福祉分野でのNGOの役割が高く評価されている。ケニアでは現在約400のNGOが公的に登録されており、そのうち約300は現地の団体であると言われている。これらを組織形態の違いから見ると、①現金または物資供与を行なう寄付型NGO、②実際に人員を配置して自らプロジェクトを運営する実施型NGO、③NGO連合組織、の3種類に分けられる。

これらのNGOは、主として農村貧困層、遊牧民、女性、失業者などを対象とした社会サービスの提供に携わっており、特にコミュニティ給水、家族計画、小規模企業、保健衛生、教育などの分野で、柔軟な実施体制や現場への密接度などのメリットを生かし、活発に活動している。

ケニアのNGOセクターは、国際機関や援助機関からもサブサハラ・アフリカ諸国の中で最も活発であると評価されている。ケニアで活動する現地NGO、外国NGOを合わせると、NGOの事業費は年間2億USドルを超える額に達すると概算されており、NGOに対する公的援助機関からの支援は年間約3,500万USドルに達している。

ケニアのNGOの調整機関としては、1964年に設立され、現在140団体を擁するケニア社会サービス全国協議会（KNCS）がその機能を果たしている。ケニアのNGOにとっては、人材の育成や組織の強化が今後の課題であり、NGO間の相互協力、政府や関連

機関との調整・連携などの面でKNCS Sが果たす役割への期待も近年強まってきている。

18-5. 我が国の対ケニア援助

18-5-1. 援助額の推移と援助の動向

ケニアは東アフリカの中心的国家であること、独立以来自由経済体制を採り、日本と緊密な友好関係を有していること等から、我が国の援助の重点国として位置づけられており、域内でも第一の援助受取国となっている。

日本の対ケニア援助の1971年から1990年までの累積額は759.8百万ドルで、各年ごとの援助額は1980年代後半に増加しており、特にここ数年の伸び率が高い。

援助の内訳を見ると、累積総額の約44.4%が借款、55.6%が贈与となっている。贈与については、1970年代の後半から始まった無償資金協力が、1980年代には贈与額の約半分を占めるようになってきている。1990年の各形態ごとの割合を見ると、借款が19%、贈与が81%で、贈与のうち技術協力が34.3%、無償資金協力が65.7%となっている（表18-8）。援助の重点分野としては、食糧不足の解消と主要産業である農業の多角化による基盤強化を目的とした食糧・農業分野、各種伝染病に対処するための研究の促進等を目的とした保健・医療分野、林業分野、水供給分野等の基礎生活分野を中心としている。同時に、運輸・交通、通信等の基礎インフラ整備、構造調整支援を通じた産業振興・輸出振興等も対象として、同国の幅広い経済・社会開発ニーズに応じた援助を推進している。

18-5-2. 形態別援助の特徴

(1) 有償資金協力

日本のケニアに対する有償資金協力は、1966年の経済開発借款に始まり、以後、運輸・交通、通信等の基礎インフラ整備、食糧・農業分野を中心に行なわれているほか、1983年度には商品借款も実施された。また、1988年からはケニアの構造調整支援として、「農業セクター調整計画」及び「工業セクター調整計画」に対し、IDAとの協調融資により借款を供与している。1991年には新たに「金融セクター調整借款」の供与がなされた。

(2) 無償資金協力

無償資金協力は1974年の災害援助に始まったが、近年では毎年度30億円程度を供与しており、食糧・食糧増産援助のほか、農業、水供給などの分野、また、ジョモ・ケニア ッタ農工大学の建設・拡充のような教育分野をはじめとする基礎生活分野を中心として

協力を行なっている。また、ケニアはノン・プロ無償の最初の供与対象国の一つでもあり（1987年度、35億円）、構造調整支援のための援助も行なわれている。1989年度より始まった小規模無償資金協力についても、保健衛生や給水などに関連した案件が対象となっている（1989、90年に各2件）。

(3) 技術協力

技術協力については、1990年度までの累計で、研修員受け入れ 1,177人、専門家派遣 710人、調査団派遣 1,421人、青年海外協力隊 759人、プロジェクト方式技術協力16件、開発調査25件となっているが、これは、青年海外協力隊の派遣実績を除き、アフリカ地域内では第一位である。技術協力に関しては、社会基盤整備、人的資源開発などが中心分野であり、プロジェクト方式技術協力にも、病院案件、技術訓練案件などが多く、「ジョモ・ケニヤッタ農工大学」、「中央医学研究所」等、無償資金協力との連携案件も多く見られる。

注1：1 U A (Units of Account) = U S \$ 1,34570(1988.12末)

2：1 F U A (The Fund's Units of Account) = U S \$ 1,23946(1988.12末)

[参考文献]

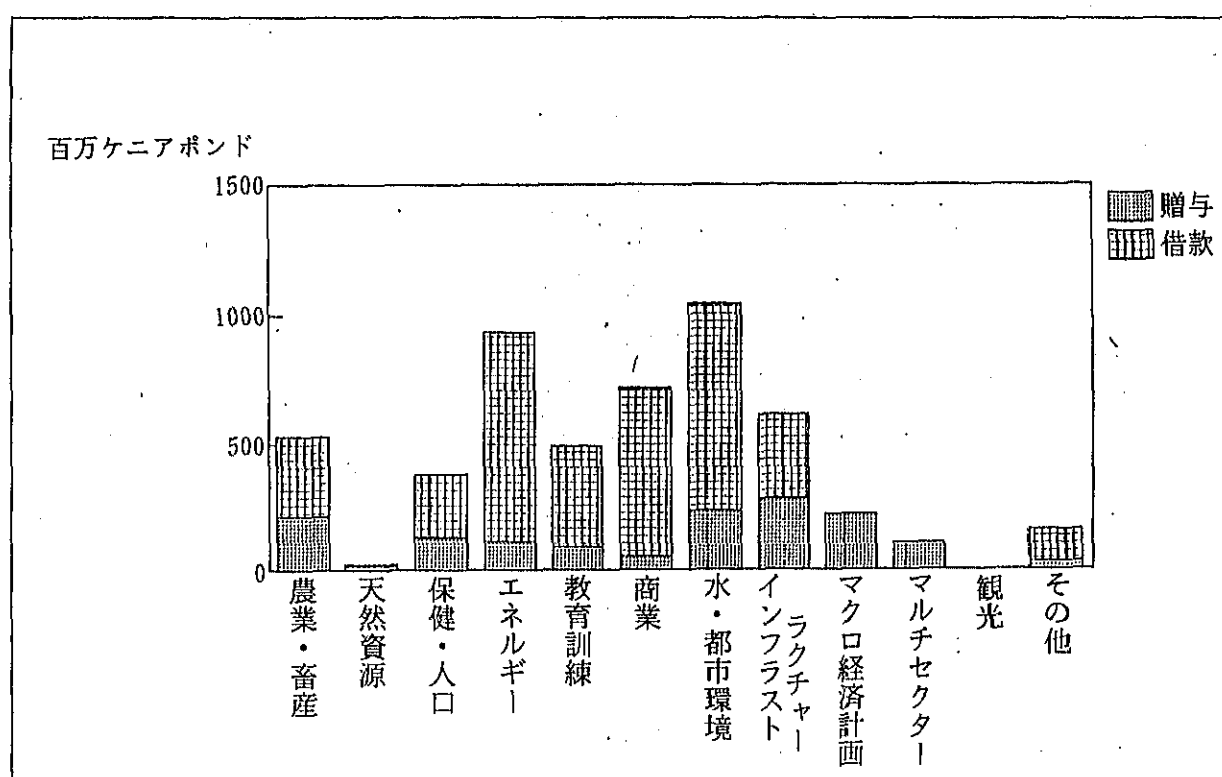
- ・外務省経済協力局「我が国の政府開発援助 1991」
- ・海外経済協力基金「基金調査季報」1990/4 No. 66
- ・Fowler A. F. and G. Bauer, Report on a Survey of Official Aid to Non-governmental Organisations in Kenya, The Ford Foundation, April 1990
- ・Overseas Development Administration, British Aid to Kenya
- ・OBCD, Geographical Distribution of Financial Flows to Developing Countries
- ・USAID, Country Program Strategic Plan: FY 1990-1995 Kenya, March 1990
- ・UNDP, Development Cooperation for the Republic of Kenya, December 1989
- ・World Bank, World Development Report 1992
- ・African Development Bank, Annual Report 1988

表18-1. GNPに占める援助の割合及び一人当たりの援助受取額（1990年）

国名	援助受取総額 (百万ドル)	国民一人当たりの 受取額 (ドル)	GNPに占める 割合 (%)
ケニア	1,000	41.4	11.4
タンザニア	1,155	47.1	48.2
ウガンダ	557	34.1	18.4
ザンビア	438	54.0	14.0
ガーナ	465	31.2	7.4
マラウイ	479	56.3	25.7

出典：World Bank, World Development Report 1992

図18-1. セクター別援助額（1988年）



出典：UNDP, Development Cooperatin for the Republic of Kenya, 1989

表18-2. ODA総額の推移

(百万ドル)

国名	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	71-80	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	81-90	Total
オーストラリア	0.1	0.1	0.2	0.1	0.6	0.3	1.6	1.9	4.1	1.8	10.8	6.3	5.4	6.2	2.6	4.8	2.9	1.0	1.1	2.0	2.7	35.0	45.8
オーストリア	0.1	0.1	0.1	0.6	0.6	0.4	0.3	1.5	4.6	0.8	9.1	0.7	0.9	0.4	0.3	2.3	0.4	8.3	0.4	0.4	2.1	16.2	25.3
ベルギー						0.1	3.0	0.3	4.0	2.6	10.0	0.6	1.3	1.4	3.2	2.9	2.1	2.3	3.0	3.2	7.6	27.6	37.6
カナダ	2.6	2.3	4.4	4.6	6.7	10.2	7.6	5.7	9.1	9.5	62.8	36.0	39.6	21.3	28.5	23.0	25.3	19.6	24.0	22.1	19.5	258.9	321.7
デンマーク	3.3	5.5	4.2	5.1	9.0	9.5	12.1	14.6	16.8	18.1	98.2	15.9	21.2	16.5	19.6	24.6	25.9	27.1	35.4	33.9	36.8	256.9	355.1
フィンランド	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	1.3	2.1	1.3	1.6	2.6	10.3	3.9	5.3	6.6	13.4	13.3	9.0	14.5	27.7	25.2	30.2	149.1	159.4
フランス								5.2	3.5	4.1	12.8	18.1	14.8	6.0	9.0	17.2	32.1	29.4	32.2	30.9	58.6	248.3	261.1
ドイツ	5.7	5.0	9.0	15.4	20.0	13.4	17.6	40.1	68.3	34.1	228.6	41.0	29.6	43.4	37.6	34.5	43.0	52.4	55.9	56.1	143.1	536.6	765.2
イタリア											0.0					0.2	0.4	0.3	0.0	0.5	0.4	1.8	1.8
日本	5.3	0.2	2.4	-0.2			0.0	-0.1	-0.1	-0.1	7.4	1.4	0.9	1.3	2.3	6.4	31.7	33.1	37.6	56.0	53.5	224.2	231.6
韓国	1.7	0.9	2.3	2.8	7.2	12.8	4.8	10.3	34.8	26.8	104.4	25.2	19.3	52.1	30.0	29.6	49.8	63.7	144.7	147.8	93.2	655.4	759.8
ポランド	3.5	5.6	9.7	9.4	10.7	14.6	13.9	24.3	27.7	47.5	166.9	37.7	54.8	30.2	25.2	19.6	44.4	56.5	56.7	49.0	67.0	441.1	608.0
ニュージーランド											0.0								0.2	0.4	0.5	1.1	1.1
ノルウェー	3.0	3.7	4.3	6.0	9.3	8.8	12.6	13.2	19.2	21.1	101.2	20.6	23.7	22.2	20.6	21.1	31.7	30.2	31.3	27.2	22.5	251.1	352.3
スペイン	3.6	7.7	12.1	17.5	18.9	22.3	18.0	14.3	24.4	28.4	167.2	14.5	14.7	15.2	14.2	19.7	14.5	26.8	27.3	29.5	31.2	207.6	374.8
スウェーデン	0.3	0.3	1.6	3.2	2.2	1.5	1.2	2.2	2.2	1.6	16.3	2.2	3.5	2.5	6.8	4.2	5.9	3.9	5.2	4.9	4.0	43.1	59.4
台湾	19.2	23.9	21.1	23.6	14.0	27.0	14.3	40.9	47.6	38.9	270.5	61.7	46.4	37.3	39.3	32.5	34.9	32.2	75.1	72.6	67.3	499.3	769.8
英国	10.0	5.0	4.0	11.0	7.0	13.0	12.0	11.0	16.0	39.0	128.0	77.0	52.0	76.0	42.0	73.0	29.0	43.0	52.0	59.0	95.0	598.0	726.0
二国間合計	88.6	60.6	75.7	99.4	106.5	135.2	121.1	186.7	283.8	276.9	1404.5	362.8	333.4	338.6	294.6	328.9	383.0	444.3	609.8	620.7	735.2	4451.3	5855.8
多国間機関	9.1	11.5	20.0	18.2	24.2	24.7	41.4	60.8	66.8	119.6	396.3	84.5	146.0	58.0	85.5	87.7	68.0	123.8	195.3	346.8	344.0	1539.6	1935.9
77ヶ国												2.1	5.7	5.4	51.2	21.4	4.7	4.1	3.4	-0.4	4.5	102.1	102.1
総計	87.7	72.1	95.7	117.6	130.7	159.9	162.5	247.5	350.6	396.5	1800.8	449.4	485.1	402.0	431.3	438.0	455.7	572.2	808.5	867.1	1083.7	6093.0	7893.8

出典：OECD Geographical Distribution of Financial Flows to Developing Countries (以下表18-3まで同じ)

表18-3. 形態別対ケニア援助の推移

(百万ドル)

国名	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	81-90	Total
二国間ODA合計	58.6	60.6	75.7	99.4	106.5	135.2	121.1	186.7	283.8	276.9	352.8	333.4	338.6	294.6	328.9	383.0	444.3	609.8	620.6	735.2	4451.2	5855.7
二国間借款	26.5	-19.4	27.2	33.6	30.9	36.6	19.4	25.0	87.2	53.0	107.9	101.2	89.8	55.6	62.9	62.5	89.7	136.6	158.0	-381.5	482.7	802.7
二国間贈与	31.9	80.1	48.5	65.8	75.4	98.5	101.9	162.0	196.7	223.9	254.9	231.4	248.8	238.8	266.2	320.6	354.6	473.6	462.6	1116.7	3968.2	5053.0
(二国間技術協力)	(27.4)	(36.4)	(40.3)	(45.2)	(50.4)	(59.0)	(60.2)	(72.8)	(92.9)	(114.7)	(599.3)	(100.9)	(108.6)	(97.0)	(102.5)	(142.0)	(138.2)	(160.2)	(156.4)	(182.3)	(1300.3)	(1899.6)
多国間援助合計	9.1	11.5	20.0	18.2	24.2	24.7	41.4	60.8	66.8	119.6	84.5	146.0	58.0	85.5	87.7	68.0	123.8	195.3	346.8	344.0	1539.6	1935.9
多国間借款	3.1	5.9	14.7	11.1	6.6	13.4	29.6	48.2	46.5	95.9	40.9	117.4	32.0	42.3	42.7	39.4	78.1	101.6	255.9	244.5	994.8	1269.8
多国間贈与	6.0	5.6	5.3	7.1	14.0	11.3	11.8	12.6	20.3	23.7	117.7	28.6	25.9	43.2	45.0	28.6	45.7	93.7	90.9	98.5	543.7	661.4
(多国間技術協力)	(5.1)	(5.0)	(5.3)	(4.7)	(8.3)	(10.5)	(6.6)	(6.5)	(10.2)	(16.9)	(15.7)	(15.9)	(13.2)	(14.8)	(14.2)	(14.4)	(16.5)	(18.4)	(18.3)	(25.7)	(167.1)	(248.2)
アラブ諸国ODA 合計											0.0	5.7	5.4	51.2	21.4	4.7	4.1	3.4	-0.4	4.5	102.1	102.1
アラブ借款											0.0	5.6	1.8	51.2	21.1	4.6	4.0	3.4	-0.4	4.5	97.8	97.8
アラブ贈与											0.0	0.1	3.6	0.0	0.3	0.2	0.1				4.3	4.3
総計	67.7	72.1	95.7	117.6	130.7	159.9	162.5	247.5	350.6	396.5	449.4	485.1	402.0	431.3	438.0	455.7	572.2	808.5	967.0	1083.7	6092.9	7893.7

表18-4. オランダの対ケニア援助

(百万ドル)

援助形態	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	71-80	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	81-90	Total
総額	3.5	5.6	9.7	9.4	10.7	14.6	13.9	24.3	27.7	47.5	165.9	37.7	54.8	30.2	25.2	19.6	44.4	56.5	56.7	49.0	67.0	441.1	608.0
借款	0.8	0.9	3.9	3.0	2.7	3.5	3.3	11.1	6.8	13.8	49.8	15.0	27.9	11.9	4.4	1.3	-3.0	-0.7	-0.8	-4.2	3.3	55.1	104.9
贈与	2.6	4.8	5.8	6.4	8.0	11.0	10.7	13.2	20.9	33.6	117.0	22.7	27.0	18.3	20.8	18.4	47.4	57.3	57.5	53.2	63.7	386.3	503.3
技術協力	2.6	4.8	5.8	6.3	7.9	10.4	10.0	12.5	13.6	13.8	87.7	12.5	11.4	10.6	11.2	8.9	15.5	21.4	21.7	19.4	20.9	153.5	241.2
無償資金協力	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	0.7	0.7	7.3	19.8	29.3	10.2	15.6	7.7	9.6	9.5	31.9	35.9	35.8	33.8	42.8	232.8	252.1

表18-5. ドイツの対ケニア援助

(百万ドル)

援助形態	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	71-80	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	81-90	Total
総額	5.7	5.0	9.0	15.4	20.0	13.4	17.6	40.1	58.3	34.1	228.6	41.0	29.6	43.4	37.6	34.5	43.0	52.4	55.9	56.1	143.1	536.6	755.2
借款	1.9	0.4	3.7	-0.2	9.2	2.1	4.3	25.3	47.5	10.8	105.0	22.8	10.2	20.4	21.3	15.6	15.2	17.7	25.4	20.7	-351.4	-182.1	-77.1
贈与	3.7	4.6	5.3	15.6	10.8	11.3	13.3	14.7	20.8	23.3	123.4	18.2	19.4	23.0	16.3	18.9	27.8	34.6	30.5	35.4	494.5	718.6	842.0
技術協力	3.7	4.5	5.3	10.2	10.8	11.1	13.0	14.2	20.2	22.5	115.5	16.7	16.1	19.0	15.0	16.4	26.2	33.1	29.2	27.3	33.6	232.6	348.1
無償資金協力	0.0	0.1	0.0	5.4	0.0	0.2	0.3	0.5	0.6	0.8	7.9	1.5	3.3	4.0	1.3	2.5	1.6	1.5	1.3	8.1	450.9	486.0	493.9

表18-6. アメリカの対ケニア援助

(百万ドル)

援助形態	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	71-80	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	81-90	Total
総額	10.0	5.0	4.0	11.0	7.0	13.0	12.0	11.0	16.0	39.0	128.0	77.0	52.0	76.0	42.0	73.0	29.0	43.0	52.0	59.0	95.0	598.0	726.0
借款	4.0			7.0	2.0	6.0	4.0	3.0	6.0	20.0	52.0	28.0	18.0	18.0	11.0	23.0	11.0	12.0	7.0	4.0	-36.0	95.0	148.0
贈与	6.0	5.0	4.0	4.0	5.0	7.0	8.0	8.0	10.0	19.0	76.0	49.0	34.0	58.0	31.0	50.0	18.0	31.0	45.0	55.0	131.0	502.0	578.0
技術協力	4.0	3.0	4.0	3.0	3.0	3.0	4.0	5.0	5.0	9.0	43.0	13.0	15.0	18.0	14.0	13.0	29.0	10.0	19.0	25.0	31.0	187.0	230.0
無償資金協力	2.0	2.0	0.0	1.0	2.0	4.0	4.0	3.0	5.0	10.0	33.0	35.0	19.0	40.0	17.0	37.0	-11.0	21.0	26.0	30.0	100.0	315.0	348.0

表18-7. イギリスの対ケニア援助

(百万ドル)

援助形態	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	71-80	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	81-90	Total
総額	19.2	23.9	21.1	23.6	14.0	27.0	14.3	40.9	47.6	38.9	270.5	61.7	46.4	37.3	39.3	32.5	34.9	32.2	75.1	72.6	67.3	499.3	769.8
借款	12.0	-25.5	6.9	7.5	1.2	1.3	-2.0	-2.6	-1.0	-8.3	-10.5	-8.3	-9.4	-7.8	-7.3	-4.9	-10.1	-7.6	-11.0	-7.1	-7.6	-81.1	-91.6
贈与	7.2	49.4	14.3	16.2	12.8	25.7	16.3	43.5	48.7	47.3	281.4	70.0	55.8	45.1	46.6	37.4	45.0	39.8	86.2	79.7	75.0	580.6	862.0
技術協力	7.0	11.3	11.6	10.8	10.7	15.5	10.7	15.0	21.9	22.8	137.3	25.0	15.9	14.9	15.5	15.0	17.0	18.8	29.3	25.2	27.1	204.7	342.0
無償資金協力	0.2	38.1	2.7	5.4	2.1	10.2	5.6	28.5	25.8	24.5	144.1	45.0	39.9	30.2	31.1	22.4	28.0	21.0	56.9	53.5	47.9	375.9	520.0

表18-8. 日本の対ケニア援助

(百万ドル)

援助形態	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	71-80	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	81-90	Total
総額	1.7	0.9	2.3	2.8	7.2	12.8	4.8	10.3	34.8	26.8	104.4	25.2	19.3	52.1	30.0	29.6	49.8	63.7	144.7	147.8	93.2	655.4	759.8
借款	0.9	0.1	1.3	1.5	5.4	10.6	2.1	6.1	18.2	9.7	55.9	9.5	6.0	27.5	8.0	8.4	16.8	25.5	79.8	82.1	17.7	281.3	337.2
贈与	0.8	0.8	1.0	1.3	1.7	2.2	2.7	4.3	16.6	17.1	48.5	15.7	13.3	24.6	22.0	21.2	33.0	38.3	65.0	65.7	75.5	374.3	422.8
技術協力	0.8	0.8	1.0	1.3	1.6	2.2	2.7	3.5	4.3	6.9	25.1	9.4	8.4	11.4	11.4	9.3	15.3	20.1	22.2	22.8	25.9	156.2	181.3
無償資金協力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.8	12.3	10.2	23.4	6.3	4.9	13.2	10.6	11.9	17.7	18.2	42.8	42.9	49.6	218.1	241.5

表18-9. 年度別・形態別の日本の援助実績

(単位: 億円)

年度	有償資金協力	無償資金協力	技術協力
85年度 までの 累計	538.12 億円	206.08 億円	180.30 億円 研修員受入 628人 専門家派遣 440人 調査団派遣 784人 協力隊派遣 600人 機材供与 2,356.5 百万円 プロジェクト技協 10件 開発調査 15件
86年度	56.05 億円 タナ・デルタ灌漑計画 (E/S) (5.88) 大ナクル水供給計画 (50.17)	32.02 億円 林業育苗訓練センター建設計画 (7.14) 上級技術訓練センター建設計画 (15.74) 食糧増産援助② (8.00) 債務救済 (0.71) 文化・社会サービス省に対する 体育機材 (0.43)	25.44 億円 研修員受入 102人 専門家派遣 46人 調査団派遣 127人 協力隊派遣 46人 機材供与 339.3 百万円 プロジェクト技協 4件 開発調査 5件
87年度	なし	51.20 億円 ノンプロジェクト援助 (35.00) 地下水開発計画 (7.10) 食糧増産援助 (8.00) 債務救済 (0.64) 学校用教育機材センターに対する 理科学実験機器製作機材 (0.46)	25.70 億円 研修員受入 100人 専門家派遣 48人 調査団派遣 112人 協力隊派遣 35人 機材供与 305.5 百万円 プロジェクト技協 6件 開発調査 5件
88年度	239.52 億円 農業セクター調整計画(95.00) ナイロビ給水事業計画(53.42) 工業セクター調整計画(91.10)	30.56 億円 タベタ・ルミ地区水供給計画 (9.86) 農業道路補修計画 (5.96) 測量機材整備計画 (5.18) 食糧増産援助 (9.00) 債務救済 (0.56)	28.40 億円 研修員受入 111人 専門家派遣 47人 調査団派遣 93人 協力隊派遣 34人 機材供与 571.1 百万円 プロジェクト技協 6件 開発調査 4件
89年度	461.04 億円 ケニア放送公社近代化計画 (161.98) ソンドゥ・ミリウ水力発電計画 (E/S) (6.68) モンバサ空港整備計画(90.10) タナ河流域道路整備計画 (65.23) セメント工場改修計画(76.74) タナ・デルタ灌漑計画(I) (60.31)	62.74 億円 ムエア灌漑開発計画 (1/3 期) (12.64) ジョモ・ケニヤッタ農工大学拡 充計画 (1/3 期) (9.99) ノンプロジェクト援助 (30.00) 食糧増産援助 (9.00) 債務救済 (0.53) 国立劇場に対する音響・照明機 材 (0.50) 小規模無償 (2 件) (0.08)	31.31 億円 研修員受入 133人 専門家派遣 67人 調査団派遣 151人 協力隊派遣 27人 機材供与 417.6 百万円 プロジェクト技協 6件 開発調査 9件
90年度	なし	52.06 億円 ムエア灌漑開発計画 (2/3 期) (8.96) ジョモ・ケニヤッタ農工大学拡 充計画 (2/3 期) (4.61) ノンプロジェクト援助 (30.00) 食糧増産援助 (8.00) 債務救済 (0.42) 小規模無償 (2 件) (0.07)	38.20 億円 研修員受入 103人 専門家派遣 62人 調査団派遣 154人 協力隊派遣 17人 機材供与 308.3 百万円 プロジェクト技協 7件 開発調査 8件
90年度 までの 累計	1,294.73 億円	433.15 億円	329.34 億円 研修員受入 1,177人 専門家派遣 710人 調査団派遣 1,421人 協力隊派遣 759人 機材供与 4,298.3 百万円 プロジェクト技協 16件 開発調査 25件

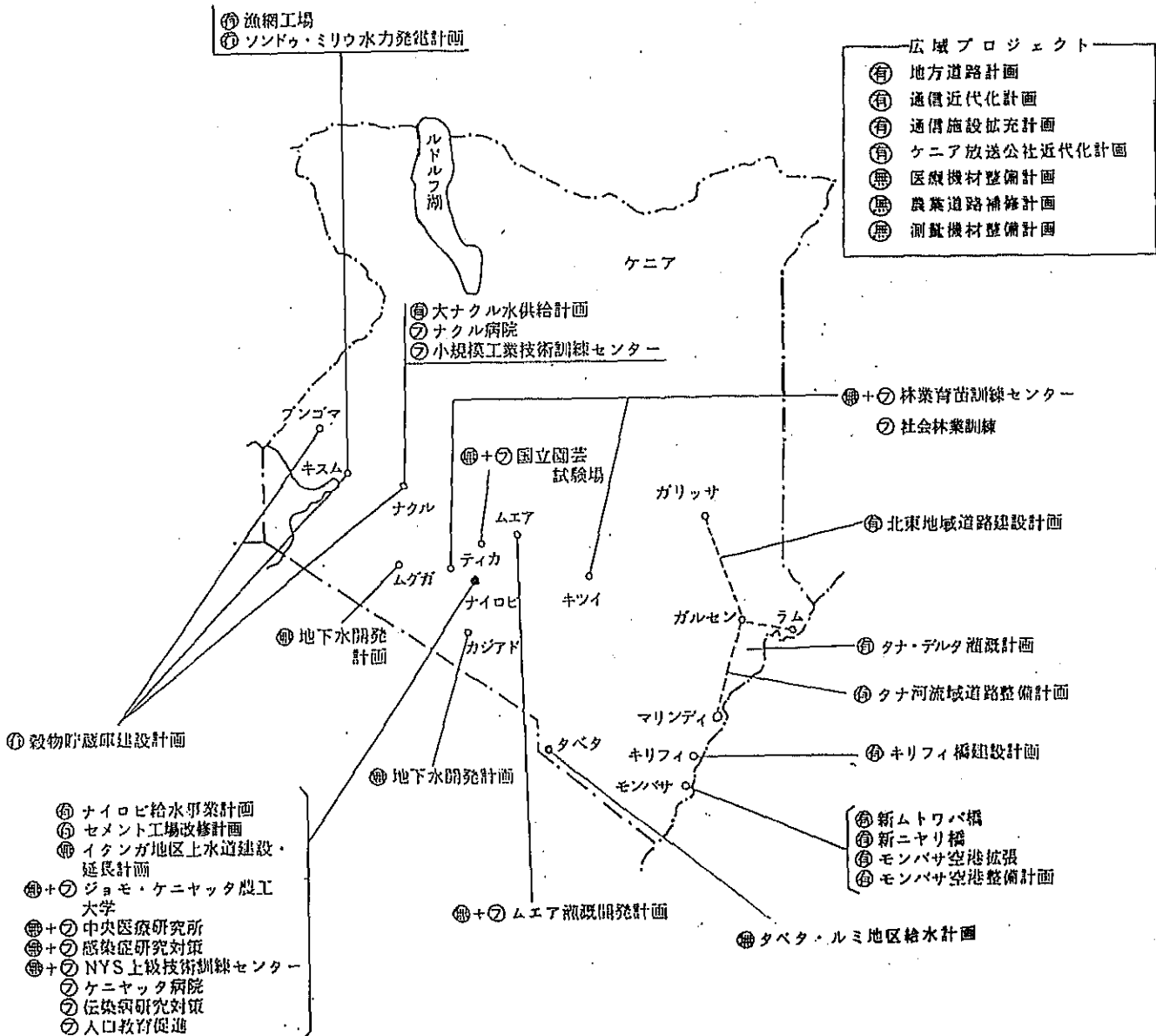
(注) 1. 「年度」の区分は、有償資金協力は交換公文締結日に、無償資金協力及び技術協力は予算年度による。
2. 「金額」は、有償資金協力及び無償資金協力は交換公文ベースに、技術協力は JICA 経費実績ベースによる。

出典：外務省経済協力局、我が国の政府開発援助（下巻）、1991年（以下同じ）。

表18-10. 日本のプロジェクト方式技術協力の実績

プロジェクト名	協力期間
小規模工業技術訓練センター	64. 7 ~ 72. 8
ナクル病院	66. 1 ~ 75. 3
エンブ病院	67. ~ 73.
ケニヤッタ病院②③	70. 1 ~ 78. 3
NYS上級技術訓練センター	75. 5 ~ 80. 5
伝染病研究対策③	79. 3 ~ 84. 3
ジョモ・ケニヤッタ農工大学	80. 4 ~ 90. 4
中央医学研究所③	85. 5 ~ 90. 4
林業育苗訓練	85.11 ~ 87.11
園芸開発	85.12 ~ 91.12
社会林業訓練	87.11 ~ 92.11
NYS技術学院	88. 1 ~ 92.12
人口教育促進	88.12 ~ 91.12
ジョモ・ケニヤッタ農工大学 (学士課程)	90. 4 ~ 95. 4
感染症研究対策	90. 5 ~ 95. 4
ムエア灌漑農業開発計画	91. 2 ~ 96. 1

図18-2. 日本のプロジェクト所在図



〈資料2〉 ケニア国別援助研究会委員名簿

氏 名	所 属 先 (平成4年3月当時)
犬飼 一郎 (座 長)	国際大学 大学院 国際関係学研究科 教授
小島さくら	津田塾大学 国際関係学科 講師
児玉谷史朗	一橋大学 社会学部 助教授
丹埜 靖子	アジア経済研究所 図書資料部相談室 室長
長峰 美夫	海外経済協力基金 業務第三部 参事
半澤 和夫	日本大学 農獣医学部 専任講師

(五十音順、敬称略)

〈資料3〉 ケニア国別援助研究会タスクフォース名簿

氏名	所属先 (平成4年3月当時)
大井 英臣 (主査)	国際協力事業団 国際協力専門員
青木 澄夫	国際協力事業団 鉦工業計画調査部 工業調査課 課長代理
板垣 啓子	国際協力事業団 ジュニア専門員
柿沼 潤	(財) 国際協力サービスセンター 研究員
斉藤 栄一	国際協力事業団 国際協力専門員
佐々木弘世	国際協力事業団 国際協力総合研修所 調査研究課 課長代理
十郎 正義	国際協力事業団 鉦工業開発協力部 鉦工業開発技術課 課長代理
武田 長久	国際協力事業団 ジュニア専門員
寺西 義英	国際協力事業団 社会開発調査部 社会開発調査第二課
升本 潔	国際協力事業団 国際協力総合研修所 調査研究課
柳原 保邦	国際協力事業団 国際協力専門員
吉澤 啓	国際協力事業団 青年海外協力隊事務局 派遣第二課
	(五十音順)
熊岸 健治 (アドバイザー)	国際協力事業団 派遣事業部 部長

ケニア国別援助研究会報告書（非売品）

1992年6月 初版第1刷発行
編集・発行 国際協力事業団
国際協力総合研修所
〒162 東京都新宿区市ヶ谷本村町10-5
国際協力センタービル
電話 (03)3269-3374

印刷・製本 株式会社カントー

© JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY (JICA)

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL COOPERATION 1992 Printed in Japan

JICA